

第二編 銀の需要と供給

たなる立法を爲さざるものとす。

(三) 署名國各政府は、自國豫算並に地方の條件の許す限り、小額紙幣に對し銀貨を之に代用するものとす。

(四) 以上の規定は、次の例外及制限に服す

(イ) (一)に於て勸告せられたる協定が、若し一九三四年迄に實施に至らざるときは、本協定の諸規定は、一九三四年一月一日を限り無効たるべし、如何なる場合に於ても、本協定の規定は一九三八年一月一日を超へて、延長せらるゝことなし

(ロ) 署名國政府は自國銀貨の純量目の市場價格が其銀貨の名目價值若くは平價を超へて騰貴することによりて、自國銀貨の逃避若は鑄潰さるゝことを防止するが爲めに必要な措置を講ずることを得

(二) 倫敦に於ける八ヶ國銀協定

署名國政府は次の通り約す

印度政府——(イ)一九三四年一月一日以降向ふ四ヶ年間、總量一四〇、〇〇〇、〇〇〇

八ヶ國銀協定

〇純オンスを超へて、賣却によりて處分せざるべし。同期間、各曆年中の處分は、年平均銀量三五、〇〇〇、〇〇〇純オンスとすべきこと、若し一曆年中に銀三五、〇〇〇純オンスを處分せざるときは、銀三五、〇〇〇、〇〇〇純オンスと實際に處分せる總量との差額は、後の曆年に於て之を追加處分することを得、但各曆年中處分の最大量は銀五〇、〇〇〇、〇〇〇純オンスに限らるべし

(ロ) 以上の諸規定に拘はらず、本協定締結の日の後、若し印度政府が對米戰債支拂の目的にて、銀を他國政府に賣却すべきときは、其銀量は本協定の範圍より除外せらるべし

(ハ)(イ) に定めたる總量に(ロ)に定めたる量を加ふべきときには、其總量は銀一七五、〇〇〇、〇〇〇純オンスに限らるべし

濠洲、加奈陀、米國、墨士哥及秘魯政府——は本協定の有効期間中、如何なる銀をも賣却せず、一九三四年一月一日より向ふ四ヶ年間、各曆年自國産銀三五、〇〇〇、〇〇〇純オンスを市場より買上げ若くは引揚ぐる措置を講ずべきこと、この銀三五、〇〇〇、〇〇〇純オンスに對する各國の分前は之等諸國間の協定によりて決定すべき

第一章 銀の供給

印度政府
賣却制限

第二編 銀の需要と供給

ものとす

右各國の分前は本協定成立後左の如く定められた。

米	國……………	二四、四二一、四一〇オンス
暹	洲……………	六五二、三五五
加	奈 陀……………	一、六七一、八〇二
墨	西 哥……………	七、一五九、一〇八
秘	魯 國……………	一、〇九五、三二五
計		三五、〇〇〇、〇〇〇

本規定に従ひて買上若くは引上げたる銀は上記四ヶ年の間通貨目的（鑄造若は通貨準備）の爲めに用ひ、若くは賣却することなく之を保有すべきこと

支那政府——は一九三四年一月一日より向ふ四ヶ年間廢貨より生じたる銀を賣却せざるべし

西班牙政府——は同期間銀二〇、〇〇〇、〇〇〇純オンスを超へて、賣却によりて處分することを得ざるべし、同期間各曆年中の處分は、年平均銀量五、〇〇〇、〇〇〇純

支那政府
の
不
賣
却
義務
西
班
牙
政
府
の
賣
却
制限

オンスとすべきこと、一曆年中に銀五、〇〇〇、〇〇〇を處分せざるときは、實際に處分せる純量と銀五、〇〇〇、〇〇〇純オンスとの差額は、後の曆年に於て之を追加處分することを得、但各曆年中處分の最大量は銀七、〇〇〇、〇〇〇純オンスに限らるべし。

右倫敦協定譯文は大藏省理財局調査發行「歐米主要國經濟現況」に記載せるものを引用す。

第二章 銀の需要

(一) 總 説

銀は、最初から貴金屬として人類に愛用せられたのである。それ故、裝身具としての用途が先づ第一であつたと思ふ。次で裝飾品、美術品の材料として用ひらるゝやうになつた。斯う考へて間違はないであらう。現在では、その用途は幾分増加して、貨幣鑄造用、美術工藝用、化學工業用材料としての用途を有つて居る。之等の用途が、即ち銀需要の要素を爲すもので、この外になほ使用中に於ける磨減、印度及支那に於

第二章 銀の需要

ける貯蔵等も消費的要素として、結果に於て需要の一部を爲して居る。

之等各要素の性質を仔細に考へるに、貨幣の鑄造、美術工藝用材料として用ふる場合には、單に之に加工し或は他の金屬と合金して用ふるものであつて、銀其物を喪失せしむるものではない。貯蔵に供せられるものは、銀塊のまゝ或は貨幣、美術工藝作品の形のまゝ蓄へるのであつて、之又銀を喪失せしめない。化學工業原料に供せられるものは、化學變化により銀を變質せしむるものではあるが、製品を消費しない限り再び銀に還元せしむることも出来る。例へば、米國に於て寫眞用フィルムに使用せらるゝ銀は、一ヶ年約六千萬オンスと見積られて居るが、其八割内外が銀に還元せられて居ると云はれる。

然るに、磨滅に屬するものは、銀製品の一部が他物との接觸によつて、長年の裡に剝落せられて散逸するのであるから、これは永久に吾人の利用から喪失するのである。従つて、磨滅及化學工業用原料に充てられたものゝ一部を除いた、他の用途の銀は、相互に利用し融通することが出来る。例へば、銀貨を鑄造して、美術工藝品或は化學工業用の材料に供することが出来ると共に、貯蔵されて居た銀が、市價の昂騰に

促されて、再び市場に現はれ、これが鑄貨の材料となり、或は寫眞用感光劑の原料となると云ふことも有り得るのである。故に、之等の需要は、一面需要であると共に、何時たりとも供給の側に廻り得る素質を有するものなることは、特に注意を要する點である。

世界が、一ヶ年に需要する銀は幾何に上るか。又需要量を決定する前記各要素の割合は何うであるか。一ヶ年間の需要量を知ること、その供給量を知ること、共に銀價豫想上極めて有益な資料となる。故に、今日迄屢々學者或は銀關係者によつて、その研究が試みられた。就中獨逸の Goldmonometalist として知られた Adolf Soetbeer (一八一四—一八九二年) の貨幣、美術工藝用消費の研究は有名であるが、更に J. D. Rogers は Soetbeer 及合衆國造幣局の統計を基として、十九世紀以前の消費状態を研究し、R. H. Inglis Palgrave の編輯した Dictionary of the Political Economy 中に掲載して居る。(同書第三卷四〇〇頁参照)

十九世紀以前の消費状態

Rogers の研究は、今日から見ると充分とは云へぬが、資料の蒐集が今日以上に困

第二編 銀の需要と供給

難であつた當時としては、比較的を得たものと思はれる。故に同氏の研究を基として、聊か十九世紀以前の銀需要（消費）状態を回顧してみよう。Rogers は銀の消費を

- (一) 亞細亞方面への純輸出
- (二) 美術工藝使用新規材料
- (三) 鑄貨使用新規材料
- (四) 磨減

の四要素に分ち、之等の各要素につき一七〇一年乃至一八六九年の百九十四年間に於ける状態を述べて居る。

氏はその調査した期間を三期に分け、各期間毎に各要素の年平均消費高と、同期間中の各要素の消費割合とを示して居る。

ローヂャーヌ氏調査銀年平均消費量 單位チオンス

期 二 第	期 一 第	間 期		磨 減	消 年 費 平 均 額
		年 次	他ノ用途へ使用 新材料		
一八五二—一八五五	一七〇一—一八五〇	一七〇一—一八二〇	三、八八八	一、八〇〇	一六、五七二
一八五六—一八六〇	一八二一—一八三〇	一八二一—一八三〇	四、五六一	一、五〇〇	一八、〇四三
一八六一—一八六五	一八三一—一八四〇	一八三一—一八四〇	六、七二二	一、五七三	二五、五〇一
一八六六—一八七〇	一八五一—一八五〇	一八五一—一八五〇	五、八八八	一、七〇〇	二七、七二六
一八七一—一八七五	一八六一—一八六〇	一八六一—一八六〇	八、六八〇	一、六四〇	一八、九七〇
一八七六—一八八〇	一八六一—一八六〇	一八六一—一八六〇	八、六八〇	一、六四〇	一六、五七二
一八八一—一八八五	一八六一—一八六〇	一八六一—一八六〇	九、九六七	一、五一一	一八、〇四三
一八八六—一八九〇	一八六一—一八六〇	一八六一—一八六〇	九、九六七	一、五一一	二五、五〇一
			二〇、四六八	一、四八〇	二五、四六六
			二一、二三四	一、四八〇	二五、四六六
			二二、八六八	一、四八〇	二五、四六六
			二四、九〇九	一、四八〇	二五、四六六
			二六、八八八	一、四八〇	二五、四六六
			二八、九〇九	一、四八〇	二五、四六六
			三〇、九〇九	一、四八〇	二五、四六六
			三二、九〇九	一、四八〇	二五、四六六
			三四、九〇九	一、四八〇	二五、四六六
			三六、九〇九	一、四八〇	二五、四六六
			三八、九〇九	一、四八〇	二五、四六六
			四〇、九〇九	一、四八〇	二五、四六六
			四二、九〇九	一、四八〇	二五、四六六
			四四、九〇九	一、四八〇	二五、四六六
			四六、九〇九	一、四八〇	二五、四六六
			四八、九〇九	一、四八〇	二五、四六六
			五〇、九〇九	一、四八〇	二五、四六六
			五二、九〇九	一、四八〇	二五、四六六
			五四、九〇九	一、四八〇	二五、四六六
			五六、九〇九	一、四八〇	二五、四六六
			五八、九〇九	一、四八〇	二五、四六六
			六〇、九〇九	一、四八〇	二五、四六六
			六二、九〇九	一、四八〇	二五、四六六
			六四、九〇九	一、四八〇	二五、四六六
			六六、九〇九	一、四八〇	二五、四六六
			六八、九〇九	一、四八〇	二五、四六六
			七〇、九〇九	一、四八〇	二五、四六六
			七二、九〇九	一、四八〇	二五、四六六
			七四、九〇九	一、四八〇	二五、四六六
			七六、九〇九	一、四八〇	二五、四六六
			七八、九〇九	一、四八〇	二五、四六六
			八〇、九〇九	一、四八〇	二五、四六六
			八二、九〇九	一、四八〇	二五、四六六
			八四、九〇九	一、四八〇	二五、四六六
			八六、九〇九	一、四八〇	二五、四六六
			八八、九〇九	一、四八〇	二五、四六六
			九〇、九〇九	一、四八〇	二五、四六六
			九二、九〇九	一、四八〇	二五、四六六
			九四、九〇九	一、四八〇	二五、四六六
			九六、九〇九	一、四八〇	二五、四六六
			九八、九〇九	一、四八〇	二五、四六六
			一〇〇、九〇九	一、四八〇	二五、四六六

第二章 銀の需要

期三第	期二第	期一第	期一第	期一第	期一第	期一第
一八九一—一八五〇	一八五〇—一八二一	一八二一—一八〇〇	一八〇〇—一七七一	一七七一—一七五〇	一七五〇—一七〇〇	一七〇〇—一六五〇
一八九一—一八五〇	一八五〇—一八二一	一八二一—一八〇〇	一八〇〇—一七七一	一七七一—一七五〇	一七五〇—一七〇〇	一七〇〇—一六五〇
一八九一—一八五〇	一八五〇—一八二一	一八二一—一八〇〇	一八〇〇—一七七一	一七七一—一七五〇	一七五〇—一七〇〇	一七〇〇—一六五〇
一八九一—一八五〇	一八五〇—一八二一	一八二一—一八〇〇	一八〇〇—一七七一	一七七一—一七五〇	一七五〇—一七〇〇	一七〇〇—一六五〇

R. H. Inglis Palgrave, Dictionary of Political Economy, P. 400

第一期（一七〇〇—一八五〇年） この期に属する百五十年間の平均に於ては、貨幣鑄造用の消費は年平均六百八十八萬七千オンス消費割合三割六分となつて第一順位を占め、美術工藝用消費が之に次で、年平均五百八十二萬六千オンス、消費割合三割一分を占め、亞細亞方面への輸出は年平均四百五十二萬六千オンス消費割合二割四分で第三位、磨減は百七十三萬オンス割合九分で豫想以上大きいのが目に着く。

第二期（一八五〇—一九〇〇年） この期に属する四十年間の年平均に於ては、前期の割合に於て第一位を占めて居た貨幣鑄造用消費高は、銀の使用量年平均が三百九十九萬四千オンスに減すると共に、消費割合も僅かに七分となつて第三位に墜ちて居る。之に反して亞細亞方面への輸出が量に於て年平均三千八百九十六萬九千オンスに

一八五〇年一
一七〇〇年一
一八五〇年一

一八五〇年一
一八〇〇年一
一八五〇年一

一八九〇年一
一八五〇年一
一八九〇年一

一八九〇年一
一八五〇年一
一八九〇年一

激増し消費割合も前期の第三位から第一位に昇つて六割八分となり、美術工藝用消費は、量に於ては年平均千三百八萬五千オンスに増加して居るが、消費割合は二割三分と前期より幾分低下し、順位は依然第二位を占めて居る。磨減は量に於て減じ、割合に於ても亦二分に低下して居る。

第三期（一八九一—一九五〇年） この期に入つての五年間に於ける年平均は、亞細亞方面への輸出は年平均八千五百五十萬オンスに増加したが、消費割合は五割九分に下り順位は依然第一位に居る。貨幣鑄造用消費は年平均二千四百三十五萬オンスと前期に比し激増し、消費割合も一割八分となつたが、順位は前期同様第三位である。美術工藝用消費は三千九十九萬二千オンスで割合二割二分、順位は依然第二位である。磨減は割合を更に減じて一分となり量に於ては前期よりも遙かに減じ八十六萬三千オンスとなつた。

第一期即ち一八五〇年以前に於ては、歐米諸國の貨幣制度は英國を除き（英國は一八一六年金單本位制となつた）銀本位若くは金銀複本位制を採用して居た。故に、本位銀貨の鑄造が盛んに行はれたのみならず、佛蘭西、瑞西、伊太利等補助銀貨を鑄造

したものは、本位銀貨同様實買價格によつて居たので、之等の銀貨鑄造に要した銀は莫大な量になつた筈である。然るにこの時期に於ける亞細亞方面への輸出は、一つには銀價が未だ高位にあつた爲め、未だ多くの需要を喚起するに至らなかつたこと、二つには歐米諸國の銀吸収力の旺盛なのに壓迫されて、夫れ程振はなかつたものと察せられる。この時期に於ける磨滅の量が多い事に就ては、當時の銀貨が本位貨補助貨共に實買價格によつて居た爲め形が大きく、加ふるに造幣技術の幼稚な爲め、自然磨滅量も多かつたのではあるまわか。

第二期に入つて、貨幣鑄造高と亞細亞方面への輸出高とが順位を代へたに就ては、重大なる理由がある。即ち、一は歐米諸國に於て貨幣制度の根本的改革が行はれて、本位銀貨の鑄造が停止又は廢止の運命に墜ちたこと及び東洋方面殊に印度の對歐輸出貿易が旺盛となり、其決済の爲め、巨額の銀がこの方面に輸出せられたことこれである。

歐米諸國に於ける貨幣制度改革に就ては、既に之を述べたので茲には省略する。が、その影響はこの期間の後年に於て、即ち一八七三年以後顯著に現はれた筈である。

銀の本位
格資格失

ローヂヤ
ス氏の方
法

Rogers の表によれば一八五一年乃至一八七七年の貨幣鑄造用銀消費年平均量は消極數を以て現はされ、銀貨鑄造不足といふことになつて居るが、これは同氏の計算方法が「銀貨鑄造高の内亞細亞方面へ支拂の爲め送つたものは、之を亞細亞方面への輸出の一部へ入れて貨幣鑄造高から除く」と云ふ建前になつて居たので、この期間銀鑄造高を超過して亞細亞方面へ送つた額がこゝにマイナスとなつて現はれて居るのである。

亞細亞方面への輸出を激増せしめた原因は、更に今少し詳しく云へば、(一)印度の對歐米輸出貿易激増によりその受取超過額を銀で支拂はねばならなかつたこと(二)歐洲諸國の貨幣制度改革以後銀價崩落し、東洋諸國の銀吸収を容易ならしめた結果、巨額の銀が輸出せられたことである。

印度は、貿易上輸出超過國である。其超過額は、一八三五・六年から一八九四・五〇年の十五ヶ年間の年平均六千四百萬留比に過ぎなかつたものが、一八五〇年以後漸増して一八五〇・五一年から一八五四・五年の五ヶ年間は年平均七千七百餘萬留比に増加し、其後累増して一八六〇・六一年度以降は

第二編 銀の需要と供給

年 度	輸出超過額	金銀輸入超過額
一八六〇—六一	九四、七六〇千留比	九五、六〇六千留比
一八六一—六二	一三九、九六六	一四二、七〇九
一八六二—六三	二五二、二七三	一九三、九八三
一八六三—六四	三八四、七九九	二一六、九五〇
一八六四—六五	三九八、七六一	一九九、一八八
一八六五—六六	三五八、九一九	二四三、九三一
一八六六—六七	一二八、二一三	一〇八、〇五四
一八六七—六八	一五一、六八三	一〇二、〇三四
一八六八—六九	一七〇、七二〇	一三七、六〇四
一八六九—七〇	一九五、四三九	一二九、一二四

と云ふ如く巨額の輸出超過を続けた。新しくして印度に對する銀貨支拂の増加は、歐米諸國より亞細亞方面への銀輸出を増加せしめたが、更に貨幣制度改革以後の銀價低落により、印度以外の東洋諸國より多量の銀が吸收せられた。

新しく、貨幣鑄造用の銀需要減少と亞細亞方面への輸出増加とにより、この期間に於ける消費割合は、前期の順位を顛倒せしむるに至つたが、前述の如く Rogers の計算に於ては、銀貨鑄造額中から亞細亞方面へ支拂の爲め送られた分を除いて、亞細亞への輸出中に加算する方法を採つたので、一層兩者の差を大ならしめたのである。この期間に於て磨減の量及割合が、著しく減じ或は低下したのは、貨幣制度改革以後銀貨は補助貨としてのみ鑄造され謂ゆる名目貨幣となつたので、形状も小さくなり且つ造幣技術の進歩により磨減が減少した爲めと思はれる。

第三期に入つては、銀の消費量は各要素共に増加したが、各要素の順位には變りがない。要するに、この表に現はれた所により知り得る所は、十八世紀に於て貨幣的需要を主とした銀は、十九世紀に入つて亞細亞方面への輸出とその地位を代へるに至つたと云ふことである。そして、それは實に歐米に於ける貨幣改革の結果であつた。併し、亞細亞方面の需要は、貨幣鑄造を主たる目的として居るのだから、内容を詮索すれば、銀の需要は失張り鑄造貨用が首位を占めることになるのである。

歐洲大戦前の需要

第二章 銀の需要

ロバート・スミス大蔵官の
デザイナに於ける
消費の状況
の研究

第二章 銀の需要と供給

一八九六年以降世界大戦迄の銀需要状態に就ては、大正六年（一九一七年）に大蔵省理財局で前述 King の方法に倣つて調査した調査表がある。左にこれを引用しよう。

世界に於ける銀消費量（単位千オンス）

年次	亜細亞地方へ純輸出	美術工器使用新材料	鍍化使用新材料	廢減	計
一八九六	六、八三五	三、〇三三	六、三三三	一、六三五	一七、一三五
一八九七	七、三三三	三、〇三三	六、三三三	一、六三五	一七、一三五
一八九八	七、三三三	三、〇三三	六、三三三	一、六三五	一七、一三五
一八九九	七、三三三	三、〇三三	六、三三三	一、六三五	一七、一三五
一九〇〇	七、三三三	三、〇三三	六、三三三	一、六三五	一七、一三五
一九〇一	七、三三三	三、〇三三	六、三三三	一、六三五	一七、一三五
一九〇二	七、三三三	三、〇三三	六、三三三	一、六三五	一七、一三五
一九〇三	七、三三三	三、〇三三	六、三三三	一、六三五	一七、一三五
一九〇四	七、三三三	三、〇三三	六、三三三	一、六三五	一七、一三五
一九〇五	七、三三三	三、〇三三	六、三三三	一、六三五	一七、一三五
一九〇六	七、三三三	三、〇三三	六、三三三	一、六三五	一七、一三五
一九〇七	七、三三三	三、〇三三	六、三三三	一、六三五	一七、一三五

世界に於ける銀消費量割合表

一九〇八	100,101	九、八三三	三、八三三	二、〇三三	110,101
一九〇九	九、八三三	三、八三三	三、八三三	二、〇三三	110,101
一九一〇	七、三三三	三、八三三	三、八三三	二、〇三三	110,101
一九一一	七、三三三	三、八三三	三、八三三	二、〇三三	110,101
一九一二	七、三三三	三、八三三	三、八三三	二、〇三三	110,101
一九一三	七、三三三	三、八三三	三、八三三	二、〇三三	110,101
一九一四	七、三三三	三、八三三	三、八三三	二、〇三三	110,101

	一九〇六年	一九〇五年	一九〇六年	一九一四年
亞細亞へ純輸出	四%	四%	四%	四%
美術工器用	三%	三%	三%	三%
鍍貨	一%	一%	一%	一%
合計	100%	100%	100%	100%

右の二表を対照すれば、大戦前に於ける銀消費の、大體の傾向を知ることが出来る。亞細亞方面への輸出は、その數量を年々増加したのみならず、消費の割合は四割

第二章 銀の需要

第二編 銀の需要と供給

四分から四割八分となり、四割三分、四割七分と、伸びて依然全消費中第一位を占めて居る。美術工藝用消費も亦、數量を漸次増加し、歐洲大戰前四五ヶ年の消費年額は、一八九六年頃の二倍に達し、消費割合も二割二分から二割八分三割四分と上つた。そして只貨幣鑄造だけが、數量年々減少し戦前四五ヶ年の状態は一八九六年頃の約半ばとなり、美術工藝用消費と、丁度正反對の状態にある。消費割合も亦三割三分から二割三分、一割五分、一割八分と大勢低下の傾向を見せて居る。

如斯、銀貨鑄造消費が、逐年減少の傾向にあるのは、次の如き諸原因によるのであらうと考へる。

- (一) 銀貨が補助貨として名目貨幣たるに過ぎない爲め、本位貨時代の如く之を貯藏する風習が歐洲方面に無くなつたこと。
- (二) 造幣技術の進歩により磨減率が低下し、貨幣としての壽命が長くなつたこと
- (三) 従つて市中に流通する銀貨は従來からの鑄造で充分に一般の需要を充し得ることとなり、新貨鑄造の必要が大に減じたこと。

以上で、吾々は Rogers の調査及 Rogers と同一の方法によつて調製した大藏省理

財局の表によつて十八世紀から世界大戰勃發の年迄の銀消費の状態を消費各要素につき研究した。そして、銀の消費中首位を占めたものは、最初に貨幣鑄造用であつたのが、次で亞細亞方面への輸出に代つたのを知つた。吾々は更に進んで、大戰中及大戰後の銀需要状態につき研究を重ねなければならぬ。併し、今度は Rogers と同一方法によらず、大戰前後から今日迄の状態を、最近の資料により、需要量を決定する各要素毎に見てゆくことにしやう。

(II) 銀貨の鑄造

銀の需要的方面で、首位を占めて居た銀貨の鑄造は、歐米諸國に於ける貨幣制度改革による、本位銀貨廢止以後遽に激減して、亞細亞方面の需要が之に代つて増大したことは、前項 Rogers の研究によつて教へられた所である。併し、亞細亞方面の需要は、實は貨幣鑄造に充てらるゝものが大部分であるから、之を考慮に入れると、銀需要の首位を占めるものは、矢張り貨幣の鑄造であつたと云はねばならない。

本位貨としての銀

コロンバスが亞米利加を發見して以來、歐洲諸國は、多年渴望して居た銀を滿喫す

第二章 銀の需要

ることが出来た。新に採用された白色の貴金属は、便船毎に新大陸から賣らされた。正に銀の洪水であつた。彼等多年の夢は、現實のものとなつたが、間もなく、銀の在荷が増加するに従つて、銀價は次第に低下して行つた。銀價の記録は、一六八七年來残つて居るが、それによると、その最初の年の平均金銀比價は、既に金一に對し銀一四・九四になつて居た。その後一八六〇年まで約百八十年の間は、銀塊相場は謂ゆる安定時代に在つたと云ふものゝ、小中の動搖は常に繰り返されて、大勢は下落傾向にあつた。一七九一年の平均比價が一五・〇五となつて後は、再び一四代に回復することは無かつたのである。

十八世紀の末葉までは、歐洲諸國の貨幣制度は、銀本位にあらざれば金銀複本位であつた。然るに、文化が進み經濟關係が複雑になり、交換手段の利用も同數が漸繁になり、其流通地域も廣範圍に亘ることになると、金銀と二つの價値尺度を有することが不便になつて来る。殊に、金銀間の比率が小巾とは云へ、絶へず動搖する状態では、この不便利益は、一層痛切に感ぜられて来る。

茲に於て、英國が先づ一八一六年に金本位の貨幣制度を採用して、銀から本位貨

たる資格を奪つて了つた。其後、暫くこれに倣ふ國が無かつたが、一八七一年に獨逸が Verein Teller 銀貨の自由鑄造を廢止して、謂ゆる跛行本位の幣制を採つた。次で一八七三年には、瑞典丁抹が貨幣同盟を組織して金本位となり、一八七四年、諸國が此の同盟に加入して金本位國となり、和蘭は一八七三年銀貨の自由鑄造を廢止して、一八七五年から金本位制に移り、更に一八七六年から一八八五年へかけて、佛蘭西、伊太利、希臘、瑞西、白耳義、の羅匈貨幣同盟諸國が銀貨の自由鑄造を廢止して、謂ゆる跛行本位の幣制を採用した。

この、歐洲諸國に於ける金本位への移行の風潮は、北米合衆國へも波及し、一八七三年法制上に金本位制を採用して Trade Dollar 以外の銀貨鑄造を廢止した。けれども同國は産銀國であつて、謂ゆる Silver-man の政治的勢力侮り難いものあり、その活動が效を奏し、一八七八年彼の有名な Bland-Allison Act が制定せられ、それによつて銀貨の本位性が再認され、更に一九〇〇年になつて再び金本位制を確立する貨幣法が制定せられた。

次で一八九七年澳洪國が、同年日本が、一八九九年露西亞が、何れも金本位制を實

第二編 銀の需要と供給

施し、一八九三年には印度が造幣局を閉鎖して銀の自由鑄造を廢止し、一八九九年から金爲替本位制を採用するに至つた。斯くて、歐洲大戦前には世界に於ける主要國は概ね金本位制を採つて居た。

世界大戦直前の主要國貨幣制度

大正三年大藏省理財局發行 金融事項參考書外國三部第一卷に據る

國別	本位	實施年	單位	品位	純量目
英吉利	金	一八一六	Pound	92.5%	4.12396634g
佛蘭西	金	一八七六	Franc	900	0.120011111g
奧國	金	一八七〇	Mark	900	0.120011111g
露國	金	一八九九	Rybr	900	0.120011111g
伊太利	金	一九〇〇	Krone	900	0.120011111g
白耳牙	銀	一八七八	Lira	900	0.120011111g
芬蘭	金	一八九四	Franc	900	0.120011111g
丁加奴	金	一八七三	Lewa	900	0.120011111g
芬蘭	金	一八七三	Kronor	900	0.120011111g
芬蘭	金	一八七三	Marka	900	0.120011111g

國別	本位	實施年	單位	品位	純量目
希臘	銀	一八七八	Drachma	900	0.120011111g
和蘭	金	一八七五	Franc	900	0.120011111g
諸國	金	一八七五	Gulden	900	0.120011111g
荷蘭	金	一八七五	Kronor	900	0.120011111g
羅馬尼亞	金	一八九〇	Lei	900	0.120011111g
塞耳其	銀	一八七九	Dinar	900	0.120011111g
西班牙	銀	一八七九	Peseta	900	0.120011111g
瑞典	金	一八七三	Kronor	900	0.120011111g
瑞西	金	一八六八	Franc	900	0.120011111g
土耳其	金	一八九九	Piastre	900	0.120011111g
英領印度	金	一八九九	Rupce	900	0.120011111g
佛領印度支那	金	一八九九	Piaster	900	0.120011111g
香港	銀	一九〇八	Dollar	900	0.120011111g
暹羅	銀	一九〇八	Tical	900	0.120011111g
海峽殖民地	銀	一九〇八	Dollar	900	0.120011111g
合衆國	銀	一八七八	Dollar	900	0.120011111g
加奈	銀	一八七八	Dollar	900	0.120011111g
墨西哥	銀	一九〇五	Peso	900	0.120011111g

備考 金は金本位、銀は銀本位、金は金貨兌換本位（金爲替本位）の時

第二章 銀の需要

第二章 銀の需要と供給

尙有有牙の項一八九一年以後與とあるは一八九一年以後紙幣本位の略

斯の如く、世界各國が次から次へと、銀から本位貨幣として資格を奪つた爲め、銀の經濟的意義は從來と一變し、それ以來銀は單なる商品と云ふ地位に墜され、銀價は決定的に下落の傾向へ追ひ込まれ、恢復の望みは永遠に無いものと思はれるやうになつた。今一八七一年以來の金銀比價を見るに、その各年の平均率は

一八七四年.....	一六・一六	一八七六年.....	一七・七五
一八七九年.....	一八・三九	一八八五年.....	一九・四一
一八八六年.....	二〇・七八	一九〇〇年.....	三三・三三

尙ほ第一編第一章(一)の比率變動の同圖参照

と鈞瓶落しに低下した。一九三二年の平均比率の如きは、實に七三・二九といふ慘狀である。

現在の本位銀貨

歐洲に於ては、本位銀貨の鑄造は現在の所殆んど之を見ない。璣西の五法銀貨は本位貨として今尙ほ完全な通用力を有つては居るが、その鑄造は八千萬法と制限せられ、

合衆國と支那

本位銀貨

その限度に達してからは、新規の鑄造は無いのである。斯様な状態で、主要國中本位銀貨の鑄造を爲しつゝあるは、北米合衆國と支那とあるのみである。

合衆國本位銀貨 合衆國最初の貨幣法は、一七九二年四月二日に公布せられた。同法によつて、米國の貨幣は單位を弗とし、弗は品位八九二總量四一六グリーン（純分三七一・二五グリーン）の銀貨を以て、之を代表せしめ、同時に之と一對十五の比率を保つ金貨を鑄造して、金銀兩本位を採ることに定められた。この最初の法律により、本位銀貨は鑄造に着手せられ、一七九三年から一七九五年迄三ヶ年間に二十萬四千七百九十一弗が鑄造せられた。これが、米國の本位銀貨 Standard Silver Dollar である。

その後毎年鑄造が續けられたが、金銀比率の變動により、一八三七年十八日貨幣法に改正を加へ金銀貨の品位を共に九百位とし、金銀比率を一五・九八八とすることに改められた。當時は銀貨が主として使用せられて居たので、銀貨の純分を改めることは差控へ單に品位を九百位とする改正だけが行はれ、比率變更に基く純分の變更は金貨の方に加へられた。

第二章 銀の需要

金本位制
本位銀貨の
製造

米國が歐洲諸國に於ける金本位制移行の風潮に刺戟せられ、金本位を採用し本位弗銀貨の鑄造を停止する法律を公布したのは、一八七三年二月十二日である。銀貨の鑄造は、この法律により停止せられたが、それまでに米國が鑄造して居た本位弗銀貨の總額は八百三萬二千三百七十七弗に過ぎなかつた。

併し、本位弗銀貨の壽命は、未だ終つた譯ではなかつた。一八七八年二月二十八日に Bland-Alison Act が制定せられ、本位銀弗は無制限法貨として復活したので、再び鑄造が開始された。而かも、同條件は、毎月二百萬オンスを以て、本位銀弗を鑄造し一八九一年七月一日迄繼續すべき旨を規定したので、各年の本位弗銀貨鑄造高は、過去八十一年間に鑄造したる總額より、遂かに巨額に上ることとなり、本位銀貨在高は遂に激増した。そして、同法による銀貨鑄造は一九〇四年まで繼續し、一九〇〇年三月十四日米國再度の金本位條例が公布せられたのち五年目に停止せられた。

最近に於ける本位銀貨の鑄造は一九一八年四月二十三日に公布せられた Pittman 法に基くものであつた。同法による鑄造は一九二一年二月十九日から開始せられ、一九二八年迄續けられた。その間、年々の鑄造高は次の如くである。(尙ほ附録第一

表参照)

一九二一……	八七、七三六、四七三	一九二二……	八四、二七五、〇〇〇
一九二三……	五六、六三一、〇〇〇	一九二四……	一三、五三九、〇〇〇
一九二五……	一一、八〇八、〇〇〇	一九二六……	一一、二六七、七〇〇
一九二七……	二、九八二、九〇〇	一九二八……	一、九九二、六四九

ピットマン條例は「合衆國に於ける金の供給を保持し、合衆國にとりて逆勢なる貿易差額を銀を以て決済し又補助貨鑄造用及市場需要の銀を供給し、且合衆國の敵と交戦中なる外國政府を援助し並に以上の目的の爲めに銀の價格變動を防止し其の生産を奨励せんとする條例」で、當時政府が所有して居た。又將來保有すべき本位弗銀貨を鑄造して賣却する途を開いたものであつて、同條例に基く本位弗銀貨の鑄造は、右の鑄造の補充の爲めにするものであつた。故に、その鑄造は市場に新に銀貨を供給するものではなかつたが、それでもこの補充用鑄造の爲めには莫大なる銀が需要されたのである。

斯くして、米國に於ける本位弗銀貨の鑄造高は、一七九三年より一九二八年まで、

ピットマ
ン條例

第二編 銀の需要と供給

總計八億四千八百五十六萬八千五百九十六弗に達した。そして、その内八億四千五百五十三萬三千五百五十八弗は、實に米國が最初の金本位制を布いた以後に於て鑄造せられたものである。右の本位銀弗の外に、尙ほ貿易弗と稱せらるゝ銀貨がある。これは一八七三年二月十二日の法律により鑄造せられたもので、一八七三年から一八八三年迄に總計八千五百九十六萬餘弗の鑄造を見たのみで其後は廢止せられて居る。

Silvermen の活躍は最近の銀價低落により愈々活潑となり、遂に議會を動かして、銀を再び本位貨として復活せしむべき權能を、大統領に與ふる條項を、一九三三年五月十二日公布の農業救済法第三部中に、加へしめるに成功したが、更に一九三四年には銀買上法を制定せしめ同法第五條に於て本位銀貨の鑄造を規定した。されば、米國は一九三四年以後には再び本位銀貨の鑄造を復活することになつたが、今次の鑄造状態は、未だ判明する時期に達しては居ない。

支那の本位銀貨 支那が本位銀貨を有するに至つたのは、一九三三年の「銀元本位幣鑄造條例」實施以後に屬する。それまでは、各種各様の内外銀貨が流通界を横行したに過ぎなかつた。右條例の内容に就ては、概略ではあるが、支那の銀需要を研究する際

一九三四年以後の本位銀貨

支那の本位銀貨の鑄造は、今迄あり

銀貨の鑄造に用いた銀質の減少を、實質的に減少せしめた理由

銀貨の鑄造

に述べる豫定である。條例による銀元の鑄造状態は、未だよく判つては居ないし、廢兩改元と稱せられて居る貨幣制度改革前の貨幣状態は餘り複雑であり、特に説明の要もないから之を省略することにしよう。

銀貨の鑄造

世界の主要國が、本位銀貨の鑄造を廢して以來、銀は主として補助貨素材として使用せらるゝことゝなつた。補助貨とは、云ふまでもなく、本位貨幣に對し補助的地位に立つもので、本位貨幣の單位以下の小額支拂に充てらるゝ使命を有ち、通例額面以下の實價により鑄造せられ、法によつて額面價格に流通せしむる貨幣である。

補助貨は額面以下の實價で鑄造せらる。故に、本位貨鑄造時代に比べると、その鑄造する額面價格が相等しいとしても、尙ほ需要される銀の分量は遙かに少量で済む譯である。そして、これが貨幣用の銀需要を、實質的に減少せしめた主因であると共に銀貨鑄造が銀價の決定上、本位貨時代程重要材料視せられないやうになつた原因でもある。

一つの銀貨の實質價格が、その額面を越へるやうになると、その銀貨は鑄潰されて、

第二章 銀の需要

第二章 銀の需要と供給

銀塊として市中に現はれるか、或は国外へ流出する。その危険を感ずる點を、鑄造點と云つて居るが、補助銀貨の鑄造點は、當時の銀塊相場より遙かに上に決められて居る。今試みに大戦前に於ける英、佛、露、米諸國の補助銀貨鑄造點と、大戦前後の倫敦銀塊相場とを示す次の通りである。

英佛露米銀貨鑄造點

國別	種別	銀塊相場 (一先スル)	鑄造及 補助費	鑄造點	銀塊相場(倫敦)			年次
					最高	最低	平均	
英國	各貨共	六片・〇〇〇〇	〇・四八三	六片・四八三	二九八	二六一	二七九	一九一三
	二法以下	六片・五九三	〇・三六三	六片・〇九三	二七一	三一八	二八一	一九一四
佛國	五法貨	六〇・八五三	〇・四八三	六〇・三七一	二七一	三三六	三二五	一九一五
	二十哥以下	八二・〇〇〇	〇・四八三	八二・四八三	二七一	三三六	三二五	一九一六
露國	二十五哥以上	四〇・五三〇	〇・四八三	四〇・〇四七	二七一	三三六	三二五	一九一七
	半哥以下	六三・〇三〇	〇・四八三	六三・五一三	二七一	三三六	三二五	一九一八
米國	一勇貨	六六・九三三	〇・四八三	六六・四五〇	二七一	三三六	三二五	一九一九
	一勇貨	六六・九三三	〇・四八三	六六・四五〇	二七一	三三六	三二五	一九一九

備考 (一)銀貨鑄造點は大正五年五月十二日大藏省理財局調査(オンス當)

(二)鑄造及補助費は本邦造幣局調査

(三)大戦前銀塊相場は米國造幣局長年報に據る。

右表によつて、銀塊相場と鑄造點とを對比すれば、其の間相當の開きのあるを、觀取することが出來やう。倫敦銀塊相場が、六十六片を超ゆれば、米國の本位銀貨は鑄造されるが、その補助貨及佛、英の銀貨は鑄造の危険をソロソロ感ずるやうになる。歐洲大戦後、銀塊相場は最高八十九片半まで騰貴した。その爲め、歐洲諸國では多額の銀貨が鑄造されて、それが倫敦市場に殺到し、謂ゆる Continental Selling として銀相場反落の大原因を爲した。諸國が貨幣制度の改正を行ひ、補助銀貨を改鑄して、その純分を一層低下せしめたのも、その影響であつた。

歐洲大戦前の銀貨鑄造 最近に於ける、銀貨鑄造につき述べるに當つては、過般の世界大戦を境とし、大戦前、大戦中、大戦後に時期を劃して述べるのを便利だと考へる。別表は、此の目的の爲めに作製した大戦前五年以來今日迄の、毎年の世界銀貨鑄造高である。

大戦前の鑄造状態

第二章 銀の需要

年次	間期	製造高	銀相場	金銀比價	年次	間期	製造高	銀相場	金銀比價
一九〇九	大	八七、七六、五〇	三二五	五〇・三	一九二二	後	三二、二〇、二七	三二五	五〇・三
一九一〇	大	七六、六六、八〇	三二五	五〇・三	一九二三	後	三三、九八、五〇	三二五	五〇・三
一九一一	大	一七、三三、六六	三二五	五〇・三	一九二四	後	一五、八七、八〇	三二五	五〇・三
一九一二	大	一六、三三、四三	三二五	五〇・三	一九二五	後	一八、三〇、〇六	三二五	五〇・三
一九一三	大	一五、三三、三三	三二五	五〇・三	一九二六	後	一九、二九、九三	三二五	五〇・三
一九一四	大	一五、三〇、三六	三二五	五〇・三	一九二七	後	一四、七〇、八三	三二五	五〇・三
一九一五	大	一五、二六、九二	三二五	五〇・三	一九二八	後	二六、〇三、三〇	三二五	五〇・三
一九一六	大	一五、二四、八八	三二五	五〇・三	一九二九	後	一八、四三、八〇	三二五	五〇・三
一九一七	大	一五、二六、八〇	三二五	五〇・三	一九三〇	後	三三、三三、〇六	三二五	五〇・三
一九一八	大	一五、二六、八〇	三二五	五〇・三	一九三一	後	一七、三三、八三	三二五	五〇・三
一九一九	大	一五、二六、八〇	三二五	五〇・三	一九三二	後	一〇、五八、六三	三二五	五〇・三
一九二〇	大	一五、二六、八〇	三二五	五〇・三	一九三三	後	一七、三三、八三	三二五	五〇・三
一九二一	大	一五、二六、八〇	三二五	五〇・三	一九三三	後	一八、三三、八三	三二五	五〇・三

統計を見るに就ての注意

この表を見るに當つて注意せねばならぬのは、左の諸點である。
 (一) 各國の銀貨鑄造材料には、舊銀貨を鑄造して使用するものが多い。その改鑄の分を其まゝ製造高に入れてある。

(二) 此の貨幣鑄造高中には、印度及支那の鑄造高をも含んで居る。又米國の本位弗銀貨も含まれて居る。

若し、銀貨鑄造用として、新規に需要された銀の量を求めんとするなら、この鑄造總額中から鑄造銀による鑄造及貯藏銀による鑄造高を控除し、これに次年度鑄造用として貯藏した銀を加算して算出せねばならない。が、斯る手段を執り得る程、正確な資料を集めることは、殆んど不可能事に屬する。のみならずこゝでは、單に大體の銀貨鑄造高を知り得ればよいのだから、總額だけを擧げるに止めた。表は一九三四年度合衆國造幣局長年報 The Annual Report of the Director of the Mint, for the fiscal year ended June 30, 1934 によつて作製したものである。

大戦前五年間 に於いては、一ケ年の世界銀貨鑄造高は、八千七百萬オンス(一九〇九年)から一億六千百萬オンス(一九二二年)の間を往來して居た。この五ケ年間に鑄造された銀貨の總額は、六億一萬四千三百二十六オンスで、これを一ケ年に平均すれば、一億二千〇二十萬二千八百七十二オンスとなる。即ち戦前に於ては、大體一ケ年に一億二千萬オンス内外の銀が、銀貨鑄造用に使はれて居たと見て差支へある

大戦前五年間の鑄造状態

大戦中五
ヶ年間の
状態

大戦中の銀貨製造 然るに歐洲大戦勃發し、日を経るに従つて銀貨増鑄の必要は急々迫つて來た。大戦開始の年の鑄造高は、一億九千二百餘萬オンスであつたものが、翌一九一五年には二億二千五百餘萬オンスを突破した。更に其翌年には、二億九千二百餘萬オンスに上つた。一九一六年、一九一七年には鑄造高は漸次減じたが、それでも二億八千六百萬オンス、二億三千八百萬オンスを超える状態であつた。戦時五ヶ年に鑄造した銀貨の總額は、實に十二億三千五百三十五萬六千十五オンスに上り、年平均二億四千七百七萬千二百三オンスで、戦前五ヶ年間の、平均鑄造高の二倍に相當する大きなものとなつた。

銀貨増造
増加の原
因

戦争が、通貨を膨脹させるであらうことは、何人も容易に想像し得らるゝ所である。が、過般の大戦に際して、斯くも巨額の銀貨を必要としたのは、交戦國が多數であつたことも、その理由の一つであるが、その外に次の如き諸因が伴つた爲めである。

(一) 物價騰貴による補助貨の不足 戦争開始と共に交戦諸國は戦費支辨の爲め、巨額の政府紙幣、銀行券の發行及増發を行ひ之に充てた。が、更に各種の産業が戦時

物價騰貴
と補助貨
の需要増
加

動員を受けるに及んでは、物資の不足を來し、之が通貨の膨脹と相俟つて物價を加速度的に騰貴せしめた。そして、この影響は直ちに中立の諸國にまで及び、世界を擧げて物價騰貴の國內に捲き込み、世界の經濟界は戦前に數倍する規模のものとなつた。世界の補助貨は、この物價騰貴といふ原因だけでも不足を來したのである。當時各國が、この補助貨不足に如何に悩まされたかは、その急場を救ふ爲め、從來の銀貨、銅貨、青銅貨、白銅貨の外にアルミニウム貨、鐵貨、亞鉛貨、陶器貨が製造せられ、郵便切手が代用せられ、小額紙幣が發行せられたことによつても、想像が出來よう。

現金支拂
の増加

(二) 現金支拂の増加 戦争は、一切の平常状態を破壊する。信用は戦争によつて根本的に破られた。日常の取引に、掛け賣の行はれて居た習慣は、現金拂によつて代へられた。斯くて日常取引に使用せられる銀貨の需要が戦前の數倍に上るに至つた。

戦地諸拂

(三) 戦地諸拂の必要 戦時に於ては、補助貨の使用は、國內にのみ限られない。遙か遠方の戦線にまでも持ち出される。國內で鑄造された銀貨も、その爲めに直ぐ

第二章 銀の需要と供給

拂底する状態であつた。従軍した兵員、軍属其他傭人に對し支拂ふべき給料は素より、戦地に於ける諸拂に、軍票の外尙ほ多くの現金を要し、銀貨が大部分之に充てられたからである。佛蘭西に於ては、大戦中大に銀貨の鑄造を増加せしめたに拘はらず、一九一八年に於ける國民一人當り銀貨保有高は、戦前の六分の一に過ぎなかつたと云はれる。

殊に、比較的發達程度の低い東部地方に於て軍事的活動に従事した印度兵に對しては、銀貨を以てその給料を支拂ふ必要があつた。兵士達は、この方面に多額の銀貨を使用したので、印度留比銀貨の流通範圍は埃及、メソポタミア、中央亞細亞及シリアの各地に擴張し、之等の地方では銀は優越なる地位を占める素地を作つた。それだけに銀貨の需要は特になつたのである。

斯くて、銀貨の鑄造は、急激に増加した。之に伴ひ、銀價は昂騰の氣勢を示し、一九一六年には最高三七片18、最低二六片1116、平均三一片38、金銀比價は三〇・三八となり、爾後、漸騰を続け平和克復の翌一九二〇年二月十一日には、支那の銀需要と云ふ主因はあつたが、八九片半といふ未曾有の高値をさへ見せたのである。

印度兵の給料

一九一一年
一九一二年
一九一三年
まで

大戦後の銀貨鑄造 歐洲大戦後今日までの銀貨鑄造高を見るに當つては、その時を、又三期に分けるのを便利だと考へる。第一期は大戦終了後最初の五年間、即ち一九一九年より一九二三年まで、第二期は一九二四年より一九二八年まで、第三期は一九二九年より現在までとする。これは、何か歴史的劃期的出來事があつて、それを標準に分けたのではない。

第一期（一九一九—一九二三年）この期間に於ける毎年の貨幣鑄造高を見るに

最高鑄造高……………	二九八、三〇〇、五一八オンス（一九一九年）
最低鑄造高……………	一五五、一六八、三九九（一九二一年）
鑄造總額（五ヶ年）（一、一三三、九九六、二四一）	
一ヶ年平均……………	二二六、七九九、二四八

此期の貨幣鑄造高は右の如く尙ほ相當巨額に上つた。大戦終了の頃からの銀價昂騰氣勢は、一九二〇年二月に最高潮に達し、遂に八九片12といふ記録を見たので、各國の銀貨は續々として、鑄潰され銀貨の拂底を招き各國は鑄潰禁止令を出して之が防壓に努めたが遂に及ばず。銀貨改鑄の手段に出づるより外に致し方がなかつた。この

第二章 銀の需要

氣勢を見て取つた英國は、先づ一九二〇年三月に法律を改正して銀貨の改鑄を行ひ、それと前後して諸國、瑞典其他の諸國が改鑄を行つたが、尙ほ此外に

(一) 印度政府の銀貨鑄造が未だ繼續し、一九一九年に一億五千二百餘萬オンスに上りたること

(二) 一九二一年以後、米國がビットマン條例により買上げた銀を以て、本位弗銀貨の補充的鑄造を開始し、その額が一九二二年八千七百七十餘萬弗、一九二二年八千四百餘萬弗、一九二三年五千六百餘萬弗と云ふ巨額に上りたること

(三) 支那が、大戰末期の銀價暴騰時代、旺んに賣向ひ、爲めに國內の銀貨が不足した、その補充として一九一九年から二〇年へかけ多量の銀を輸入し、之を銀貨に鑄造したこと。

等がその主要なる原因であつた。

第二期(一九二四—二八年)この期間に屬する五ヶ年間の鑄造状態は

最高鑄造高……………二一六、〇九三、二六〇(オンス)(一九二八年)
最低鑄造高……………一三六、八一七、八〇八(一九二四年)

一九二四年から一九二八年まで

鑄造總額(五ヶ年)……………八五四、一七四、七一四
一ヶ年平均……………一七〇、八二九、五四二

となつて居る。そしてこの期の鑄造高は、前期に比して著しい減少を見せて居るが、それでもなほ、大戰前に比べると、遙かに増加して居る。その原因と見られるのは

(一) 米國の本位弗銀貨鑄造高は、前期のそれに比し著しく減少し、一九二四年の鑄造高は千三百餘萬弗と前年の約四分の一となり、其後逐年減少はしたが、なほ一九二八年迄鑄造が續けられたこと

(二) 歐洲方面に於て、戦争によつて生れた新興國に於て、銀貨鑄造が開始せられた外に、露西亞、波蘭、獨逸、澳太利等で幣制改革による銀貨の鑄造が行はれたこと

(三) 支那が一九二七年から二八年へかけて多額の銀貨を鑄造したこと
等が主因である。銀需要者として常に特殊の存在であつた印度は、一九二七年の幣制改革により、金爲替本位から金塊本位に移り、政府紙幣の準備に充てる金を蒐集する爲め、政府手持の準備銀を處分するに至つた爲め、却つて供給者の側に廻つた。印度

第三編 銀の需要と供給

入も次第に紙幣の使用に慣れて紙幣を信用する風が濃くなり、銀貨の鑄造は著しい減少を見せた。此期全體を通して見ると、前年は歐洲方面に於ける鑄造により、後半は支那の鑄造により、鑄造高は巨額に上つたのである。

第三期（一九二九—三三年）この期間に於ける鑄造高は、大體に於て戦前の状態に歸つた如く思はれる。歐洲方面に於ける鑄造は、貨幣制度改革後急速度で行はれ、市場の需要に漸く一致するに至つたので、此の期に入つては、既に平年並の鑄造に落付いたものと思はれる。米國に於ける本位弗銀貨の鑄造も、一九二八年限りで停止せられこの期に入つては全然鑄造を見なかつた。従つてこの期に於ける鑄造高は

最高鑄造高	二二七、三二一、七〇六 <small>（一九三〇年）</small>
最低鑄造高	一〇七、五六八、六一三 <small>（一九三二年）</small>
鑄造總額（四ヶ年）	六九九、六四〇、九五五
一ヶ年平均	一七四、九一〇、二三八

となつて居る。一九三四年以後に於ては、米國に於て銀買上法に基く銀により、本位弗銀貨が再び鑄造される筈であり、支那で廢兩改元後の幣制に基く銀元本位幣の鑄造

一九二九年より一九三三年まで

美術工藝
消費的
的

がある筈だから、銀貨鑄造高は増加すべき見込であるが、今の盧夫れ等の鑄造状態が判明する時期には達して居ない。

(三) 美術及工業用

貨幣の鑄造に次で、銀を多く需要する用途は、美術工藝及び工業方面である。併し、美術工藝用の需要は、銀價決定上には、夫程大きな役割は動めない。寧ろ消極的に銀價に左右されて、需要量が決まる位である。銀價が高値に在る間は、一般的に美術工藝品に對する需要は起らない。若し、銀價が安くなれば、多少の需要は喚起されるが、吾々の生活に、缺くべからざるものでないから、銀に代用される安價な材料の製品が現はれると、需要は其の方へ向けられる。一九二一年以來の世界的不景氣に、銀製品の爲めの需要が、頗る減じたと思はれて居るのは、それが爲めである。最近銀價吊上策の一として、銀器（主として食器）の使用を、一般的に奨励しては如何との提案が爲されたが、何人も銀の匙より「ニッケルメッキ」の、安價なのに興味を有ち、この案は殆んど顧みられずに在る。

工業用の銀需要は、漸次増加の傾向にあるのは事實だ。最近に於ける、活動寫眞の

第二章 銀の需要

流行は、世界の隅々にまで映画館が行き且り、相當の繁榮を見せて居るのでも判る。従つて、**Film** 用の銀は、其需要量が逐年増加する。會て、米國造幣局長が見積つた處によると、一ケ年六千萬純「オンス」を要すると云はれ、更に民間の経験者は七千五百萬「オンス」に上るであらうと述べて居る。米國に於ける著名の「フィルム」製造業者である。Eastman Kodack Company の保有する銀は、一九三四年一月三十一日現在で、千二百萬純オンスに上り、同日現在の米國銀保有者として Chase National Bank (保有量一八、〇九六、〇〇〇オンス) に次で第二位を占めて居た。これ等の銀は幾分思惑的要素の、伏在するものであるかも知れぬが、主としてフィルム製作に用ふる爲めのストックだから、亦以て寫真用需要の大なることを知るべきだと思ふ。

一ケ年の需要量

これ等の美術工藝用並に工業用銀需要が、一ケ年幾何の高に上るかは、正確に知ることが出来ない。造幣が政府専業であつて、一國の需要を、一ヶ所又は數ヶ所の造幣局に取り纏めて、造つて居るのに對し、これは民間に於て個々別々に製作されるものである。殊に當業者は、自己の營業に關し、他人に眞實を示すことを嫌ふ風がある。

だから、尙ほさら正確な所を知るのは六ヶ敷い。

合衆國造幣局は、一八九三年以來、世界各國の政府に依頼して、其の毎年の工業、美術、工藝用消費の状態につき、調査報告を需めて居る。が、各國共に調査が困難である爲め、其の報告も信を置くに足る程正確なものが集まらないのみならず、報告すら送り得ざる所もあるので、切角米國造幣局が苦心して爲す集計も、單に一部主要國の此方面に對する、銀消費の大勢を窺ひ得る参考資料となるだけに過ぎない。

合衆國が、自國內の美術工藝用消費状態を、調査したものは、前者に比して遙かに正確の度が高い。が、これとて、決して正確な消費量を示すものと、考へてはならないのである。併し、現在の所では、この合衆國政府の努力に成る資料以外に、頼るべきものはない。故に、吾々はそれに據つて、この方面での銀消費状態を調べて見よう。

世界の美術工藝、工業用銀消費量は、新舊材料によるものを合算して、一九二一年には五千百一萬餘オンスに上つた。一九二二年は、銀塊相場が戦後の昂騰時代から下り坂に移つた最初の年に相當する。一九二二年、一九二三年は何れも六千萬オンスを突破し、一九二四年に五千八百萬オンス代に下つたが、翌年には六千七百萬オンスに

なつた。そして、一九二一年から一九三二年までの消費量は、總計七億千五百九十五萬四千五百餘オンスに上り、此期間の年平均消費量は五千九百六十六萬二千八百餘オンスとなつて居る。

勿論、この集計は、世界の全部を含んで居ない。報告の無い國もあり、報告のあつた國と雖も、其の國の全消費を含めた調査とは云ひ難い。だから、この數量は實際消費されたよりも少い、と想像しても間違はなからうと思ふ。左すれば、世界全體の美術工業消費は、一ヶ年七千萬オンス内外ではあるまいかと思はる。但しこれは、毎年産出さるゝ、新規の銀の消費を意味するものでなく、舊材料の再使用をも含めての想像である。

次に、世界を通じて、此種消費の最も多いのは合衆國である。次で支那、英國といふ順である。今一九三二及一九三三兩年に於ける。世界各國別消費量を見るに、一九三二年には總計五千八百餘萬オンス（舊材料の再使用を含む以下同じ）の内、米國の消費二千四百二十五萬オンス、支那の消費二千二十九萬千八百餘萬オンス、英國の消費七百五十萬オンスと、この三國の消費だけで五千二百四萬九千八百餘オンスに上り

美術工業
用消費の
多い國

米支英三
國の消費

全體の九割を占めて居る。一九三三年は、總計六千六百餘萬オンスの内、米國二千九百三十四萬三千四百餘オンス、支那二千三十三萬五千九百餘オンス、英國八百萬オンス、三國合計五千七百六十七萬九千四百餘オンス、全體の八割五分強に當つて居る。但し、この一九三三年の數字は確定數でなく、將來改訂する事あるべき旨が斷つてある。

これによつて見ると、美術工業用の消費量は、米支英三國の消費量によつて、大勢が決定せらるゝものと云ひ得られやう。所で、之等三國の消費の性質を考へるに、米國に於ては、主としてフィルム製作に使用せられ、その銀は、自國産又は自國の統制下にある墨士哥銀であるのに、支那の消費は、主として裝飾、裝身具、器具等で、使用する銀は、米國、倫敦、孟買（倫敦孟買は米國から輸入）からの輸入銀が之れに充てられる。英國の消費は、フィルムにも使用せられるが、裝飾品器具等の素材に充てらるゝ分量も多い。この國の消費は、勿論米國からの輸入銀である。

自國産銀を使用するのと、輸入銀に頼らねばならぬのでは、その消費が銀價に左右せられる程度が、幾分相違するであらう。米國は、産銀國としての地位を利用し得

第二編 銀の需要と供給

る點に於て、フィルム製作には最も恵まれた國だと云はねばならない。
次に、米國造幣局の調査になる、世界各國、米國、支那及英國の年々の美術工藝用銀消費高を擧げよう。

世界美術工藝用銀消費高

年次消費高	年次消費	年次消費高	年次消費
一九二一	一九二六	一九三一	一九三三
一九二二	一九二七	一九三二	一九三三
一九二三	一九二八	一九三二	一九三三
一九二四	一九二九	一九三二	一九三三
一九二五	一九三〇	一九三三	一九三三

*印は將來改訂することあるべし。一九三四年度米國造幣局長年報に據る(以下同じ)

一九三二・三兩年中世界美術工藝用銀消費國別表

國別	一九三二年	一九三三年	國別	一九三二年	一九三三年
合衆國	三三,七二七,六七〇	三九,三三〇,四三三	アルゼリア	三二,一七五,三六五	三三,三三〇,七三〇

亞爾然丁	四八七,三六三	三三,四〇七	埃及	八三,一四〇	七七,六四七
英太利	一〇,七五三	三三,六八八	フィンランド	八四,三三三	八二,四〇六
英帝洲	七,五〇〇,〇〇〇	六,四四二	佛蘭西	二六,五〇〇	二〇,〇〇〇
加奈陀	一,七三三	六,八〇〇,〇〇〇	希臘	一七,〇三六	八六,〇〇〇
英新南	一,七三三	一,一六二	希臘	一七,〇三六	一七,〇三六
支那	一五,六二二	一,一六二	希臘	一七,〇三六	一七,〇三六
廣東	二六,〇〇〇	一四,〇〇〇	希臘	一七,〇三六	一七,〇三六
上海	二〇,〇〇〇,〇〇〇	八,三三七	希臘	一七,〇三六	一七,〇三六
山東	二〇,〇〇〇,〇〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇	希臘	一七,〇三六	一七,〇三六
汕頭	二〇,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	希臘	一七,〇三六	一七,〇三六
雲南	二〇,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	希臘	一七,〇三六	一七,〇三六
其他	一八,〇〇〇,〇〇〇	一八,〇〇〇,〇〇〇	希臘	一七,〇三六	一七,〇三六
コスダリカ	一八,〇〇〇,〇〇〇	一八,〇〇〇,〇〇〇	希臘	一七,〇三六	一七,〇三六
チエツコ・スロヴァキア	一八,〇〇〇,〇〇〇	一八,〇〇〇,〇〇〇	希臘	一七,〇三六	一七,〇三六
ダンチヒ	一八,〇〇〇,〇〇〇	一八,〇〇〇,〇〇〇	希臘	一七,〇三六	一七,〇三六
丁抹	一八,〇〇〇,〇〇〇	一八,〇〇〇,〇〇〇	希臘	一七,〇三六	一七,〇三六

第二章 銀の需要

第二編 銀の需要と供給

瑞典	一七五、三三三	六二〇、八三〇	ユイゴリ・スラビア	一三二、六八八	四八、七〇七
瑞西	一七五、三三三	一七五、三三三	合	八六、〇六六	六六、〇六六
チニス	二四、八八六	二五、五三三	計	八六、〇六六	六六、〇六六

備考 ○内國貨幣 ○外國貨幣 ・價格のみを報告せるを以て該國貨幣法定銀含有量及証券銀境相場により「オンス」に換算せるもの。

米國の工藝美術用銀使用高 單位オンス (Fine)

年次	新材	舊材	合計
一八八〇	二、五九〇、三九九	二〇三、三〇〇	二、七九三、六九九
一八八一—一八八五	一九、一九九、八〇四	一、三七三、九四四	二〇、五七三、七四八
一八八五—一八九〇	二四、九三九、三三三	三、三六八、三〇三	二八、三〇七、六三六
一八九一—一九〇〇	二五、三三二、五九二	四、五三四、五八一	三〇、八六七、一〇三
一九〇〇—一九〇五	二五、〇七二、〇〇九	五、九九九、五七七	三〇、〇七一、五八六
一九〇六—一九一〇	二〇、六二九、七七七	二、〇〇七、九四六	二二、六三七、七二三
一九一一—一九一五	一〇、四三三、二七五	一、八三三、六三三	一二、二六七、九〇八
一九一六—一九一九	三六、二八八、二〇三	三、七三三、五八二	三〇、〇二三、六八五
一九二〇—一九二四	三三、六四四、八二二	七、二九一、六九九	四〇、九三六、五二一
一九二五—一九二九	三三、三六八、三六八	七、八六四、四六六	四一、二三二、八三四
一九三〇—一九三二	三三、三六一、三二二	六、五八八、三〇〇	三九、九四九、六二二
一九三三—一九三五	三三、九六六、二四〇	七、〇〇一、八七五	四〇、九六八、一一五
一九三六—一九三八	三三、一〇五、三六一	九、八九九、三三六	四二、一〇四、六九七
一九三九—一九四一	二五、九六八、八〇七	二、〇四一、〇八八	二七、〇〇九、八九五
一九四二—一九四四	三六、七三三、三三三	九、五三〇、二二四	四六、二六三、五五七
一九四五—一九四七	三六、三三七、三三三	六、四六三、〇〇一	四二、八〇〇、三三四
一九四八—一九五〇	一九、二九〇、二九九	八、六九四、三三二	二七、九八四、六三一
一九五一—一九五二	二八、八四三、三六八	七、〇三三、三二八	三五、八七六、六九六
一九五三—一九五五	三二、二六六、三三二	六、六三三、五八八	三八、九〇〇、九二〇
一九五六—一九五七	二四、六六四、三三三	八、四六九、八〇六	三三、一三四、一三九
一九五八—一九五九	二九、九三九、二六三	九、八九七、四一六	三九、八三六、六七九
一九六〇—一九六二	二九、四〇七、六〇一	一〇、〇〇〇、七七一	三九、四〇八、三七八
一九六三—一九六五	二八、四四三、二九〇	一〇、二五五、四七七	三八、六九八、七六七
一九六六—一九六八	二四、九三二、二八三	一〇、六二六、六八〇	三五、五六八、九六三
一九六九—一九七〇	三〇、九七七、五九九	一一、三八一、三三三	四二、三四〇、九三二
一九七一—一九七三	二六、八七四、三七八	九、四六八、八三九	三六、三四三、二一七
一九七四—一九七六	二四、三三三、八三八	九、三三六、二八一	三三、六七〇、一〇九
一九七七—一九七九	二四、四六二、〇一一	九、七六六、九三六	三四、二三八、九三七

第二章 銀の需要

年次	新材	舊材	合計
一九二三	三三、三六八、三六八	七、八六四、四六六	四〇、九三六、五二一
一九二四	三三、三六一、三二二	六、五八八、三〇〇	三九、九四九、六二二
一九二五	三三、九六六、二四〇	七、〇〇一、八七五	四〇、九六八、一一五
一九二六	三三、一〇五、三六一	九、八九九、三三六	四二、一〇四、六九七
一九二七	二五、九六八、八〇七	二、〇四一、〇八八	二七、〇〇九、八九五
一九二八	三六、七三三、三三三	九、五三〇、二二四	四六、二六三、五五七
一九二九	三六、三三七、三三三	六、四六三、〇〇一	四二、八〇〇、三三四
一九三〇	一九、二九〇、二九九	八、六九四、三三二	二七、九八四、六三一
一九三一	二八、八四三、三六八	七、〇三三、三二八	三五、八七六、六九六
一九三二	三二、二六六、三三二	六、六三三、五八八	三八、九〇〇、九二〇
一九三三	二四、六六四、三三三	八、四六九、八〇六	三三、一三四、一三九
一九三四	二九、九三九、二六三	九、八九七、四一六	三九、八三六、六七九
一九三五	二九、四〇七、六〇一	一〇、〇〇〇、七七一	三九、四〇八、三七八
一九三六	二八、四四三、二九〇	一〇、二五五、四七七	三八、六九八、七六七
一九三七	二四、九三二、二八三	一〇、六二六、六八〇	三五、五六八、九六三
一九三八	三〇、九七七、五九九	一一、三八一、三三三	四二、三四〇、九三二
一九三九	二六、八七四、三七八	九、四六八、八三九	三六、三四三、二一七
一九四〇	二四、三三三、八三八	九、三三六、二八一	三三、六七〇、一〇九
一九四一	二四、四六二、〇一一	九、七六六、九三六	三四、二三八、九三七

第二編 銀の需要と供給

合	一九三三	一九三三	一九三三	一九三三
計	八五、四七、五五	一〇、八〇、七七一	一八、五三、八八〇	二九、四三、七七一
			三九、七三、九三	一、二五、三三、五三

支那美術工藝用銀消費高

年次	消費高	年次	消費高	年次	消費高
一九二一	一、二六六、九〇	一九二六	一、〇七四、一五	一九三一	三三、五九、七九
一九二二	三、二七〇、六一	一九二七	九四一、七三	一九三二	二〇、二九、八九
一九二三	一、三六八、八九	一九二八	六九一、一六	一九三三	三〇、三三、九三
一九二四	七〇、六〇七	一九二九	四三、五七		
一九二五	三三、四二五	一九三〇	二四、一九九、二四九		

* 印は將來改訂することあるべし

英國美術工藝用銀消費高

年次	消費高	年次	消費高	年次	消費高
一九二一	七、〇〇〇、〇〇	一九二四	八、〇〇〇、〇〇	一九二七	八、五〇〇、〇〇
一九二二	八、〇〇〇、〇〇	一九二五	八、〇〇〇、〇〇	一九二八	八、五〇〇、〇〇
一九二三	八、〇〇〇、〇〇	一九二六	八、〇〇〇、〇〇	一九二九	八、五〇〇、〇〇

一九三〇	八、五〇〇、〇〇	一九三二	七、五〇〇、〇〇	一九三三	八、〇〇〇、〇〇
一九三一	八、〇〇〇、〇〇				

* 印は未確定数

(四) 銀の貯蔵

銀の貯蔵には、二種ある。一は一般民間の貯蔵であり、他は政府若くは中央銀行の貯蔵である。

一般民間の貯蔵

往昔戦亂相次ぎ、人民の生命財産に對する不安が絶へなかつた時代には、人民はその所有財産を保護する爲め、自衛の手段として、金銀貨幣を人知れず土中に埋蔵する風習が行はれた。先進を誇る歐洲諸國に於ても、この風は十七世紀頃まで存して居たと云はれる。が、現在では、文化の程度の高い地方では殆んど一掃されて、只東洋其他に於ける、比較的發達程度の低い國々に行はれるのみである。支那及印度の銀貯蔵は、その代表的なものである。

支那の貯蔵 Chinese Hoarding 支那の貯蔵は一名 Chinese Sink とも云はれる。蓋

第二章 銀の需要

し、一度銀が支那人の手に渡つてそれが貯蔵されると、再び市中に現はれることはないと云はれるので、銀の沈没であり、死蔵であるとの意味から、この語が出たものと思はれる。夫れ程、支那人は銀に對し愛着を有つて居るが、彼等の銀を愛するのは、決して銀其物を受するのではなく、彼等の生存の唯一の目的とも云はるべき、富の蓄積量を現はす標準として、多量の銀を所有せんとする所から、來るのであるから、一度彼等の手に入つたら飽迄之を保持せんとするのである。

併し、この死蔵も決して市場に現はれぬ譯ではない。銀價が昂騰し、手離すことが有利であるといふ見込さへつけば、矢張り市中に出現する。彼の歐洲大戰の終期に於て、歐洲諸國及印度の銀貨鑄造に因り、銀價が昂騰した當時、支那の貯蔵銀は市中に現はれ、これが上海に流入し、歐洲、印度方面へ盛んに輸出され、その爲め銀價暴落の因を爲したことは、この一例と見ることが出来る。

彼等をして、斯く成らしめたのは、

(一) 支那の自然が甚だ峻峻で、寒暑の差甚だしく農作に豊凶の差が酷いので、常に凶作に備へる必要があつたこと

(二) 昔から戦亂が絶へず、人民は自己の生命財産を、自分で保護せねばならなかつたこと

等によるもので、その因襲の久しき一朝一夕で、之を匡正することは出来ないのであるのみならず、支那は今でも、我々の通念に當彼まる國家を成さず、大小の政權、軍閥が各所に割據して、互に覇を争ひ鬭争を事とし、兵亂殆んど止むときなく、兵に規律なく、その駐する所掠奪の行はれざる事務に、謂ゆる兵匪に脅かさるゝ状態であるから、今尙ほ此の風習は支那全土に行はれて居る。

彼等の銀貯蔵は、全く他人に知らしめず、私に行ふものであるから、本人の死と共に利用界から葬り去らるゝ貯蔵銀の數量は、決して尠なからざるものと想像される。故に、この貯蔵の風習を矯めて、年々利用界から逃避せしめらるゝ銀を救ひ、これを經濟發展の資に供し得たなら、本人の經濟的福祉を増進し得るのみならず、支那國家の爲めにも望ましきことに相違ない。が、それには先づ、支那に確たる國家組織が生まれ、經濟の統制もその宜しきを得て、國民をして安心して、其財産を託し得る信用組織の維持され得る状態にならねばならない。

支那に於ける銀貯蔵は、主として銀貨だと云はれて居る。貯蔵される数量は、私かに行ふものであるから、知りやうがないが、支那内地に移入される銀は、毎年一億弗内外と見られ、その殆んど全部が埋蔵されるのだと云はれて居る。曾て、支那の財政顧問 R. Lenox Simpson 氏が発表した所によると、一九一四年に、袁世凱銀貨が鑄造されて以來、滿洲及直隸省内で、一千萬乃至千五百萬の弗銀が匿されて流通界を去つた、従つて支那二十二省では大凡一二億弗の銀貨が、貯蔵されて居ることになるとのことである。

印度人の貯蔵

印度の貯蔵 Indian Hoarding 支那以上に貯蔵埋蔵の盛んなのは印度である。印度は英國の統治下にあること既に五世紀の長きに及び、其の間支那に於けるが如く戦亂に果せらるゝことはなかつたが、その氣候風土の關係から、殆んど必然的に襲つて來る飢饉に備へる必要があつた爲めと、銀を愛する民族性により、銀の貯蔵が一般的の風習となつて居る。併し、印度人の貯蔵は支那人のそれとは相違して、備荒の意味を多分に有つものであるから、一朝銀價が昂騰すれば貯蔵銀は市場に現はれて、直ちに供給の側に轉するの性質を有つて居る。

バザールの需要の大部分は貯蔵される

謂ゆる Bazaar 筋の需要と稱せられるものは、印度民間の銀需要で、多く美術工藝用及貯蔵に供するものである。印度人は、美術品、工藝作品、貨幣、銀塊の形で貯蔵するのであるから、バザールの需要は、その大部分が貯蔵せられると見て差支へあるまい。その貯蔵は、年々相當巨額に上る筈だが、その數量を知ることには素より不可能である。通般の世界大戰五ヶ年の間に、貯蔵せられた銀の總量は、六億オンスに上ると稱せられて居るが、これも決して正確なものではない。

大戰以來、印度人の貴金屬に對する嗜好は大に變化し、次第に銀より金に移りつゝあると云はれる。そして、政府の紙幣や金融機關に對する信頼の度が昂まつて、漸次銀貯蔵の風は改められつゝあるとのことである。が、久しき因襲に養はれた貯蔵癖が、一朝一夕に根絶することは無いであらう。

斯の如く印度及支那に於ては貯蔵の風習があり、それが爲め輸入された銀も、間もなく市中から姿を消すといふ譯で、間接に銀の需要を多からしめて居るが、銀價決定上の材料としては、決して重要なものではない。併し、一度銀價が昂騰した場合には、直ちに市場に現はれて供給の側に廻るから、材料としては寧ろ消極的なものと云ひ得

貯蔵決定は銀上料で重要でない

第二編 銀の需要と供給

よう。

政府及中央銀行の貯蔵

政府及中央銀行の貯蔵とは、政府の發行する紙幣、中央銀行の發行する銀行券の、準備として保有せられる銀を云ふのである。既に述べたる如く、世界の主要國は殆んど金本位國であるから準備には多く金が充當せられ、銀を以てする金額は極めて僅少である。その銀を以てするものも、多くは政府發行の銀貨を貯蔵する有様であるから銀貨鑄造用需要に屬するものと云へよう。

印度政府の貯蔵 政府紙幣發行の準備として最も巨額の銀を保有したものは印度である。政府の發行した紙幣は、一九二六年七月三十一日現在で十九億七千四百餘萬留比であつたが、之に對する銀準備は九億六千八百餘萬留比であつた。一九二七年以後は次表の通り銀準備は増加して行つた。

印度政府の貯蔵

年次	紙幣發行高	金準備	銀準備	年次	紙幣發行高	金準備	銀準備
一九二七	一、八二二、八三九	三三、一六六	一、〇三三、二〇〇	一九三〇	一、七九〇、〇八四	三三、三三三	一、〇〇〇、三〇〇
一九二八	一、八六六、四三三	二七、六六八	一、〇八三、二〇〇	一九三一	一、六三三、一〇〇	三三、七〇〇	一、一九九、八〇〇
一九二九	一、八九一、〇三三	三三、〇三三	一、〇〇八、八〇〇				

然るに、印度は一九二七年の幣制改正により、従來の金爲替本位から金塊本位に移つた爲め、之等巨額の準備銀を處分し、金を蒐集することになつた。

西班牙銀行の銀貯蔵 歐洲諸國に於て比較的銀準備を多く有するのは、産銀國として知られて居る、西班牙の中央銀行である。同行の銀行券發行準備高は、次の如くである。

西班牙政府の銀貯蔵

年次	發行高	金準備高	銀準備高	純オンス量
一九一四年五月三十日	九〇、三五〇	三三、七五五	七八、六〇〇	一〇三、〇〇四
一九二〇年十二月二十七日	四、三三六、二四九	二、四三七、一七〇	五七、五三七	八〇、二九九
一九二九年十二月十四日	四、三七七、七六〇	二、五六一、九一〇	七〇、四九〇	九九、一八八
一九三〇年十二月二十七日	四、七四一、三三八	二、四九九、〇六二	七〇、〇三二	九八、一三三

第二章 銀の需要

米銀法は、米國の銀貨の製造、發行、管理、及び米國の銀行の業務を統制し、米國の銀貨の流通を促進し、米國の銀貨の信用を維持することを目的とする。米銀法は、米國の銀貨の製造、發行、管理、及び米國の銀行の業務を統制し、米國の銀貨の流通を促進し、米國の銀貨の信用を維持することを目的とする。

第二編 銀の需要と供給

北米合衆國の銀貯蓄 一九三三年十二月二十一日の大統領布告（銀に關する八ヶ國協定批准に關する）及一九三四年六月十九日の銀買上法以來、米國政府は二種の銀買上を實施して居る。大統領布告による買上は、銀に關する八ヶ國協定の買上義務を果す爲めに爲されたもので、其後米國政府は國策として銀の買上を實行することに決し、銀買上法を制定發布した。そしてその第七條に基いて同年八月九日大統領布告を以て銀國有を決し國內保有銀を強制的に政府に納入せしむることにした。が、この二つの買上は何れも米國本位銀非に鑄造して、國庫の貨幣ストックに加へらるゝものであるから、結局に於て銀買上法による買上に統一せられるものである。

銀買上法の定むる所によると、米國政府は國庫に保有する貨幣的ストックの内貨幣價值にして其の四分の一を銀で保有することを許し、其額に達する迄銀の買上を行ふ方針が採用せられた。其結果、米國は今後巨額の銀を國庫に有つことになつたが、其金額は米國政府の計算として傳へられる所によると、約十三億オンスに達するであらうと云はれて居る。

昨年五月、買上法制定前に於ける米國々庫の金保有高は七十七億五千六百餘萬弗で

あつたから、これを其儘續けるとして、前記の割合で計算すると、銀を保有し得る高は約二十五億八千五百萬弗になる。當時米國が保有して居た銀は八億九千二百萬弗と推算されて居るから、新規に買上げらるべき銀は貨幣價值にして十六億九千三百萬弗となる。銀の貨幣としての價值は純銀一オンスに付一弗二九仙二九の割合であるからこれをオンスに換算して十三億一千萬オンスが買上げ得らるゝ總量になる。

米國政府の買上計畫は、銀價の上には非常な強氣材料となつた。この買上法の發表以來、それ迄低落して居た銀は、忽ち騰貴に轉じたことは第一編で説明した通りである。一九三三年の大統領布告及一九三四年銀國有令公布以來、一九三四年末迄の米國政府買上高は左の通りである。

銀買上高（一九三三年十二月二十一日大統領布告に基くもの）

左記日付に終る週	買入高	左記日付に終る週月日	買入高	左記日付に終る週	買入高
一九三四年一月五日	一、一五七、四五七	一九	四、九三二	二月二日	三、七、九三五
一一	四、七	二六	九、九三二	一六	三三、六三〇

第二章 銀の需要

日	買入高	左記日付に終る週月日	買入高	左記日付に終る週月日	買入高
三・二	三三、六〇〇	二二	三〇〇、八七〇	二一	一〇一、〇三二
三・九	三三、六〇〇	二二	三〇〇、七九〇	二八	一〇〇、二八七
一六	三三、六〇〇	二二	三〇〇、三三三	二五	一〇〇、六八八
二二	三三、六〇〇	二二	三〇〇、〇七七	二二	六〇九、四七三
三〇	三三、六〇〇	二二	三〇〇、〇〇〇	一九	七三三、二〇六
四・六	三三、六〇〇	二二	三〇〇、〇〇〇	二六	三六八、九〇〇
一三	三三、六〇〇	二二	三〇〇、〇〇〇	二二	八二六、三三三
二〇	三三、六〇〇	二二	三〇〇、〇〇〇	二二	三三九、四八二
二七	三三、六〇〇	二二	三〇〇、〇〇〇	二二	一〇、〇〇〇
五・四	三三、六〇〇	二二	三〇〇、〇〇〇	二二	一〇、〇〇〇
一一	三三、六〇〇	二二	三〇〇、〇〇〇	二二	一〇、〇〇〇
一八	三三、六〇〇	二二	三〇〇、〇〇〇	二二	一〇、〇〇〇
二五	三三、六〇〇	二二	三〇〇、〇〇〇	二二	一〇、〇〇〇
六・一	三三、六〇〇	二二	三〇〇、〇〇〇	二二	一〇、〇〇〇
計					

(一九三四年八月九日附銀國有令に基くもの)

銀徴收高

日	買入高	左記日付に終る週月日	買入高	左記日付に終る週月日	買入高
八・一七	三三、四七五、〇九二	二八	二、五七〇、三〇三	一六	三三六、一九二
二四	三三、〇八八、〇一九	二二	二、四七四、八〇九	二三	二六一、八七〇
三一	三三、〇一〇、七二二	一九	二、八八三、九四八	三〇	八〇、六三三
九・七	三三、〇一〇、七二二	二六	一、〇〇〇、二七	七	二九三、三三八
一四	三三、〇一〇、七二二	二二	七、一七二、二七	一四	四四四、三〇八
二一	三三、〇一〇、七二二	一九	七、一七二、二七	計	一、〇、三〇六、八〇〇
計					

(五) 支那の需要

支那は、従来銀貨國或は銀貨使用國と呼ばれて居たが、銀本位國だとは認められなかつた。それは、この國には、統一された貨幣制度と云ふものがなく、住民は只雜然たる内外銀貨或は、往々にして銀條を貨幣として使用して居たに過ぎなかつたからである。然るに、一九三二年の廢兩改元實施以來は、兎も角も法制上貨幣に関する制度といふものが生れた。蔣介石政權が企圖する幣制確立への第一次的具現とも見るべき「銀元本位幣鑄造條例」の實施は、當時現存して居た舊銀元、銀錠、外國銀貨等の流

第二編 銀の需要と供給

通を禁じて、次第に新鑄銀元に統一せんとするもので、民間金融業者の協力を得、目下鋭意その施行に努力中であるから、これが完全に實行せられた時に於ては、支那貨幣史上正に劃期的改革なりと云はねばならぬ。

今次の改革に着手した支那政府は、先づ第一に私幣鑄造所たる民營銀爐、爐房及右私幣鑑定所たる民營公估局を閉鎖せしむることに成功した。故に今後は、銀貨鑄造は一切政府の手に歸し、造幣は政府の専業となつたのである。その結果、馬蹄銀（銅銀或は元寶銀）と稱せらるる私幣鑄造を目的として居た民間銀需要は、今後は政府の銀元鑄造用需要と置き換へらるることになるから、支那經濟に於ける銀貨需要量にして不變なる限り、銀に對する支那の實際總量に變りは無い筈であるが、支那需要の經濟的意義は茲に一變せざるを得なくなつたのである。

支那銀需要の意義

支那は銀貨國であつたから、支那の銀需要は主として銀貨鑄造に充てる爲めであつた、と云へば勿論當然のことと思はれる。が、支那に於ては、この言葉は少し説明を加へねばならない。

印度に於ても、金爲替本位制が行はれて居た時代には、國內では鑄貨が使用せられて居た。が、この國では、貨幣の鑄造は政府の専業であつて、貨幣鑄造用の銀は政府の手で買上が行はれて居た。謂ゆる「バザール筋」と呼ばれて居る印度民間の需要は、美術工藝品又は貯藏に充てる爲めのものであつた。然るに、支那に於ては銀貨鑄造が政府造幣廠の手で行はれた許りでなく、銀爐或は爐房と稱する民間造幣業者の手でも盛んに行はれて居た。

銀爐、爐房は、銀行或は民衆の注文に應じ或は自己の計算に於て馬蹄銀（元寶銀又は銅銀）と稱せらるる私幣を鑄造する所で、多く錢莊と稱する支那金融業者の兼營に屬する。上海に二十有餘現存したと云はれ、天津、漢口、芝罘、安東等の主要都市には多數散在した。

斯る多數の私設造幣所が各地に散在し、政府の造幣廠と相併んで、寧ろこれを壓倒して私幣の鑄造に従事し、この私幣が支那經濟の中樞に在つて、最も重要な役割を勤めつゝあつたことは、他の貨幣制度の完備せる諸國には見られぬ支那經濟の特徴であつて、この民間造幣に充つる銀の需要こそ、支那銀需要の大勢を決する原因となり、

且つ銀に対する支那需要に特殊の意義を與へて居た理由ともなつて居たのである。然るに廢兩改元實施により、造幣事業は政府の一手に統一されることになつた。(過渡的に舊銀元の流通は當分許して居るが)其結果、通貨政策が政府によつて行はれ得ることとなり、通貨政策を通じて金融の統制も出來、通貨數量の制御も可能となつたので、支那經濟は從來の不統一から統制ある一つの組織に迄移ることになる譯であるが、これは當然支那の銀需要に對しても影響を及ぼすものである。吾々は從來の支那銀需要の状態を研究しつゝその影響する所を考察して行かう。が、その研究に入るに先ち、廢兩改元後の貨幣制度概要を見ておかう。

支那の貨幣制度

從來支那に流通して居た貨幣は、馬蹄銀、洋銀又は大洋と呼ばれる、光緒元寶、袁世凱弗、中山弗(以上支那側鑄造龍洋と稱す)墨西哥弗、站人洋、カロルス弗、日本圓銀(以上外國貨幣)等で品位量目同じからず、其流通總額は Edward Yan 氏が一九三一年四月に發表した推算によると、大約二十二億元、其純銀量は十七億オンスに上つたと云はれる。今同氏が發表した處により、其内譯を見ると次の通りになつて居

る。

馬蹄銀(一億五千萬兩).....	二〇八、三〇〇、〇〇〇元
外國貨幣.....	五〇、〇〇〇、〇〇〇
龍洋.....	二〇六、三〇〇、〇〇〇
一九一五—一九一七年鑄造袁世凱幣.....	一八五、〇〇〇、〇〇〇
一九一七—一九三〇年鑄造袁、孫幣其他.....	五五〇、四〇〇、〇〇〇
馬蹄銀より改鑄銀幣.....	四〇〇、〇〇〇、〇〇〇
外國銀貨及輸入銀塊より鑄造.....	二〇〇、〇〇〇、〇〇〇
銀條及馬蹄銀より改鑄小洋銀.....	一〇〇、〇〇〇、〇〇〇
龍洋及外國貨幣より改鑄小洋銀.....	三〇〇、〇〇〇、〇〇〇
合計.....	二、二〇〇、〇〇〇、〇〇〇

斯く雜多にして巨額なる貨幣を整理して、統一ある幣制を布くべしとは支那財界多年の要望であつたが、蔣介石政府は愈々幣制確立の覺悟を定め、一九三二年(昭和七年)七月各金融業者に諮つて、廢兩改元の原則を定め、翌一九三三年三月四日に「銀

第二編 銀の需要と供給

元本位幣鑄造條例」を公布し、同年三月十日から之を實施することにした。

該條例は全文十五條より成り、極めて簡單であるが、其要點を摘記すれば次の通りである。

- (一) 銀本位幣は元と稱し、一元の總量二六・六九七二瓦、銀八八、銅一二とし銀含有量は二三・四九三四四八瓦。
 - (二) 銀本位幣一元は百分、一分は十厘とす。
 - (三) 銀本位幣は一切の金錢受授に無制限に使用す。
 - (四) 銀本位幣の鑄造は中央造幣廠専行し鑄造費は一元に付二・二五%とする。
 - (五) 中央造幣廠は品位九九九位にして本位銀幣一千元の純銀量に相當する廠條(銀塊)を鑄造することが出来る。廠條は其含有銀量と同額の銀本位幣に兌換することも出来る。
 - (六) 舊銀元にして最初定められた品位並に量目を有するものは、一定期間銀本位幣と同様に使用することが出来る。又其兌換には鑄造費を徴收しない。
- これと同時に現在市中に行はる、舊銀兩は當分公定換算率を以て通用せしむるとい

銀元本位
鑄造條例

銀兩銀元
換算率

ふ便法を設け、その換算率計算法は次の如く公定された。

- 銀本位幣一元 = 純銀 23.493443瓦
- 上海兩一兩 = 純銀 83.599瓦
- ∴ 銀本位幣一元 = $23.493148 + 83.599 =$ 上海兩(純銀) 0.6992305
- 鑄造費 = $0.6992305 \times 2.25\% =$ 上海兩(純銀) 0.0157327
- ∴ 銀本位幣一元 = $0.6992305 + 0.0157327 =$ 上海兩(純銀) 0.715

即ち、上海兩七百十五兩は銀本位幣千元に換算せられるのである。

右の條例發布と共に、其の實施に伴ふ諸般の措置は確實に講ぜられた。新に設立せられた上海中央造幣廠は三月一日から、一日二十萬元の能力を以て、新銀元の鑄造を開始した。各海關は舊海關兩は百兩を以て新元一五五・八〇元と定め、條例實施の日から新元を以て徵稅し、統計其他一切の計算は、之を新銀元に改めた。各銀爐、爐房は政府の命令により閉鎖せられ、中央、中國、交通三銀行は協同して「上海銀元銀兩兌換管理委員會」を組織して、一般民衆の爲めに銀元銀兩の兌換事務を開始した。斯く、着々として實行の歩を進めたが、尙ほ從來から銀行或は錢莊の手に保藏せら

廢兩改元
後の措置

第二章 銀の需要

第二編 銀の需要と供給

れて居る馬蹄銀は巨額に達し、新銀元との兌換遅延し、政府の貨幣改革に一大支障を與へて居たので、一九三四年十二月十九日再び馬蹄銀引換令を發布し、一ヶ月の期間を置いて、その全部を新銀元に引換へることを命じた。之等銀行、錢莊に保藏される銀貨は、大約一億三千萬兩と推算せられて居たので、政府は千元に相當する麻條の鑄造を開始して、大口兌換に便宜ならしめた。斯の如くして支那の幣制統一策は一日一日完成の域に近づかんとして居るのである。

支那の銀消費量

既に説明せる如く、銀貨は支那經濟の基礎を爲して居た。これは、今次の貨幣改革後と雖も同様である。支那民衆が今次の廢兩改元下の幣制に慣れ、支那に統一された唯一の銀元のみが流通する状態が出現したとしても、支那が銀本位を捨てぬ限り銀貨は支那經濟の基礎を爲すものであつて、銀貨鑄造用の銀需要は依然として繼續せらるべきは言ふを俟たない。

併し、支那が過去に於て、銀需要國として特殊の地位を認めらるゝ程、巨額の銀を年々需要し、之を以て官設或は民營の造幣所に於て、官私の銀貨に鑄造しながら、今

銀貨鑄造
と銀貨貯

尙ほ年々巨額の銀貨を鑄造するの必要を感じる程、銀貨の在が高が經濟の需要する所を充たし得ないのは何故であらうか。要するに支那民衆に牢乎として抜くべからざる銀貨貯藏の風習が存する爲め、宛かも砂地の凹みに水を湛へんとするが如く、従つて注げば従つて吸収せられて、遂に池となり得ざるが如くなるが爲めである。故に、支那民衆に銀貨貯藏の風習根絶せざる限り、今後と雖も新銀貨の鑄造は從來と異なる所なく、鑄貨用の銀需要も亦従前の如くであらう。

然らば、支那は從來幾何程の銀を年々需要したか。先づ、銀貨の鑄造状態を検しよ

支那銀貨鑄造高

(單位オンス(トロイ)
米國造幣局長官年報)

一九一四年	七七、四九九〇八六	一九一九年	七九、九四四、八四九
一九一五年	一一〇、二九四、四三六	一九二〇年	一一五、三七三、〇三五
一九一六年	七九、七六五、八四二	一九二一年	三五、〇九五、〇六八
一九一七年	三七、八〇六、五六七	一九二二年	一〇〇、九二八、六四一
一九一八年	—	一九二三年	九六、八六一、五八五

第二章 銀の需要

第二編 銀の需要と供給

一九二四年	一八、〇二八、一九一	一九二九年	九六、八五一、四六〇
一九二五年	七三、一六六、八九八	一九三〇年	一〇六、四七九、一一三
一九二六年	七二、〇八八、四〇一	一九三一年	一〇七、七九四、六四四
一九二七年	七二、二〇七、五〇〇	一九三二年	六、〇九〇、〇九八
一九二八年	一四二、三四三、一七四	一九三三年	二六、五二二、一三二

・印未確定数

次に美術工藝用銀消費高を調べよう。

支那美術工藝用銀需要高

一九二一年	一、二六六、九八〇	一九二八年	六八九、一九九
一九二二年	三、二七〇、七六一	一九二九年	四四五、五一七
一九二三年	一、三九六、八七九	一九三〇年	二四、一九九、二四九
一九二四年	七五〇、六〇七	一九三一年	二三、五三九、七九七
一九二五年	三七三、四一五	一九三二年	二〇、二九一、八七八
一九二六年	一、〇七四、一九五	一九三三年	二〇、三二五、九九三
一九二七年	九四一、七一五		

・印未確定数

大戦以来
の銀貨事情

支那の銀需要高は、銀貨鑄造高と美術工藝用消費高とを合計することによつて、その大體を知ることが出来る。が、右兩種の統計を見るに當つて注意せねばならぬのは、その何れも消費の總額を擧げたゞだけで、舊材料の再使用の分を控除して居ないことである。従つて、右の数字は、何れも其年の新輸入又は新産出銀の、消費状態を示すものではないが、再使用の分に就ての統計がない以上、暫く其總額によつて大勢を察するより外に致し方がないのである。

一九一四年は、世界大戦の勃發せる年である。支那財界は歐洲大戦により、交戦諸國からの物資の注文に、輸出が相等繁昌した。輸出品買付の爲めには、先づ現銀を必要とするので、貨幣鑄造高は一九一五年には、一億千餘萬オンスの銀を要した程巨額に上つた。併し、間もなく歐洲交戦諸國及印度が、戦時に必要な銀貨の鑄造を開始するに及んで、銀は此方面に莫大なる需要が起り、銀價を騰貴せしめた。此間支那は賣手に廻り、銀價昂騰の勢に乗じて、支那奥地にあつた貯藏銀まで上海に集まり、これが従來の上海ストックと共に、印度其他へ輸出せられた。

斯くて、支那の銀貨鑄造は漸次減少したが、貯藏或は保有銀を多量に輸出した爲め、

間もなく支那全體に亘つて、銀貨の缺乏に苦しまねばならぬ時が来た。一九一九年は正に其絶頂で、支那に於ける諸銀行は、銀の買付にアセリ出した。折柄一九一九年五月五日に、米國が金銀の輸出禁止を解除したので、支那の銀需要は大なる刺激を受け、買付が開始され、銀が輸入さるゝと共に、銀貨の鑄造も遂に増加した。一九一九年には七千九百萬オンス、一九二〇年には一億千五百萬オンスに上る銀が、鑄貨に使用された。

一九二一年には、鑄貨一段落を告げ、僅に三千五百萬オンスの銀を使用したに過ぎなかつたが、翌一九二二年には、再び一億を越へ、爾來年々増減を繰り返して居る。一九三三年には、謂ゆる廢兩改元に基く新銀元の鑄造が行はれたが、右の表には、未だその結果が現はれて居ない。

美術工藝品に使用された銀の數量は、一九二一年から判明して居る。が、この統計は、銀貨鑄造高程信用の出来ないものである。美術工藝品の需要は、財界の景氣良好なるとき、及銀價の安い時に多くなるのが、世界的の傾向である。銀安は、支那財界に取つては好ましからぬものと云へるが、銀價の下落した時代には、金の購買力が増

美術工藝
用消費

支那の銀
需要量

加するので支那の輸出貿易は、却つて増進し、其の爲め支那民衆の購買力を増進する傾向を見せて居る。右の統計によつても、大體銀價の下落時に工藝用消費高も多いやうである。

右の統計により、銀消費高の總量を計算すると、新舊材料によるものを合算し、少い年が三千六百餘萬オンス（一九二二年）、多い年が一億四千三百餘萬オンスであつて、一九二一年から一九三二年迄十二ヶ年間に於ては、一ヶ年平均約八千六百萬オンスを需要したことになる。Handy and Hartman 商會の調査によると、支那の純需要は一九三〇年が一億二千三百萬オンス、一九三一年が五千九百萬オンス、一九三二年が四千萬オンスとなつて居る。この三年間の平均は七千四百萬オンスになるが、これは純需要であり、前掲の平均は舊材料による需要も含めたものである。彼此對照して考へるとき、大體に於て支那の銀需要は年平均七八千萬オンスと見て大差無いであらう。

上海の銀ストツク

上海は、支那經濟の中心地である。上海は開港として、支那を代表するものであつて、外國より輸入さるゝ荷物は、最も多く上海に陸上せられ、支那内地で産出さるゝ

第二編 銀の需要と供給

輸出品は、最も多く上海から輸出せられる。こゝには支那經濟の中心地としての、總ゆる設備と資金とが、準備せられて居るので、支那經濟の動向は、上海に於ける各種の市場を見ることによつて、知ることが出来る。

支那經濟の基礎をなす銀に就ても亦、上海が中心市場であつて、そこには、常に輸入された銀がストックとして存在し、各地向の需要に應じ、それが更に輸入銀によつて補充されて居る。又、支那奥地の貯藏銀も市中に出されたものは、結局上海を目指して集まり、そのストックの内に吸込まれる。上海の銀市場は、單に銀の集多市場たる許りでなく、又實に支那財界の動向を察すべき、バロメーターとして内外人の注視する所となつて居る。

上海銀在高

一九二〇年一月一日	三二、三三五、八〇〇オンス
一九二一年同	六〇、七四五、〇〇〇
一九二二年同	四九、九三八、五〇〇
一九二三年同	五一、三三二、〇〇〇

一九二四年同	四五、八〇一、五〇〇
一九二五年同	八七、九一五、五〇〇
一九二六年同	一〇一、三四三、五〇〇

以上米國金屬統計局年報に據る

一九二七年同	一三九、二〇〇、〇〇〇
一九二八年同	一一五、三三三、〇〇〇
一九二九年同	一四六、三九八、〇〇〇
一九三〇年同	二〇六、八〇〇、〇〇〇
一九三一年同	二一六、一五四、〇〇〇

以上臺灣銀行上海支店調査

一九三二年末	四二二、〇〇〇千元
一九三三年同	四九五、〇一三

以上正金銀行週報に據る

支那中國銀行調査上海銀在高 (單位千元)

第二章 銀の需要

第二章 銀の需要と供給

年次	支那銀行	外國銀行	合計
一九三〇	一六六、二九五	五、六三三	一七一、八八八
一九三二	二七、三三三	四、七四八	三二、〇八二
一九三三	三三、二六九	一八、〇五〇	五一、三一九
一九三三(五月)	二七、八二二	二五、六六四	五三、四八六
一九三四(五月)	五六、八八八	三三、二三三	九〇、一二一

銀の輸出入

支那が一ヶ年に需要する銀の量は、平均して七八千萬オンスに上る。然るに、支那には銀缺乏しく、産銀事業も殆んど云ふに足るものなく、其の年産額は米國造幣局の調査によれば、僅々五六萬オンスに過ぎず、全國の需要に對しては、眞に九牛の一毛であつた。(之等産銀地は主として現在滿洲國に屬する)従つて、需要の殆んど全部は外國より輸入して、之に充てねばならぬ實情にある。

支那の銀輸出入状態は常態としては、年々輸入超過になつて居る。これは、銀需要國として當然のことであるが、只例外として、歐洲大戰の勃發した一九一四年から、

支那は銀
の輸入は
常に超過
とす

一九一七年迄四ヶ年間、輸出超過が続いた。即ち一九一四年には千三百六十餘萬兩(海關兩以下同じ)、一九一五年千八百三十餘萬兩、一九一六年二千八百六十餘萬兩、一九一七年二千〇九十餘萬兩、合計八千六百六十餘萬兩の輸出超過を見せた。これは支那としては全くの異例で、既に説明せる通り、歐洲交戦諸國及印度の銀貨鑄造に伴ふ銀需要に應じたものである。其の後は常態に復して、輸入超過が続いて居たが、一九三二年及三三年に、再び輸出超過を見るに至つた。これは米國の銀價吊上政策による銀價騰貴に促されたもので、其の爲め支那財界に及ぼした悪影響甚だしく、遂に支那政府は外國爲替管理令を公布し、或は銀輸出税引上を断行して、其の流出を防止するに至つた。今一九二二年以來、毎年の金銀輸出入状態を示すと左の通りである。

支那銀輸出入高 (單位千元) (中國銀行調査)

年次	輸入	輸出	超過額	年次	輸入	輸出	超過額
一九二二	三三、〇九	五七、五八三	六三、三三三	一九二四	九、二七	三、六三三	四、六〇
一九二三	一七、〇〇五	四、九二	一〇、七〇	一九二五	二八、二六	一八、二四五	一〇、〇一六

第二章 銀の需要

一九二六	二六、〇〇〇	四〇、九四〇	八五、二六六	一九三〇	一六四、〇六六	二六、八六六	三三、〇〇〇
一九二七	三三、〇三三	二六、八八八	一〇四、一三三	一九三一	三三、〇三〇	四八、七〇八	五、七三三
一九二八	一七、六六〇	八、四三七	一七〇、三三三	一九三二	九九、六〇八	一一、三六一	一一、七三三
一九二九	一九、二六七	二四、六六六	一九九、三三三	一九三三	八〇、一八〇	九四、三〇三	一四、一三三

支那の國際貸借

凡そ、一國の金銀輸出入に於て、輸入超過となるは、その國際貸借關係が、受取超過に終つた場合に限つて居る。國際貸借關係は、貨物貿易と貿易外の貸借關係とに分けて、考へられるのが普通で、

(一) 貿易上の輸出超過額が、貿易外の貸借關係に於ける、支拂超過額をカヴァーして尙ほ餘りある場合。

(二) 貿易外の收支關係上に於ける受取超過勘定が、貨物貿易上の輸出超過額を、カヴァーしてなほ餘利ある場合。

に金銀の輸出超過を見るのである。支那の場合は果してその何れであらうか。

支那の對外貿易 支那は農業國である。故に、農産原料品を多く輸出し、全製品、化

二種の國際貸借

學製品、機械類を輸入する。主要なる輸出品、輸入品及其の輸出入價格を挙げると、左の通りである。尙ほ海關統計に單位海關兩を用ひたが、廢兩改元以來は全部本位銀元に改められた。海關兩一兩は一・五五八元である。

輸入品價 (單位千兩)

品名	一九三一年	一九三二年	品名	一九三一年	一九三二年
綿織物	二七、一六八	七二、五七四	金屬製品	五二、五八	三三、〇〇〇
棉花及綿織品	一八六、〇三三	一三〇、一七二	機械類	五二、一三三	三三、五〇一
織製及漆粉	一五、三九九	五、八四〇	煙草	六二、三三八	二六、三三三
穀類及麥粉	一八、九六六	三二、一八五	顏料及染料	四一、二四九	二五、七〇〇
油類及漆類	一一、一三三	九、七五四	毛及毛製品	三六、一四四	三三、三三三
金屬及礦物	八四、三三〇	六〇、一〇一	木材	三三、六八五	二〇、六八一
砂及礦物	八六、一一一	四、七三三	海產	三三、三六一	一〇、一〇一
紙及紙製品	四七、三三三	三、三八五	其他	二五、三三三	一五、九七四
化學製品	三二、三三三	三、八七七	合計	一、四三三、四八九	一、〇四九、二四六

輸出品價 (單位千兩)

第二編 銀の需要と供給

品名	一九三一年	一九三二年	品名	一九三一年	一九三二年
織物及動物製品	一三三,九六六	六七,三二八	油及臘類	三三,八〇三	三三,五七六
穀類	五三,二四三	三三,九八四	茶	三三,三三三	二四,六六二
豆類	九八,八三三	三三,三三三	糖	三六,二二二	六〇,二二二
綿絲及編物	二八,三三六	三三,三三三	其他類	二八,四三三	三三,三三三
綿絲及編物	三三,三三七	三三,三三三	計	九〇九,四三三	四三三,三三三
布	四一,八三三	三〇,四三三			

支那對外貿易表

(單位千海關兩)
(海關統計)

年次	輸入	輸出	總額	入超額
一九二一	九〇六,三三三	六〇一,三三三	一,五〇七,六六六	三〇,八三三
一九二二	九〇六,〇〇〇	六〇一,三三三	一,五〇七,三三三	三〇,八三三
一九二三	九〇六,〇〇〇	六〇一,三三三	一,五〇七,三三三	三〇,八三三
一九二四	九〇六,〇〇〇	六〇一,三三三	一,五〇七,三三三	三〇,八三三
一九二五	九〇六,〇〇〇	六〇一,三三三	一,五〇七,三三三	三〇,八三三
一九二六	九〇六,〇〇〇	六〇一,三三三	一,五〇七,三三三	三〇,八三三
一九二七	九〇六,〇〇〇	六〇一,三三三	一,五〇七,三三三	三〇,八三三

支那は輸入超過國

一九二八	一,一五五,九六六	九〇一,三三三	二,〇五七,三〇〇	二〇四,六三三
一九二九	一,三六五,七九九	一,〇一五,六六六	二,三八一,四六六	三六五,一〇〇
一九三〇	一,三〇九,七六六	八四九,八四九	二,一五九,六一一	四五九,九一三
一九三一	一,四三三,四九九	九〇九,四七六	二,三四二,九七五	五二三,〇〇〇
一九三二	一,〇四九,二四七	九〇九,四七六	一,九五八,七二三	一三〇,五二四
一九三三	八六三,六三〇	三九二,七〇〇	一,二五六,三三〇	四七〇,九三〇

備考 一九三二年七月以降滿洲國の分を含まず、

支那の對外貿易は、輸入超過が常態である。一八六四年以來の海關統計を見るに、一八六四年及一八七二年から七六年まで、五ヶ年の間引續き輸出超過を見たのみで、爾餘の年は何れも輸入超過に終つて居る。歐洲大戰當時、我國は歐洲交戰諸國から物資の注文殺到し、經濟界が大繁昌をしたことがある。支那に於ても、この當時には同様な状態が暫く続いたのである。が、それにも拘はらず、我國の如く輸出超過を見ることがなかつた。それは、輸入品の價格が高くなつて居たことも、一つの原因ではあつたが、支那民衆が輸出貿易の増進、財界の好況に浮かれて外國品の消費を増し、爲めに輸入を増加せしめて、切角の輸出増を帳消にしたからであつた。

第二章 銀の需要

斯く、支那は貨物貿易に於ては、輸入超過を常態とする輸入超過國である。その入超金額は、大戦前までは二億兩を超ゆること極めて稀で、一九〇五年の二億千九百餘萬兩、大戦勃發せる一九一四年の二億千三百餘萬兩の二回を數へるのみ、其他の年は一億を超ゆることも稀であつた。然るに大戦後は遂にその金額が増加し、一億以内に止まること稀に、多くは二億を超へ最近に至つては四億、五億を超ゆる年さへあるに至つたことは、特に注意を要する變化であらう。

貿易が入超を續ける限り、その決済の爲め金銀を輸出せねばならない。支那は銀貨國であるから、差當つて金には餘り用はない。それ故、金は常態として輸出超過になつて居る。併し、その金の輸出超過額が、貿易上の輸入超過額を決済し得て、尙ほ銀の輸入を可能ならしむる程多いかと云ふに、決してそうではない。寧ろ、金の輸出超過額は、貿易上の輸入超過額に及ばざること速い状態にある。然るにも拘はらず、尙ほ年々巨額の銀を輸入し得るのは、貿易外の國際貸借上、常に支那が受取超過國であることを物語つて居るのである。次に掲げる貨物貿易輸入超過額、金輸出超過額、銀輸出入超過額比較表によつて、各年の收支勘定を計算して見るなら、この貿易外の受取

金は輸出超過が常

勘定が相當大きくなければならぬことが肯けるであらう。例へば、一九二五年に於ては

貿易上の支拂勘定	一七二、五二二、〇〇〇	海關兩
金の輸出超過額	一、〇三八、四二七	
右差引支拂勘定	一六九、四七三、五七三	
銀の輸入超過額	六二、五一三、六二六	
支拂勘定合計	二三一、九八七、一九九	

といふ計算になり、貿易外の收支計算に於て、二億三千百九十八萬餘兩の受取超過がなければ、この年の國際貸借の辻褄が合はない勘定である。但し、國際貸借關係は、年々年末にキチキチと決済をつけるものではない、モツと關係が複雑になつて居るか、この計算通りにならないのは云ふ迄もないのである。

貿易輸入超過額金銀輸出入超過額對照表 (單位海關兩)

年次	貨物輸入超過額	金輸出超過額	銀 輸 入 出 入 額	
			輸入超過額	輸出超過額
一九一三	一六、八七〇、〇一一	一、五八五、六〇〇	三、六八、六四	—
一九一四	三三、〇一四、七五七	三、〇〇〇、五〇〇	—	三三、六三、〇九
一九一五	三三、二二四、三三三	一七、五九、三三三	—	一八、五八、三三
一九一六	三三、〇〇九、六六六	(一) 二、八〇〇、八〇九	—	三、六九、一六
一九一七	六六、八七、一四四	(一) 八、八七、一〇三	—	三、九三、〇六
一九一八	六九、〇一〇、〇〇一	一、〇〇〇、三三三	三、〇〇〇、〇〇〇	—
一九一九	一六、一八八、二五〇	(一) 一、一三三、三三三	三、三三、二六	—
一九二〇	三〇、六八、〇〇〇	一七、五〇、〇〇〇	三、六八、〇〇〇	—
一九二一	三〇、六六六、〇〇一	一六、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	—
一九二二	二九、〇一〇、七五七	(一) 三、三三三、三三三	三、三三、〇三三	—
一九二三	一七、〇〇、〇〇〇	三、六八、三三三	三、一六、三三三	—
一九二四	三三、三三三、〇〇〇	九、七五、〇〇〇	三、〇〇、〇〇〇	—
一九二五	一七、三三三、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇	三、三三、三三三	—

支那海關統計に據る。

貿易統計の誤差 國際貸借關係を知る爲めに貿易状態を見る者が、特に注意せねば

ならぬのは、その貿易統計に、果して誤差が無いか何うかと云ふことである。曾て、
 薩相井上準之助氏は、我國の貿易には、統計に上らぬ受取勘定が、全體の四分内外は
 あらうと、述べたと傳へられて居る。大藏省の主税局當局者も、輸出額の五分位は、
 統計に上らぬ不明の分がある旨を屢々語つて居た。斯の如く貿易統計には、誤差があ
 り勝ちである。輸出品に就ては、税關の注意が輸入品程嚴密でないから、何うしても
 誤差が伴ひ易いのである。

我國の如き關稅制度の完備した國に於てさへ、既に然りである、中央の威令が、充
 分全國に行互らない支那の關稅制度の下に於ては、尙ほさらではあるまいか。然らば
 支那海關の貿易統計に於ける誤差は、何の程度のものであらうか。これは想像以外に
 調べやうはないと思はれるが、長く支那に在つたミシガン大學教授 C. E. Remer 氏
 は其著 Foreign Investment in China 中で、大體、輸出額の五%として計算し、Edward
 Mann 氏は一割と推定し、更に支那中國銀行當局者も一割と見て居る。或は、一割と
 見るを妥當かとも考へるが、素より確たる根據は無いのである。若し一割と見るなら、
 前掲一九二五年の支拂勘定總額は、七千七百六十三萬五千餘兩を減じて一億五千四百

貿易統計
誤差の割合

三十五萬餘兩となる譯である。

國境貿易と密輸入 統計上の誤差の外に、尙ほ貿易統計に現はれぬ、國際貸借關係事項に、國境貿易と密輸出入とがある。阿片の密輸入は、世界的に有名なる公然の秘密である。その金額は、年額三千萬兩と稱せられるが、素より正確な所は判らない。

前記の E. Kahn 氏は、一九三四年の支那國際貸を推定するに當つて、密輸入總額を一億一千萬兩としたが、支那中國銀行の一九三三年國際收支調べによると一億三千四百六十萬元と計算されて居る。何れも推定たるに過ぎない。

國境貿易とは、支那と國境を有つ、陸続きの諸國との貿易を云ふのである。滿洲國、露西亞、英領印度、佛領印度は、陸続きの隣接國であるから、之等の諸國と國境線に於て貿易が行はれて居る筈である。が、その國境線に屬する地方は、滿洲國との境を除いては、何れも砂漠或は山岳地帯で、支那政府の目の届き兼ねる邊境であり、文化の程度も餘程低く、多く物々交換による取引だと云はれて居るから、その輸出入價格を推定するにも、餘程の困難を感じるであらう。

曾て支那政府が貿易外の國際收支調べを行つた際に、この國境貿易を一九〇四年、

國境貿易
の輸出額

四百萬兩、一九〇九年二百六十萬兩の何れも輸出超過と推定した。Renner 氏は、一九〇二年から一九一三年までの、十二年間に於ける年平均輸出超過二千萬元と推定して居る。四百萬兩或は二百六十萬兩と二千萬兩（一元は上海兩〇・七一五兩）とでは大變な差であるが、相當額の輸出超過になつて居るのは事實らしい。

この密輸出入、國境貿易、貿易統計上の誤差、この三者を考慮すると、恐らくは貨物貿易統計上の、輸入超過額は修正せられ、支那の支拂超過額が幾分緩和せられる結果になるのではあるまいかと思はれる。

貿易外の國際貸借 貿易上年々巨額の支拂勘定を有ち、金の輸出超過は、この支拂勘定を決済するに足らず、貿易統計上の誤差や、國境貿易上の輸出超過、密輸出入を考慮に入れるも、尙ほ支拂勘定を多く残す状態なるにも拘はらず、年々巨額の銀を輸入し得るに就ては、他に有力なる國際貸借上の受取勘定が存在しなければならぬ。即ち支那は貿易外の收支勘定に於て、巨額の受取超過を有するが爲めに、銀の輸入を賄ひ得るのである。

貿易外取
超過

曾て、支那政府が貿易年報に掲載して公表せる所によると、貿易外受取超過額は

第二編 銀の需要と供給

一九〇四年	七九、二二〇	千兩
一九〇五年	七五、三三〇	
一九〇六年	六六、五〇〇	
一九〇七年	七六、五〇〇	
一九〇八年	六四、〇〇〇	
一九〇九年	六三、四五〇	
一九一〇年	六五、五五〇	
一九一一年	六一、七五六	
一九一二年	六七、一五〇	
一九一五年	六一、一五〇	

即ち、一ヶ年六七千萬兩と推定されて居た。之等各年の國際貸借勘定の、内容を爲すものは

〔支拂勘定に属するもの〕 借款元利拂、在外公館費、留學生及旅行者消費、外國人の送金、外國商人へ支拂ふ運賃及保険料、軍器購入費等

借款元利
と移民送
金

〔受取勘定に属するもの〕 國境貿易輸出超過、外國人放資（鐵道）、在支外國公館、在支外國兵營費、外國軍艦及水兵消費、外國商船水夫出費、外國船修理費、外國人の教會病院學校費、外人旅行費、移民送金及持歸金等であるが、此内最も重要なものは、支拂勘定に於ける借款元利拂、受取勘定に於ける外人放資及移民の送金及持歸金であつて、夫等各項の金額の増減によつて、年々の受取超過額に、差異を生じて居る。

其の後政府側の發表を見ないが、最近の状態に就て見るべき調査としては C. F. Ramer 氏の調査、中國銀行の調査、E. Kann の氏の調査がある。左に之等の調査を引用しよう。

C. F. Ramer 氏推算支那國際貸借表（位百萬元）

支 出	一、九〇二—一、九一三 年間毎年平均		一、九一四—一、九二〇 年間毎年平均		一九二八年	一九二九年	一九三〇年
	要		要				
政府對外債務支拂	八九・二		七〇・九		六三・〇	六九・一	一一・四

第二章 銀の需要

第二編 銀の需要と供給

外人企業収入	六九・三	一八八・八	一九〇・〇	一九五・五	一九〇・〇
商 品 輸 入	六三・三	一、二七三・三	一、七九四・〇	一、八九七・七	一、九四六・六
金 銀 純 輸 入	二・五	六三・九	一六八・七	一八七・七	一〇〇・五
旅行者留學生費	〇	〇	六・〇	六・〇	八・〇
駐外使節費	〇	〇	〇	〇	五・〇
在支外人送金	〇	〇	〇	〇	一・〇
外國保險會社へ保險料	〇	〇	〇	〇	〇
輸入フィルム税支拂	〇	〇	〇	〇	〇
總 計	七九・三	一、五九七・九	二、二四〇・六	二、三六〇・九	二、二四六・五
在外支那人送金	三〇・〇	二〇〇・〇	二二〇・六	二八〇・七	三六・五
陸路輸出推定	二〇・〇	〇	〇	〇	〇
商 品 輸 出	四〇・〇	一、〇三三・五	一、四八七・〇	一、三三三・五	一、四三三・三
輸出價格修正(5%)	三三・三	三三・三	七・五	一三・三	一三・三
金 銀 純 輸 出	〇	三・三	〇	三・〇	二四・九
外人遊覽費	〇	〇	〇	〇	〇
教會慈善事業費	〇	〇	〇	〇	〇
在支使節費	〇	〇	〇	〇	〇
列國在支陸海軍費	〇	〇	〇	〇	〇
全輸出推定額	〇	〇	三九・七	三三・〇	一〇〇・〇

Foreign Investment in China

一九三三年支那國際收支

中國銀行調査

政府借入外債	六二・〇	一三三・八	〇	〇	〇
外人對支投資	五二・八	七三・六	九六・〇	一三〇・〇	二〇一・二
外債及華僑收入	〇	〇	四・〇	〇	〇
總 計	一一四・八	二〇七・四	一〇〇・〇	一三〇・〇	二〇一・二
差引支拂超過	七九・〇	一、三三三・三	二、二四〇・七	二、三六〇・九	二、二四六・五

百萬元

- 支 出
- 商 品 輸 入 一、三四五・六
 - 商品密輸入 一三四・六
 - 外債償還 九三・〇
 - 外人在支企業收益 二四・〇
 - 在支外人送金 一・〇
 - 駐外使節費 六・〇
 - 輸入フィルム使用料 五・〇

第二章 銀の需要

第二編 銀の需要と供給

總計	
支	入
商品輸出	六一・八
輸出價格の誤差(10%)	六一・二
金純輸出	六九・四
金密輸出	一二〇・〇
銀純輸出	一四・二
在外支那人送金	二〇〇・〇
支那人所有外國證券收入	五・〇
外人遊覽費	一〇〇・〇
教會並慈善事業	五〇・〇
列國在支使節費	三〇・〇
列國軍隊駐支費	一〇〇・〇
外國船舶在支費	二五・〇
外人對支投資	三〇・〇
總計	一、六〇九・二

總計
差引不詳分

一九三〇年度支那國際收支

E・カン氏調査

總計	
支	出
商品輸入	一、〇二九、六六五、〇〇〇元
商品密輸入	一一〇、〇〇〇、〇〇〇
日本朝鮮滿洲より金密輸入	三〇、〇〇〇、〇〇〇
對外債務支拂	九四、〇〇〇、〇〇〇
旅行者留學生外交使節費	五、〇〇〇、〇〇〇
海外投資による損失	二〇、〇〇〇、〇〇〇
支那よりの資本引出及資本逃避	一五〇、〇〇〇、〇〇〇
合計	一、四三八、六六五、〇〇〇
商品輸出	五三五、七三三、〇〇〇
輸出價格修正(10%)	五三、五七三、〇〇〇
總計	一、三二六・六

第二章 銀の需要

第二編 銀の需要と供給

金 銀 輸 出	三八一、一五八、〇〇〇
在外支那人送金	二五〇、〇〇〇、〇〇〇
外人支那遊覽費	一〇、〇〇〇、〇〇〇
教會及慈善事業費	四五、〇〇〇、〇〇〇
列國在支陸海軍費	九〇、〇〇〇、〇〇〇
列國在支外交使節費	二五、〇〇〇、〇〇〇
外國船舶在支費	二五、〇〇〇、〇〇〇
支那人所有外國證券收入	五、〇〇〇、〇〇〇
雜 收 入	一八、〇〇〇、〇〇〇
合 計	一、四三八、六六五、〇〇〇

右三種の統計によれば、支那の國際貸借勘定は、何れも赤に終つて居る。が、其計算の内には商品の輸出入額が入れてあるから、之を差引いて見ると何れの調査の何れの年も受取超過に變つて了ふ。其金額は次の様になる。(單位千元)

年	次	受取超過額

Boase 氏調査の分

一九〇二—一九一三年平均	一四五、六〇〇
一九一四—三〇年平均	九九四〇〇
一九二八年	二一三、一〇〇
一九二九年	三二一、八〇〇
一九三〇年	四六六、二〇〇

中國銀行調査の分

一九三三年	四五一、二〇〇
Kann 氏調査の分	
一九三四年	四九三、九三二

これ等の統計によれば、貿易外を受取超過は、歐洲大戰前は一ヶ年一億元内外、大戰後に更に増加し、最近に至つては三四億に達して居る。そして大戰前の状態は、曩に海關の公表せる所と略々一致(海關一兩を一・五五八元と計算)して居る。尙ほ之等の統計によるも、貿易外を受取超過の額を決定する主要なる原因は、移民の送金にあることを、觀取し得るのである。

移民の送金と對支借款 借款並に外人の投資は一時的に國際貸借上の受取勘定を増

第二章 銀の需要

貿易外
受取超過
額

第二編 銀の需要と供給

外債元利
拂

加せしめるが、間もなくその元利拂の爲めに、支拂勘定を膨らす條件になる。支那の外債に就ては、支那政府が之を公表することを喜ばぬので、詳細を知り難いが、曾て三菱合資会社の調査せる所に據ると、邦貨に換算して、二十億九千八百餘萬圓の多きに上るとせられ、更に最近支那財政部長の言明なりと傳へられる所によると一九三〇年度に於いて

擔保付外債	一二八、〇〇〇、〇〇〇 磅
無擔保借款(約)	六〇、〇〇〇、〇〇〇
合計(約)	一八八、〇〇〇、〇〇〇
この元利拂(約)	九、〇〇〇、〇〇〇

の計算であつたと云ふ。兎に角、支那の外債は相當巨額に上りこの元利拂の爲め毎年九千萬圓内外を支出する義務を負ふて居るのだから、この負擔は支那財政を脅すに足るものであり、國際貸借改善の上にも、一大支障たるに違ひない。

移民の送金及持歸金が、年々幾何に上かに就ては、支那移民の數によつて、大體の見當を附けるより外に致し方がない。謂ゆる華僑の名によつて知らるゝ支那移民は殆

んど世界の隅々に及んで居るが、其數は第一回中國年鑑によると、七百十三萬三千九百十人(各種調査綜合)乃至八百六十七萬七千人(農商部調査)であつたが、最近(一九三三年)支那政府債務委員會の調査によると、七百八十八萬五千五百四十人である。其移民先と人員を見ると次の通り、

歐洲	南方	南洋	米方
佛國	中未諸國	合衆國	九四、〇〇〇
英國	印度諸島	西印度諸島	七四、九五四
和蘭	暹羅	西貢	三六、四〇〇
土耳其	秘魯	墨西哥	二五、〇〇〇
獨逸	希臘	露西亞	五、七〇四
葡萄牙	智利	智利	二、八二六
丁加奴	智利	智利	二、七〇〇
白耳	加奈陀	智利	二、一〇〇
伊耳	加奈陀	智利	一、〇〇〇
チエ	ブラジル	智利	八二〇
ネ	ブラジル	智利	六〇〇
ヅ	ブラジル	智利	二四六、一〇四
其他	計	計	
計	四、五、六八三	計	二、四六、一〇四

第二章 銀の需要

亞細亞方面		太平洋及南洋	
暹羅	二、五〇〇、〇〇〇	蘭領印度	一、一三二、六五〇
馬來	一、七〇九、三九二	比律賓	一一〇、五〇〇
香港	八二五、六四五	英領ボルネオ	七五、〇〇〇
佛領印度支那	三八一、四一七	布哇	二七、一七九
露國	二五一、五〇〇	漆洲	一五、五〇〇
暹羅	一九三、五九八	印度洋諸島	五、〇〇〇
澳門	一一九、八七五	タヒチ	五、〇〇〇
臺灣	四六、六九一	葡領殖民地	三、五〇〇
朝鮮	四一、三〇二	ニュージーランド	二、八五四
日本	二〇、〇七四	太平洋諸島	一、二七五
計	一五、〇〇〇	計	一、四七八、四五八
計	六、一〇四、四九五	阿弗利加其他	六、四五八
		計	七、八八一、五四〇

華僑の分布

華僑の数は、大體一千萬人と想像せられて居る。今、之等各種の調査を綜合して考へるに、九百萬人乃至一千萬人と見るのが至當であらう。更に右の調査により、その分布状態を見るに暹羅、馬來、蘭領印度方面に、最も多く移住して居る。事實、此方

移民の送金額

面に於ける華僑の勢力は、偉大なものがあり、暹羅の如きは、同國の商權は、一切彼等の手に在りと云はれて居る。暹羅、支那の排日貨熱熾んたりし頃、其餘熱華僑に迄及び、日貨の取扱拒絶に會つて、我輸出貿易に打撃を與へたことは、我等の記憶に尙ほ新たな所である。彼等の排日貨は、却つて日本商人の此方面に於ける活動を刺戟し、今日では日本商人の進出により、其勢力は又昔日の如くならずと云はれるが、彼等の辛棒力の強さは、決して油断を許さぬものがある。

之等華僑の送金額は、レーマー氏によれば、大體一ヶ年一億五千萬元から三億元、中國銀行の調査は一九三三年に二億元、更にカン氏は一九三四年に二億五千萬元と發表して居る。華僑の數九百萬人と見、一人宛送金高一ヶ年二十元とすれば一億八千萬元、三十元とすれば二億七千萬元になる。支那移民は、辛棒強く貯蓄をするから、三十元平均の送金額と見るのは、適當ではあるまい。大體二億内外とされて居る一般の想像は、當らずと雖も遠からざるものであらう。

支那銀需要の特質

以上、吾々は支那の研究に、可なりの手間を取つた。が、これは要するに、支那銀

需要の特質につき、知らんとするが爲めである。そして、吾々の今迄知り得た所を要約すれば、「支那は銀貨國であるから支那經濟の基礎は銀である、その銀を輸入するに就ては、支那は貿易上の輸入超過國であるから、貿易外の受取超過によつて、銀を輸入する、その貿易外の受取超過の多寡は、主として支那移民の送金の多少による」と云ふに歸する。既に、銀需要の因つて起る所以、斯くして起されたる銀需要の状態銀輸入資金の生るゝ所を、概略ではあるが知り得た吾々は、過去の銀需要状態より推して、支那銀需要の特質とも云ふべき事項を抽出しよう。

(一) 支那の銀需要は不可避的である。支那は銀貨國であるから、支那經濟の基礎を爲すものは銀である。國內に産銀地を有しない支那は、その必要とする銀を、他から輸入しなければならぬ。故に、支那の銀需要は全く不可避で、如何なる事情なるも銀を輸入せねばならぬ。斯う云ふ事情ある爲め、支那に於ける銀ストックの増減が、銀關係者の注視の的となつて居るのである。

(二) 支那の需要は不定的である。支那の需要は不可避的であるに拘はらず、年々その需要が一定せず、經濟の動向、政情の動きに因り、需要量に増減が甚だしい。

支那需要
不可避的

支那需要
は不定的

或年は需要が巨額に上るかと思へば、或年はその半にも達しないことがある。そして、斯く需要が不定的であるから、支那需要は銀價決定上、有力な材料となつて居るのである。

(三) 支那の需要には投機者の策動が多い。謂ゆる Chinese Speculators の金銀市場に於ける策動は、世界的に有名なものであるが、彼等は上海金交易所を根城とし、標金、倫敦爲替、銀塊の三者に思惑的賣買を試み、巧みに Hedge して輸稼を行ふのである。彼等の活躍あるが故に、支那の銀需要は、實需以上に或は以下に、銀相場に影響するのである。

(四) 支那農村の豊凶は銀需要に影響す。支那は農業國であるから、農作の豊凶は支那經濟に影響し、流通貨幣、貯藏銀貨の需要に現はれて来る。輸出品の大部分は農産原料品であるから、農村の豊凶は又、支那の國際貸借決定上にも影響し、銀の輸入能力にも影響するのである。農村豊作なれば、銀の需要は多く喚起されるが、凶作の場合は之に反する。支那には、極めて廣範圍に亘る旱害、風水害が屢々あつて、その爲め全国的に不況を招くことがある。

投機者の
活躍

農村の豊
凶

第二編 銀の需要と供給

(五) 動亂は銀需要に影響する。従來の例に徴するも、支那に全國的動亂の起つた場合には一時的ではあるが、銀の需要が喚起される。それは、軍閥が戦費を準備するからである。一九一一年の支那革命當時、平常二百萬磅であつた上海銀ストックは、遂に増加して同年三月には三百萬磅、同十一月には三百九十餘萬磅となつた。革命成功と同時に、又舊に復して二百萬磅臺に下つたが、これは革命の爲め需要が増加し之に應ずる爲めストックの充實が行はれたことを物語つて居るのである。

新く全國的動亂は一時的に銀の需要を増すが、動亂長きに亘れば農村の疲弊を來し、需要は却つて減少する。尙ほ地方的動亂は局部的であるだけ夫れ程の影響はない。

(六) 印度の銀需要

支那と相併んで、世界の二大銀需要國と呼ばれて居るのは、印度である。印度は、一九二七年三月二十六日の通貨法 The Currency Act 1927 以來、謂ゆる金本位 Gold Bullion Standard と呼ばれる、貨幣制度を、有つことになつたが、その以前には、

一八九八年のフアウラー委員會 Fowler Committee の勸告に基き創められた、英貨爲替本位制 Sterling Exchange Standard が行はれて居た。

この貨幣制度の下に、國內で使用せられるルビー銀貨鑄造の爲めには、年々莫大な分量の銀を必要としたが、それは印度政府の手によつて、一般市場から買上げられて居た。この、政府による銀貨用需要の外に、印度一般國民の美術工藝用の需要並に貯藏用需要があつた。これは、謂ゆるバザール筋と呼ばれて、倫敦市場を賑はして居たのである。

印度需要と支那需要の相違

前述の如く、印度の需要は銀貨用、美術工藝用、貯藏用この三つの要素を含んで居た。この點で支那の需要と少しも異なる所は無いのであるが、其内容に至つては、大分相違して居た。先づ

銀貨用需要は、支那に於ては政府が銀貨を行ふのみでなく、民間に於ても旺んに行はれたので、民間需要の大部分は、この銀貨用であつた。然るに印度に於ては銀貨は政府の専業であつたから、其爲めに要する銀は、政府自ら倫敦、紐育の市場で買上げ

第二章 銀の需要と供給

るか或は特定の嶺山から買上げて居た。従つて、民間の需要は、美術工藝用、貯蔵用の銀に限られて居たのである。

又美術工藝用需要に就ても著しい相違がある。それに就ては、印度の結婚風習を語らねばならない。由來印度は早婚を以て知らるゝ國であるが、それにしても、彼等の婚姻は全く早い。男子五歳にして人の夫たる者も珍しくないが、男子に比して女子は一層早い。既に五歳にして寡婦たる者すら尠くない。生れて未だ両親の顔すら見覚えぬ裡に、早や美々しい行列を整へて、奥入の式に臨まねばならぬと云ふ、寧ろ悲惨に類する事すら稀でないといはれる。統計の示す所によると、

五歳以下で結婚する者	女子百人中一人半
五歳以上十歳以下で結婚する者	
男子百人中	四人
女子百人中	一人
十歳以上十五歳迄のもの	
男子百人中	一人
女子百人中	三人

美術工藝用需要

印度の結婚

處女寡婦

早坂喜一郎氏「銀の需要と供給」

となつて居る。男子は一人で何人も妻を有つことを許されて居るに反し、女子は一度結婚すれば再婚を許されない。だから、印度には未だ處女にして、既に寡婦たる者が多く Virgin Widow と云ふ、言葉すら出來て居る。

この結婚は、宗教上一生に一度は必ず爲さねばならない。男子は一人で、何人も妻を有つことが許されて居るので、印度の結婚数は非常に多い。その結婚の度に、宗教上壯嚴な儀式が行はれ、その儀式には一生の大事として、銀の裝飾品が美々しく飾られる。自ら製作させるものもあらうし、友人、親族、知己からの祝品もあらうし、その美々しく、多いことが誇られる。この結婚式は大體に於て全國的に時期が一定して居る。春の收穫が済み、秋に取り入れる筈の種を蒔く迄の閑農期である三月頃を中心に行はれることが多い。故に三月は結婚月として、全國的に婚姻の儀式が多く、この

十五歳以上二十歳迄のもの

女子百人中	四五人
男子百人中	三二人
女子百人中	八〇人

第二章 銀の需要

儀式用の銀需要が一齊に起されるのである。何分にも三億と稱せられる人々であるから、全国的に起つたこの需要は、忽ちバザーを賑はし、銀價に影響を與へることには少しも不思議はない。但、この需要は、製作其他に時日を要する關係上、早くも一月には倫敦市場に現はれる。

印度の美工藝需用需要には、右の如き特殊の事情があつて、支那の此種の需要と異つた性質を有つて居るのである。そして、この印度の結婚は、銀價の上には季節的強氣の材料として、見逃し難い重要なものとなつて居る。

支那需要と印度需要とは、右の如く相違して居る。が、更に支那と印度と相違する重要な點は、夫等の莫大な銀を輸入する資金の出所が異なることである。支那に於ては、貿易は常態として輸入超過即ち支拂超過に終るので、この支拂と銀輸入の資金には貿易外の受取超過勘定、主として在外華僑の送金が、之に充てられねばならなかつた。然るに、印度に於ては、貨物貿易は年々巨額の輸出超過となるのを常態とし、貿易差額決済用として銀が輸入されるのである。支那に於ては、對外貿易の消長は、銀輸入の量を決する上に、第一義的な重要さは有つて居ないが、印度に在つては、銀輸

印度の對外貿易の對
常態としは
輸出超過

輸出は農
産原料品

入の量は一々その輸出貿易の、盛衰如何に懸つて居るのである。そこで吾々は先づ印度の對外貿易の状態から見てゆかう。

印度の對外貿易

印度は農業國であるから、輸出品の重なるものは、農産原料品であり、機械、器具其他の精製品を輸入する。元來地味豊かであるから、灌漑の設備宜しきを得れば、農作物は豊富な筈である。輸出品の重なるものは、黄麻、棉花、穀類、種子類、皮革、等、輸入品は綿糸、綿製品、鐵材、機械類、砂糖、鐵道用具、鐵器、礦物油、絹等である。貿易の相手國は、主として英本國並に各英領殖民地で、互に互惠關稅を設けて他國の商品の侵入を防いで居るが、最近爲替安の關係から我商品が奥地に迄侵入して居る。今一九一一年度以來の印度貨物貿易状態を見ると、次の通りである。(印度の貿易年度は毎年四月一日に始まり翌年三月末に終る一ケ年)

我商品の
印度侵入

單位千留比 Indian Year Book 1912

年 度	輸 入	輸 出	差 額 ▲印入超
一九二一—二二	一、六五、七五九	二、二六、四七〇	八〇、七一〇
一九二二—二三	一、六〇、九七七	二、四〇、八九〇	八〇、九一三
一九二三—二四	一、八三、四九九	二、四八、七八八	六五、二八九
一九二四—二五	一、五九、二〇〇	一、八二、九七七	四三、六七七
一九二五—二六	一、四六、三〇〇	一、九三、三三三	六七、〇三三
一九二六—二七	一、四九、八〇〇	二、三二、四四四	八二、六四四
一九二七—二八	一、四九、八〇〇	二、三二、四四四	八二、六四四
一九二八—二九	一、四九、八〇〇	二、三二、四四四	八二、六四四
一九二九—三〇	一、四九、八〇〇	二、三二、四四四	八二、六四四
一九三〇—三一	一、四九、八〇〇	二、三二、四四四	八二、六四四
一九三一—三二	一、四九、八〇〇	二、三二、四四四	八二、六四四
一九三二—三三	一、四九、八〇〇	二、三二、四四四	八二、六四四
一九三三—三四	一、四九、八〇〇	二、三二、四四四	八二、六四四
一九三四—三五	一、四九、八〇〇	二、三二、四四四	八二、六四四
一九三五—三六	一、四九、八〇〇	二、三二、四四四	八二、六四四
一九三六—三七	一、四九、八〇〇	二、三二、四四四	八二、六四四
一九三七—三八	一、四九、八〇〇	二、三二、四四四	八二、六四四
一九三八—三九	一、四九、八〇〇	二、三二、四四四	八二、六四四
一九三九—四〇	一、四九、八〇〇	二、三二、四四四	八二、六四四
一九四〇—四一	一、四九、八〇〇	二、三二、四四四	八二、六四四
一九四一—四二	一、四九、八〇〇	二、三二、四四四	八二、六四四
一九四二—四三	一、四九、八〇〇	二、三二、四四四	八二、六四四
一九四三—四四	一、四九、八〇〇	二、三二、四四四	八二、六四四
一九四四—四五	一、四九、八〇〇	二、三二、四四四	八二、六四四
一九四五—四六	一、四九、八〇〇	二、三二、四四四	八二、六四四
一九四六—四七	一、四九、八〇〇	二、三二、四四四	八二、六四四
一九四七—四八	一、四九、八〇〇	二、三二、四四四	八二、六四四
一九四八—四九	一、四九、八〇〇	二、三二、四四四	八二、六四四
一九四九—五〇	一、四九、八〇〇	二、三二、四四四	八二、六四四
一九五〇—五一	一、四九、八〇〇	二、三二、四四四	八二、六四四
一九五一—五二	一、四九、八〇〇	二、三二、四四四	八二、六四四
一九五二—五三	一、四九、八〇〇	二、三二、四四四	八二、六四四
一九五三—五四	一、四九、八〇〇	二、三二、四四四	八二、六四四
一九五四—五五	一、四九、八〇〇	二、三二、四四四	八二、六四四
一九五五—五六	一、四九、八〇〇	二、三二、四四四	八二、六四四
一九五六—五七	一、四九、八〇〇	二、三二、四四四	八二、六四四
一九五七—五八	一、四九、八〇〇	二、三二、四四四	八二、六四四
一九五八—五九	一、四九、八〇〇	二、三二、四四四	八二、六四四
一九五九—六〇	一、四九、八〇〇	二、三二、四四四	八二、六四四
一九六〇—六一	一、四九、八〇〇	二、三二、四四四	八二、六四四
一九六一—六二	一、四九、八〇〇	二、三二、四四四	八二、六四四
一九六二—六三	一、四九、八〇〇	二、三二、四四四	八二、六四四
一九六三—六四	一、四九、八〇〇	二、三二、四四四	八二、六四四
一九六四—六五	一、四九、八〇〇	二、三二、四四四	八二、六四四
一九六五—六六	一、四九、八〇〇	二、三二、四四四	八二、六四四
一九六六—六七	一、四九、八〇〇	二、三二、四四四	八二、六四四
一九六七—六八	一、四九、八〇〇	二、三二、四四四	八二、六四四
一九六八—六九	一、四九、八〇〇	二、三二、四四四	八二、六四四
一九六九—七〇	一、四九、八〇〇	二、三二、四四四	八二、六四四
一九七〇—七一	一、四九、八〇〇	二、三二、四四四	八二、六四四
一九七一—七二	一、四九、八〇〇	二、三二、四四四	八二、六四四
一九七二—七三	一、四九、八〇〇	二、三二、四四四	八二、六四四
一九七三—七四	一、四九、八〇〇	二、三二、四四四	八二、六四四
一九七四—七五	一、四九、八〇〇	二、三二、四四四	八二、六四四
一九七五—七六	一、四九、八〇〇	二、三二、四四四	八二、六四四
一九七六—七七	一、四九、八〇〇	二、三二、四四四	八二、六四四
一九七七—七八	一、四九、八〇〇	二、三二、四四四	八二、六四四
一九七八—七九	一、四九、八〇〇	二、三二、四四四	八二、六四四
一九七九—八〇	一、四九、八〇〇	二、三二、四四四	八二、六四四
一九八〇—八一	一、四九、八〇〇	二、三二、四四四	八二、六四四
一九八一—八二	一、四九、八〇〇	二、三二、四四四	八二、六四四
一九八二—八三	一、四九、八〇〇	二、三二、四四四	八二、六四四
一九八三—八四	一、四九、八〇〇	二、三二、四四四	八二、六四四
一九八四—八五	一、四九、八〇〇	二、三二、四四四	八二、六四四
一九八五—八六	一、四九、八〇〇	二、三二、四四四	八二、六四四
一九八六—八七	一、四九、八〇〇	二、三二、四四四	八二、六四四
一九八七—八八	一、四九、八〇〇	二、三二、四四四	八二、六四四
一九八八—八九	一、四九、八〇〇	二、三二、四四四	八二、六四四
一九八九—九〇	一、四九、八〇〇	二、三二、四四四	八二、六四四
一九九〇—九一	一、四九、八〇〇	二、三二、四四四	八二、六四四
一九九一—九二	一、四九、八〇〇	二、三二、四四四	八二、六四四
一九九二—九三	一、四九、八〇〇	二、三二、四四四	八二、六四四
一九九三—九四	一、四九、八〇〇	二、三二、四四四	八二、六四四
一九九四—九五	一、四九、八〇〇	二、三二、四四四	八二、六四四
一九九五—九六	一、四九、八〇〇	二、三二、四四四	八二、六四四
一九九六—九七	一、四九、八〇〇	二、三二、四四四	八二、六四四
一九九七—九八	一、四九、八〇〇	二、三二、四四四	八二、六四四
一九九八—九九	一、四九、八〇〇	二、三二、四四四	八二、六四四
一九九九—二〇〇〇	一、四九、八〇〇	二、三二、四四四	八二、六四四

最近の貿易状態

一九二一—二二年度以降一九二七—二八年度迄の貿易状態を見るに、一九二〇—二一及一九二二—二三の兩年度に於て、輸入超過を見たるのみで、他の年度は何れも輸出超過となつて居るが、その超過額は四億乃至八億の間を往來し、一九一九—二〇年度には十一億八千八百餘萬留比、一九二三—二四年度は十四億四千八百餘萬留比、更に一九二四—二五及一九二五—二六の兩年度は、何れも十五億を超ゆる景況である。更に印度の Department of Commercial Intelligence and Statistics の發表に係る、一九三〇—三二年度以降三ヶ年間の貿易表によると

輸 入	一九三〇—三一	一九三一—三二	一九三二—三三
商 品	一、六四七・九	一、二六三・七	一、三二五・八
金 銀	二六七・一	三二二・二	二九・五
合 計	一、九一五・〇	一、二九五・九	一、三五五・三
輸 出			
商 品	二、二五六・四	一、六〇五・五	一、三五六・三
金 銀	二三・一	六二六・一	六七七・四

第二編 銀の需要と供給

合計 二、二七九・五 二、二三一・六 二、〇三三・七

となつて居る。右の内、商品貿易だけに就て輸出入差額を見ると次の通りになる。

千留比
 一九三〇—三一年度……………六〇八、五〇〇
 一九三一—三二年度……………三四一、八〇〇
 一九三二—三三年度……………三〇、五〇〇

一九三〇年以後は、輸出超過額は減じて居るが、上記の表によつて、大體一ヶ年五六億留比の輸出超過となるのが、常態と見て差支へあるまい。

次にこの輸出入額の内、英帝國との貿易状態は、次の通りである。

輸入貿易 (單位千留比)

年 度	總 輸 入 額	英 本 國 へ 輸 入 額	割 合
一九二四—二五	二、四六六、二六五	一、五三四、八八三	六二%
一九二五—二六	二、二六〇、八一四	一、三三六、七五二	五九%
一九二六—二七	二、三一二、二〇八	一、二七〇、二八一	五四%
一九二七—二八	二、四九九、〇〇一	一、三七三、〇九三	五四%

英本國との輸出関係

輸出貿易 (單位千留比)

年 度	總 輸 出 額	英 本 國 へ 輸 出 額	割 合
一九二四—二五	三、八四六、六五三	一、四六一、一〇七	三七%
一九二五—二六	三、七四八、六二六	一、三〇三、五四四	三四%
一九二六—二七	三、〇一四、三五八	一、一四一、三六一	三七%
一九二七—二八	三、一九一、一二八	一、二八四、六二八	四〇%

即ち、輸入總額の五割四分乃至六割二分は、英本國からの輸入であり、輸出總額の三割四分乃至四割は英本國へ對して、輸出せられるのである。

以上説明したる如く、印度は年々五六億留比の輸出超過を見、これが代り金の内から、印度が英國に對し年々送附すべき謂ゆる Home Charge を支拂ひ、殘額を銀を以て輸入するのが、年々の收支の状態である。そして、この銀の輸入數量を決定すべき輸出貿易の繁榮すると否とは、一に懸つて農業の豊凶如何によるのであるが、農業の豊凶如何は又、一に毎年期を定めて襲ひ來る季節風 Monsoon の順調なるや否やにある。

輸出貿易の不振は農業の豊凶に因る

第二章 銀の需要

印度の氣候

印度は、面積百五十六萬平方哩と云はるゝ大國である。北部は、ヒマラヤの山麓地帯を爲し、中部は廣大な高原を爲し、海岸地方は平地である。斯く廣大であり、土地の高低も違ふので、氣候は地方によつて大分異つて居る。が北部ヒマラヤ山地を除けば、一年の氣候は大體次の三季節に分けられる。

(一) 大陸から吹く東北季節風の爲め、冷々とした、晴天続きの乾燥期で、大體十月央頃から翌年の二月頃迄、この時季に吹く季節風を Dry-monsoon と云つて居る。

(二) 三月から五月迄の夏季 此季には上インド、アッサム地方に多少の降雨がある

(三) 謂ゆる夏季モンスーンの時季であつて印度洋方面から吹く西南季節風の爲め雨量が非常に多い時期で、この季節風を Wet-monsoon と云ふ。大體六月頃から十月頃迄である。

普通、モンスーンと云へば Wet-monsoon のことを指すのだが、一般にはこのモンスーンに附随した雨季即ち降雨の意味に取られて居る。

モンスーン

印度の農作

印度の農作は、大體、秋作と春作とに分れ、秋作物は西南モンスーンの初期、即ち六月頃に播種して九月から十二月頃までに收穫し、春作は十月、十一月頃に播種して、翌年の三月、四月の頃に收穫する。これが一般の状態である。そしてこの農業に對す Wet-monsoon の効果は、宛かも埃及農業に於けるナイル河の氾濫にも等しいもので、Wet-monsoon の經過の良否は、印度農業に決定的な豊凶の運命を與へるのである。

即ち、雨が餘り多過ぎても悪く、少くても悪い。適度の降雨があれば、農村は豊作であり、モンスーンの經過が悪ければ、即ち降雨が多過ぎるか、少な過ぎる場合には、凶作に見舞はれねばならない。農村の豊凶如何は、直ちに農民の銀需要量に影響して來る許りでなく、輸出貿易の不振を伴ふので、それだけ銀の需要量、従つて輸入量が減すると看られる。故に、モンスーンの經過良好なりや否やは、銀價決定上有力なる一つの材料として、銀關係者は常に深甚の注意を拂つて居るのである。

以上に於て吾々は、先づ印度銀需要の特質を述べ、斯く必要なる銀は、貿易上の差額決済の爲め輸入されること、従つて貿易の順逆及其程度が、銀輸入の數量を決する原因たること、貿易の順逆及其程度は農業の豊凶により決せられ、農業の豊凶は、一

第二編 銀の需要と供給

に印度獨特の季節風モンスーンの経過良好なりや否やに應つて居ることを、連續的に説明した。更に進んで、印度銀需要の實情を研究せねばならぬが、それに先ち、印度の貨幣制度に一瞥を拂はう。

印度の幣制

一九二七年、金塊本位制を採つて以來、印度は専ら廢貨銀の供給者となり、鑄貨用の銀を、新規に需要することが無くなった。恐らくこの状態は、未だ當分續くであらう。そして、印度が鑄貨用として新規に銀を需要する時代が來るとしても、既に金塊本位制に移つた後であるから、今度は從來程多量の銀を必要とはしないであらう。故に印度の銀需要を述べるに當つて、豫め知つて置かねばならぬのは、英貨爲替本位時代の幣制である。

金爲替本位制度下に於ける印度は、無制限法貨としてルピー銀貨、ルピー紙幣、ソヴェレン金貨、の三種を有つて居た。金銀貨の比率は一ソヴェレンに對し十五ルピーの割合で、政府は一ソヴェレン金貨又はそれに相當する金地金を提供する者に對し、十五留比を與へたが、ルピー銀貨に對しては、金兌換に應ずる義務は無かつた。國內

金爲替本位時代の印度貨幣制

印度證券及逆印度證券

では右の三種が無制限に流通したのである。

更にルピーの對外的價值は、英貨を通じて維持されて居た。英貨との比率は、一ルピーに對し一志四片と定められ、印度政府の販賣する印度證券 Indian Council Bill or Indian Council Draft は、一九〇四年以來一志四片 $\frac{1}{8}$ の價格で無制限に賣出され、逆印度證券 Reserve Council Draft も、一志三片 $\frac{29}{32}$ で販賣せられたから、爲替相場も、この印度證券に制せられ一志四片 $\frac{1}{8}$ から一志三片 $\frac{29}{32}$ の範圍で賣買せられるのが普通であつた。(大戦中印度省證券賣出價格は引上げられた)

國內で流通せられたのは、主としてルピー銀貨及ルピー紙幣である。ソヴェレン金貨は、英本國の造幣局 Royal Mint 及濠洲の造幣局支局に於て鑄造せられたものが流通した。硬貨の種類を擧げると次の如くである。

金貨	(種類)	(品位)	(純量目)
金	ソヴェレン	九一六 $\frac{2}{3}$ 位	一・一三〇
	半ソヴェレン	九一六 $\frac{2}{3}$ 位	五六・五

第二章 銀の需要

銀貨

第二編 銀の需要と供給

銀貨

一ルピー	11 1/2位	一六五・〇
半ルピー	11 1/2位	八二・五
1/4ルピー	11 1/2位	四一・二五
1/8ルピー		二〇・六二五

外に「アンナ白銅貨（總量目六〇グリーン）」がある。銅貨は二パイス、パイス、半パイス、パイの四種あるが、一九〇六年來鑄造されなす。

紙幣は政府の發行に係り、五ルピー、一〇ルピー、五〇ルピー、百ルピー、五百ルピー、千留比、一萬ルピーの七種、全國を Calcutta, Cawnpore, Lahore, Madras, Bombay, Karachi, Rangoon の七管區に分ち、百ルピー以下の紙幣は全國的な無制限法貨とし各管區で兌換に應ずるが、五百留比以上の紙幣は、その紙幣を發行した管區の發行所 Circles of Issue のみで、兌換に應じ、其管區内でのみ法貨として無制限に通用する。紙幣は、斯く管區の制限があるのと、印度人一般の信用を得るに至らなかつたのとで、容易に流通するに至らなかつたが、政府の努力によつて漸次に一般的に使

紙幣

銅貨

紙幣及印度證券の準備

紙幣準備の保證限度

用せられるやうになり、其發行高も年々増加して行つた。

紙幣の發行及印度證券 逆印度證券に對しては兌換又は支拂に應ずる爲め、正貨準備を必要とした。故に、印度政府の貨幣的準備には二つの種類がある。

(一) 紙幣準備 The Paper Currency Reserve

一八六一年の法令により、保證準備は四千萬留比とし、政府證券を以て之に充て、殘額は、全部銀貨又は銀塊を準備とすることに規定せられた。が、この準備規定は、紙幣發行の伸縮性を乏しからしめ、實際の需要に應ずる爲めには、甚だ不便であつた。従つて、其後紙幣の需要が増加するにつれ、度々保證發行限度は擴大せられ、一九一一年には一億四千萬留比となつた。其後も又度々擴張された。

又準備は、最初銀に限られて居たが、後には金貨及金塊も許されるやうになり、一八九八年の金券法では、倫敦で金證券を預り、之に對し印度で紙幣を發行する途も拓かれた。又更に一九〇五年の法令によると、政府は準備として金銀貨、金銀塊其何れをも任意に選び、且つ倫敦及印度の何れに置くことも許されることになつた。

斯くして、紙幣の發行が増加するにつれ、紙幣準備も増加した。世界大戰直前の一

第二編 銀の需要と供給

九一四年三月三十一日の、紙幣流通高及其準備状態を見るに、次の通りである。

紙幣流通高	六六一、二〇〇
右の準備	
金準備	三一五、九〇〇
在印	二二四、四〇〇
在英	九一、五〇〇
銀準備	二〇五、三〇〇
證券準備	一四〇、〇〇〇

金準備に対する金銀等の割合は、金準備四八%、銀準備三一%、證券準備二一%である。この紙幣発行高及其準備は、其後次の如く増加した。(毎年三月三十一日現在)

年次	紙幣発行高 (千圓比)	準備		
		金、金貨(千圓比)	銀、銀貨(千圓比)	證券(千圓比)
一九一五	六六、一、〇〇〇	二二、〇〇〇	三三、〇〇〇	一〇、〇〇〇
一九一四	六二、一、〇〇〇	二一、〇〇〇	三二、〇〇〇	九、〇〇〇

歐洲大戰
後の準備

一九一四年、歐洲大戰勃發の年には、紙幣流通高は、六億六千餘萬圓比に過ぎなかつたが、歐洲大戰當時、銀不足に困却した政府が、極力紙幣の使用を奨励したので、發行額も漸次増加し、大戰終了の翌一九一九年三月末日現在に於ける發行總額は、十五億三千四百餘萬圓比に上つた。この準備は主として保證準備の擴張によつたもので、大戰以來限度の擴張されること六回、一九一八年の法律により八億六千萬圓比とせられて居たが、一九一九年には、法律第二號によつて、十億圓比とし、更に同年九月十二億圓比に擴張された。

最近に於ける紙幣発行高を見るに、準備として銀貨及銀塊の充當される額が目立つて増加した。(單位金額は圓比、換算高はオンス)

年次	紙幣発行高 (千圓比)	準備		
		金、金貨(千圓比)	銀、銀貨(千圓比)	證券(千圓比)
一九一六	六七、三〇〇	二二、〇〇〇	三三、〇〇〇	一〇、〇〇〇
一九一七	八三、七〇〇	二六、七〇〇	三〇、〇〇〇	八、〇〇〇
一九一八	九七、〇〇〇	二七、二〇〇	一〇、〇〇〇	六、〇〇〇
一九一九	一、一四、〇〇〇	一五、〇〇〇	三三、〇〇〇	九、〇〇〇

第二章 銀の需要

第二編 銀の需要と供給

年次	紙幣發行高	金準備	銀準備	銀オンス換算高
一九二七	一、八二一、八五九	三三、一六六	一、〇二五、一〇〇	三三、八八〇、〇〇〇
一九二八	一、八二六、四三三	三九、七六八	一、〇二五、〇〇〇	三三、〇三一、〇〇〇
一九二九	一、八二一、〇三三	三三、〇三三	一、〇〇八、八〇〇	三三、七五五、〇〇〇
一九三〇	一、七九〇、〇八四	三三、三三三	一、〇二〇、〇〇〇	三三、三三三、〇〇〇
一九三一	一、六二四、〇〇〇	三三、〇〇〇	一、二九六、八〇〇	三三、三三三、〇〇〇

備考 證券準備高は省略した。

(11) 金本位準備 - Gold Standard Reserve

金本位準備は、一八九八年三月のフアウラー委員會の勸告に基き、ルビーの對外價値維持の爲め、即ち事實上、印度證券及逆印度證券支拂の爲め、設けられた準備金である。留比銀貨鑄造益金を繰入れて之に充て、その運用上の益金も亦、右準備金に加へられる。元來、紙幣準備と此準備とは名目を異にしては居るが、其目的とする所は、双方相通する所があるので、既に早くから、其間に流用が行はれ、更に國庫餘裕金も亦此目的の爲めに流用せられて居る。従つて、印度證券及逆印度證券の支拂資金

印度證券及逆印度證券の支拂準備

は、國庫金、紙幣準備金及金本位準備金の三つから成つて居る。

印度證券、逆印度證券は、何れも政府の賣出す爲替手形のことであつて、印度證券の支拂は、印度に於てルビーを以て行はれ、逆印度證券は、倫敦に於て磅で支拂はれる。そこで、支拂準備は、印度と倫敦と、双方に置かねばならない。故に、金本位準備も、亦双方に置かれて居た。即ち次の通りである。

印度に在るもの

國庫金 Treasury Balances

紙幣準備 Paper Currency Reserve

金本位準備 Gold Standard Reserve

倫敦に在るもの

印度事務省金庫 India Office Balances

在倫敦紙幣準備 The London Branch of the Paper Currency Reserve

在倫敦金本位準備 The London Branch of the Gold Standard Reserve

紙幣準備に就ては既に前に掲げた。今歐洲大戰勃發當時の一九一四年及一九二八年

第二章 銀の需要

第二編 銀の需要と供給

の金本位準備額を示すと次の通りである。

在 倫 敦	一九一四年三月三十一日現在
英貨証券	一七、一六五
現 金	二五
英蘭銀行預金	四、三二〇
合 計	二一、五一〇
在 印 度	
ルビ一銀貨	四〇〇〇
同庫金未済債券	二二
合 計	四、〇二二
總 計	二五、五三二
在 倫 敦	一九二八年十二月三十一日現在
英蘭銀行預金	八

大戦以來
銀貨需要

印度の幣制に関する研究は、此程度に止めるが、以上の研究によつて知り得た所は、印度に於ては銀貨は一般の流通の爲めに鑄造されるのみでなく、紙幣の準備として、又金本位準備として、印度証券支拂の爲めにも鑄造せられることである。然らば之等貨幣的用途を有する銀は、一ケ年幾何程を需要せられるか。

印度の銀貨鑄造高

在 印 度	ナ	シ
金	二、一五二、三三四	
英國大蔵省証券	五、八六二、七三七	
其他英國及英領地政府証券	三一、九八四、九二一	
合 計	四〇、〇〇〇、〇〇〇	

印度に於ける鑄貨用銀需要は、即ち政府の銀需要である。舊い時代のことは暫く措き、大戦以後に於ける政府需要の消長を見るに、大戦中に於ては

(一) 貿易上巨額の輸出超過を來し、倫敦に於ける印度省証券の賣出高巨額に上り

第二章 銀の需要

第二編 銀の需要と供給

たる爲め、之が支拂準備として、國庫に多くの銀貨を保有せねばならなかつたこと。

(二) 民間に於けるルピー銀貨の需要、頓に増加したること。

(三) 東部戦線に活躍せる、印度兵に對する給料其他戦線に於ける支拂の爲め、多くの銀貨を必要としたこと。

等の理由により銀貨鑄造の必要は非常に増加した。然るに、

(一) 一九一四年來銀の産出高が世界を通じ減少したること。

(二) 交戦國が、相次での銀輸出を禁止又は制限したること。

(三) 各國共に鑄貨用銀需要が旺盛であつたこと。

によつて、銀を手に入れることが、甚だ困難であつた。茲に於て、英國政府は米國に交渉し、その結果ピットマン條例により、米國々庫保有銀貨を鑄潰して、供給を受けることになり、之によつて、印度政府は辛ふじて、その需要を充すことを得たのである。當時印度が幾何程の銀を購入し得たか。印度事務大臣の購入した銀の數量を左に示さう。(大藏省理財局「調査月報」第十九卷特別第一號「印度貨幣制度」に據る、單位標準

政府の銀
吸收高

オンス

一般市場より購入

一九一五——一六	八、六三六、〇〇〇
一九一六——一七	一二四、五三五、〇〇〇
一九一七——一八	七〇、九二三、〇〇〇
一九一八——一九	一〇六、四一〇、〇〇〇
一九一九——二〇	一四、一〇八、〇〇〇
計	三二四、六一二、〇〇〇

ピットマン條例による購入

一九一八——一九	一五一、五一八、〇〇〇
一九一九——二〇	六〇、八七五、〇〇〇
(一九一九年十一月三十日まで)	

合 計	二一三、三九三、〇〇〇
總 計	五三八、〇〇五、〇〇〇

即ち、戦時戦後に亘る五ヶ年間に於て、五億三千八百五千オンスに上つて居る。

第二章 銀の需要

一九一四年
來の銀
鑄造高

第二編 銀の需要と供給

斯の如き巨額の銀は、何れも銀貨に鑄造され、その大部分は、紙幣準備として、國庫に保持されたのである。大戰以後一九二五年迄毎年の銀貨鑄造高は左の通りである。

一九一四	四八、三七〇、一五〇	留比
一九一五	一五、二七二、一一八	
一九一六	二一、二九〇、二一〇	
一九一七	二六四、七八二、八七六	
一九一八	四一三、六五〇、六二八	
一九一九	四二七、六〇六、二八四	
一九二〇	一〇八、九三六、六六〇	
一九二一	六、四〇〇、〇六四	
一九二二	五六四、〇〇〇	
一九二三	一一、一〇二、三三二	
一九二四	三、三二五、〇〇〇	
一九二五	五、〇〇〇、〇〇〇	

(前掲調査月報第十六卷特別第三號「銀相場の変動と其將來」による)

一九三一年一月一日現在の高

印度貨幣鑄造高に關しては、米國造幣局長年報に一九三三年迄のものがオンスに換算されて掲載されて居る。併し、同じ採るなら留比價で表示された統計を載せ度いと考へ右の統計によつた。右の表でも明に看取出来る如く、印度の銀貨鑄造高は、一九二三、四年來著しく減少して居る。これは印度人も、最近次第に紙幣に關れて、銀貨の使用が減じた爲めだと思はれる。紙幣の發行高は、其後逐年増加し、一九一五年三月末に、六億千六百餘萬留比であつたものが、一九二五年三月末には、十八億四千三百萬留比になつた。其後、多少減じはしたが一九三一年一月一日現在には、十六億千三百四十萬留比で、一九一五年に比べると、格段の増加になつて居る。

印度は、一九二七年の貨幣法で、金塊本位の幣制を布いた。其結果、留比は銀を代表せずして、金を代表することになつた。従つて印度の銀需要は、今後は、補助貨鑄造用として起されるのだから、其量も今迄よりは遙かに少なくて済むことにならう。目下の處では、従來紙幣準備に充てゝ居た銀貨を處分する爲め、年々一定量の銀を市場に賣却しつゝある。従つて、新規の需要を起す所迄は行つて居ない。

民間の需要

第二章 銀の需要

第二編 銀の需要と供給

民間の需要は、美術工藝用並に貯蔵用の需要である。最近、印度人の貴金屬に對する考が大分變つたと云はれ、銀よりも金を愛好する度が強くなつて來たと傳へられて居る。若しそれが事實なら、今後は銀より金へ、其貯蔵の風習が移つて行くであらう。更に、金融機關に對する、理解と信頼の度が高くなれば、或は貯蔵の風習其物も、消滅するかも知れない。何れにしても、銀の貯蔵は夫れ程重要な問題でなくなるであらう。

美術工藝用の需要も、貴金屬に對する嗜好が變れば、當然影響を受けるものと云へる。併し、裝飾品素材として金は餘りに高價であるから、銀程一般的には使用され得ないであらう。故に此方面での需要は、減するものとは考へられない。美術工藝用需要が一ヶ年何れ位に上つたかに就ては、米國の造幣局で調査したものがある。それによると

一九二一年	二、二七九、四八一
一九二二年	二、一七九、四八一
一九二三年	一、三八二、六七七

即ち一ヶ年二百萬オンス内外に過ぎない。この調査も、實は餘り正確ではない。のみならず一九二一年以前、一九二四年以後の調査が出来て居ない爲め、需要の消長を知ることが出来ない。恐らく報告を得られなかつた爲めと思はれる。

印度の銀輸出入高

以上で吾々は、概略ながら印度の銀需要につき研究した。從來印度は、世界で毎年産出される銀の、三割内外を消費すると云はれるが、その數量を知ることが困難である。印度では、毎年我國と略等しい位の産銀がある。米國造幣局の調査した處によると、一九三二年が六百二萬六千七百三十七オンス、一九三三年は豫想であるが、六百八萬二百四十二萬オンスになつて居る。恐らく、普通六百萬オンスの産出を見るものとして間違ひないであらう。この産出額と、輸出されるものを差引いた、純輸入額との合計が、印度に於て年々需要される銀の總量である。云ふまでもなく、需要される總量は必しも消費される總量ではないのである。

印度の銀輸出入高

印度の銀輸出入高 (米國造幣局長年報に據る單位オンス)

第二章 銀の需要

第二章 銀の需要と供給

年次	入	出	純入
一八七三—七四			八、七七一、三二一
一八七四—七五			一六、二六九、五九〇
一八七五—七六			五、四一〇、〇四一
一八七六—七七			三、三九九、九六六
一八七七—七八			三、四四六、三三三
一八七八—七九			一三、九六六、二四六
一八七九—八〇			七、五八一、一九四
一八八〇—八一			三、六四三、三三八
一八八一—八二			一八、八三三、〇三二
一八八二—八三			二六、二六六、〇三三
一八八三—八四			三、四八八、三三二
一八八四—八五			三、五五五、八三三
一八八五—八六			四〇、六七九、九三三
一八八六—八七			三、〇七八、八二四
一八八七—八八	七〇、八七七、二四一	三、九四四、三四三	三、九七三、五八四
一八八八—八九	三〇、八四四、六五五	三、四〇八、六三三	三、四一八、〇八八
一八八九—九〇	四三、六〇〇、五九九	三、三六九、八八三	四〇、二三〇、七一六
一八九〇—九一	六六、二九〇、八七〇	四、六二一、六五五	六一、六六九、二一五

第二章 銀の需要

一八九一—九二	六、二七、六六〇	三、八三九、一四三	三、四三八、五一六
一八九二—九三	四、一八〇、二四四	八、六四六、六三三	四、四六六、三八九
一八九三—九四	六、三三六、二六六	五、九九九、三三三	七、三三六、九三三
一八九四—九五	三、六八八、〇六九	五、五九八、〇四七	一、九一〇、九七八
一八九五—九六	三、〇八三、八二〇	七、〇三三、七一一	三、九五〇、八九一
一八九六—九七	七、三三〇、三三三	一一、五九二、二三四	四、二六一、九〇一
一八九七—九八	六、五三三、六二二	二、三三〇、九九九	四、二〇二、六二三
一八九八—九九	四、三三六、七九〇	二、〇六一、三四三	二、二七〇、四四七
一八九九—一九〇〇	三、〇六三、三四三	三、〇七二、二六〇	一、〇一〇、〇八三
一九〇〇—〇一	六、七三六、五九三	二、五二二、三八三	四、二一四、二一〇
一九〇一—〇二	六、七三六、五九三	二、七三二、六八〇	四、〇〇三、九一三
一九〇二—〇三	七、五九九、一八三	三、三三四、八六三	四、二六四、三二〇
一九〇三—〇四	二、〇三三、七六五	三、三三三、六六九	一、三〇〇、九〇四
一九〇四—〇五	九、一八二、九〇八	三、三三三、三三三	五、八四九、五七五
一九〇五—〇六	八、八三三、〇九七	四、五三三、三三三	四、三〇五、七六四
一九〇六—〇七	三、八八八、〇〇八	七、六七九、一三一	三、七八〇、一七七
一九〇七—〇八	二、〇三三、七六五	八、四三三、九二二	六、四〇〇、一五七
一九〇八—〇九	八、八三三、〇九七	一一、三〇八、六三〇	二、四七四、五三三
一九〇九—一〇	七、五九九、一八三	一四、四六六、九三三	六、九〇七、七五〇
一九一〇—一一	六、二七、六六〇	一四、三九六、〇三〇	八、一一一、三七〇

一九二一—二二	一九二二—二三	一九二三—二四	一九二四—二五	一九二五—二六	一九二六—二七	一九二七—二八	一九二八—二九	一九二九—三〇
2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000
1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000

(七) 滿洲國

主要國中銀本位國たるものには、支那の外に滿洲國がある。滿洲國は、昭和七年二月二十五日、東北行政委員會が支那共和國から分離する計畫を建て、

國號を滿洲國とし

政體を民本政治とし

元首を執政と稱し

年號を大同と定め

首都を長春に置く

こととし、三月一日建國を宣言し、同九日舊清國皇帝溥儀氏を迎へて、執政の就任式を擧げ、同十二日、日英米支等十七ヶ國に建國の通告を發し、

(一) 奉天、吉林、黒龍江、熱河の各省、東北特別區蒙古聯盟は合同して獨立政府を建設し、支那共和國との關係を絶ち、三月一日を以て滿洲獨立國を建設せんと

(二) 各國と支那共和國との條約に基く支那共和國の義務は、新滿洲國の領域に關

する限り新國家に於て之を繼承する

旨を明かにし、茲に建國の大業に着手し、爾來我國の援助の下に、着々として國家的建設を進め、大同三年三月一日帝制を實施して、傳儀氏皇帝の位に即き、年號を康徳と改め、舊時代の面目を一新する程の、發展を見つゝある新興帝國である。

建國以來日尙ほ淺き爲め、銀問題研究に關する資料も、未だ多く公表されたものが無い。従つて、其詳細なる調査研究は、後日に待つの外無いが、概略の説明を試みると次の如くである。

貿易 滿洲國の領域とする所は、從來は貨物貿易上、輸出超過を續けた地域である。大豆、高粱等の農産物、鐵、石炭、金銀其他の礦産物、木材其他の林産物が極めて豊富であつて、輸出も之等の天産物が多い。即ち、輸出品の重なるものは、豆類、油粕採油原料、皮革類、硫酸安母尼、石炭、鉄鐵、木材、蘆、植物纖維等である。輸入品は、新國らしく建設的材料品が多く、セメント、鐵鐵製品、機械、同部分品、毛織物小麦粉、ゴムタイヤ、絹及人絹布、綿糸、メリヤス製品、ガラス製品、石鹼、綿布、紙、砂糖等である。殊に、最近我國人にして滿洲へ移住する者が多い結果、日本人向

の品物が多く輸入せられるに至つた。

貿易尻は、建國以來年々輸入超過に終り、國際貸借上受取超過となつて居る。之等の受取超過は、銀を以て決済されて居ること、支那と同様である爲め、銀の輸出入状態は、輸入超過を見て居る。

滿洲國の幣制

銀問題を通して見た滿洲國の意義は、銀が本位貨幣である點に存する。故に、その幣制を見ることが、最も必要である。滿洲國の幣制は、その建國當時は、舊政權時代の後を享けて、亂脈を極めて居た。そこで、建國後、先づ幣制を統一することとし、大同元年（昭和七年）六月十一日教令第二十五號を以て、貨幣法を發布し、更に同日教令第二十六號を以て滿洲中央銀行法を公布し、幣制の根本を確立すると共に、中央銀行を設立して貨幣統一の衝に當らせることにした。其後、舊紙幣其他の貨幣を整理する爲めの教令を發布し、それによつて幣制の整理は着々として進捗しつゝある。貨幣關係法規を左に擧げよう。

貨幣法（大同元年（一九三二年）六月十一日公布教令第二五號）

第二章 銀の需要と供給

第一條 貨幣の製造及發行の權は政府に屬し、滿洲中央銀行をして之を行はしむ
第二條 純銀の量目二三・九一瓦を以て價格の單位とし、之を圓と稱す
第三條 貨幣の計算は十進とし、一圓の十分の一を角と稱し、百分の一を分と稱し、千分の一を厘と稱す

第四條 貨幣の種類は左の九種とす

紙幣 百圓、十圓、五圓、一圓、五角

白銅貨幣 一角、五分

青銅貨幣 一分、五厘

第五條 紙幣は其額に制限なく法貨として通用す、鑄貨は其額面の百倍迄法貨として通用す。

第六條 鑄貨の品位量目は左の如し

一 一角白銅貨幣 總量三五（ニッケル二五參和銅七五の割合）

二 五分白銅貨幣 總量二瓦（ニッケル二五參和銅七五の割合）

三 一分青銅貨幣 總量三・五瓦（銅九五錫四五鉛一の割合）

四 五厘青銅貨幣 總量二・五瓦（銅九五錫四五鉛一の割合）

第七條 貨幣の様式並に製造、發行、損傷引換及銷却に關しては教令を以て之を定む

第八條 著しく汚染、磨損、又は毀損せる貨幣は、其額面價格を以て無手数料にて滿洲中央銀行に於て之を引換ふ

第九條 鑄貨にして模様を認識し難きもの又は私かに蓋印を爲し、其他故意に毀損せりと認むるものは貨幣たるの效力なきものとす

第十條 滿洲中央銀行は紙幣發行高に對し、三割以上に相當する銀塊金塊雜貨なる外國通貨又は外國銀行に對する金銀預ケ金を保有することを要す

第十一條 前條に掲げたる準備額を控除せる殘額の發行高に對しては、公債證書、政府の發行又は保證せる手形其他確實なる證券若くは商業手形を保有することを要す

第十二條 滿洲中央銀行は紙幣及鑄貨の發行高並に準備の増減に關する出納及毎週平均高表を作製して政府に申達し且毎週平均高は之を公表すべし

第二章 銀の需要

第二編 銀の需要と供給

第十三條 政府は滿洲中央銀行の監理官をして特に貨幣の製造及發行を監督せしむ
 監理官は何時にても貨幣の發行高、未發行高及帳簿を検査することを得
 第十四條 從來流通したる銀貨及紙幣に關しては舊貨幣整理辦法の定むる所に據る

附 則

本法は公布の日より之を施行す

この貨幣法の定むる所に據れば、滿洲國の幣制は銀塊本位であつて、實際市場には銀を代表する紙幣を流通せしめて居るに過ぎない。紙幣に對する準備は、發行總額の三割以上は銀塊、金塊、確實なる外國通貨、外國銀行に對する金銀預ケ金、其他の準備は公債證書、政府發行の手形、政府保證の手形、確實なる證券、確實なる商業手形を以て之に當てゝ居るが、兌換に應ずる義務は負ふて居ない。従つて、滿洲國には銀貨と云ふものは無く、貨幣的用途に需要せられる銀は、前記紙幣準備に充られる銀塊だけである。

この貨幣法は、幣制統一を目的とする暫定的法規たるに過ぎない。何れは、更に完全なる貨幣法を制定して、世界に恥かしからぬ幣制を確立すべき意圖が懷かれて居る

と思はれるが、今の處滿洲國の意圖は全く不明である。只、我國民間には、金本位を採用すべしと云ひ銀本位を可なりと云ひ或は日本の圓にリンクする幣制となすべしと唱へられて居るが、滿洲の幣制は滿洲國の經濟を中心に定めねばならぬので、夫等の意見の何れが適當であるかは輕々に斷定する譯にはゆくまじ。

滿洲國貨物貿易輸出入額

年次	輸 出	輸 入	差引 出超、入超△
大同元	六一八、一五六、八三七 ^円	三三七、六七二、七四八 ^円	二八〇、四八四、〇八九 ^円
大 同 二	四四八、四七七、六〇五	五一五、八三二、四二五	△ 六七、三五四、八二〇
康 德 元	四四八、四二六、五六七	五九三、五六二、二四八	△ 一四五、一三五、六八一

滿洲國銀輸出入表

輸 出 之 部

品 種	大 同 元 年	大 同 二 年	康 德 元 年
銀 幣			
朝 鮮		七五、五七四 ^円	一〇二、七二九 ^円

第二章 銀の需要

第二編 銀の需要と供給

中華民國	20,048			
生銀				
中華民國	316,990	1,188,949		
計	337,038	1,264,523	102,729	
輸入之總				
日 本	29,356,333	178,853		
朝鮮		10,335		
中華民國	14,139,912	5,885,368		
生銀				
中華民國		2,633		
計	43,496,245	6,077,189		
差 引	43,159,207	4,812,666	102,729	
入超				
出超				

第三編 銀 政 策

總 說

金銀復本位は、既に過去の夢であつたと思はれて居たが、最近に於ける銀價の低落を動機として、復本位への運動と理論とが久しぶりに物好きな亞米利加人によつて持ち出された。が併し、これは單なる物好きとして形付けるには、微か實行力が有り過ぎた。其運動は折からの政府の高物價政策、通貨膨脹政策、財界榮榮製造業の波に乗つて、遂にその目的の一部を達し、亞米利加合衆國を三度金銀跛行制とも云ふべき状態に立ち歸らせて了つたのである。

銀復位の問題は、其他の國では、殆んど感興を惹かれて居ない。金が本位貨の王座を暫く留守にして居る昨今でも、人々は矢張り價値の尺度を金に置くことを忘れず、金が再びその王座に直ることを希み、其爲めに努力を惜しまないが、銀に對しては復

位の希望を殆んど有つて居ない。只亞米利加に於てのみそれが問題となるのは、亞米利加特異の國情に基くのである。

概括的に云ふなら、銀は多くの國では、補助貨的使命を有するものとしか、考へられて居ない。従つて、銅其他の卑金屬同様單なる金屬商品として眺められて居るに過ぎないから、金に對する場合程、各國政府も神經を尖らせない。故に銀に對する諸國の對策は、只非常の場合のみに應急策が講せられるといふに過ぎない。或は銀價が暴騰し、或は暴落したる場合に於て、それが抑制或は緩和の策が講せられると云ふ程度である。勿論、銀に對する關係の深淺によつて關心を異にする爲め、其講ずる對策の程度も夫々違つて居るのである。

今銀に對する各國の政策を研究するに當つては銀に對する關係の深い國、従つて比較的多くの政策を施す國に就て比較的詳細に、其他の國に就ては極めて概略を見てゆかうと思ふのである。

諸國の政府に對する政策

米國の銀政策の擁護者

第一章 北米合衆國の銀政策

(一) 總 說

米國に於ける銀政策は、要するに銀生産者の擁護策であると云ふに盡きる。外見的には種々に裝飾されて居るとは云へ、其動機に於ても其結果に於ても、銀生産者の利益の爲めに講ぜられたものたるに過ぎない。併し、斯る批判的見方は暫く差控へ、只表面に現はれた銀問題に就て、一應目を通さう。

米國經濟界に於ける銀の地位

米國經濟界に於ける、銀生産の地位は決して重要なるものではない。其全生産界に於ける地位は暫く措き、單に鑛業界に於ける地位に就ても、夫れ程の重要性は有たない。次の表は金、銀、銅鐵鋼、鉄鐵、亜鉛、石油、石炭等の年産額（金額）を示すものであるが、此中に於ける銀産額が如何に小額であるかを見れば、其經濟上に於ける地位も自ら諒解し得らるゝであらう。

米國主要礦物年産額表 (單位千磅)

米國商務省統計に據る

種別	一九二九年	一九三〇年	一九三一年	一九三二年
金	四三、五二二	四七、三二八	四九、五三九	五二、八六六
銀	三三、六八八	一九、五三六	八、九七〇	六、八八八
銅	三三、三〇四	一八、一七二	九、八八七	五、〇五七
鉛	八四、七五五	五七、五七四	二六、八九七	一三、三三〇
錫	一七、二四九	一四、六六九	八〇、九三三	三三、八〇〇
銻	三二、八六八	三三、一五五	二五、二四七	三六、〇三三
鉍	八〇、八〇三	四六、九七九	三三、一五三	一三、三三二
重晶石	一、二六〇、二七七	一、〇九〇、二〇〇	五五〇、五〇〇	六六〇、〇〇〇
石油	一、三六六、三三三	一、一四〇、〇七七	八八五、三三〇	六九〇、〇三三
石炭				

併し、注意を要することは、米國に於ける銀生産が多く、金、銅、鉛、亜鉛鑛業に於て、副産物として産出されて居ることである。その爲め、産銀業者の大部分は産銀業者であると同時に金、銅等主産礦物の生産者でもあつて、業者の經濟界に占める地位は決して低くないのである。のみならず、米國の資本は、墨士哥の銀生産にも及んで

銀生産者
銅生産者
錫生産者
銻生産者
鉍生産者
その他

居り、更に一部分ではあるが、加奈陀の産銀業にも及んで居る。従つて、之等資本關係から見た米國銀關係者の勢力は一層強いものがある。次表は世界主要産銀國に於ける資本的支配勢力を示すものである。

資本關係其他の勢力より見たる世界銀産業

國別	採掘高	世界採掘高に對する割合	精煉高	世界精煉高に對する割合
米國	一七三、五九六	六六%	二〇五、八八三	七三・七%
英國	五六、六四六	二二・六%	三三、二二四	一一・四%
佛蘭西	五、五三三	二・二%	二六、五八七	一〇・一%
日蘭	五、一八八	一・九%	七、一四三	二・五%
墨西哥	五、二二三	二・〇%	五、二六三	一・八%
墨士哥	四、〇〇〇	一・五%		

即ち米國の資本は世界産銀の六割六分を支配し、更に世界の銀精煉高の七割二分七厘を占めて居る。

右の如く、米國の銀關係者は、其主産鑛業の經營者として、又、墨士哥、加奈陀(一

部ではあるが、この経済上の勢力は當然政治的にも延びて来る。そして、米國銀關係者は米國中央政界の上院にも下院にも、代表者又は其關係に甘んずべき議員を送り、それ等の議員を通じて、彼等の利益を擁護すべき立法を爲さしめつゝある。

政治的に見た銀問題

米國に於ける銀問題は、經濟上夫れ程重要性は無いが、政治的に見ると可成り重要問題になる。それは銀關係者を代表する議員中に有力者が多数居るのと、其主張する所が、インフレーションと相通する所があり又、農村議員とも合流し得る所がある爲めである。彼等の主張する所は、即ち一の通貨膨脹主義であつて、銀の貨幣的使用（即ち政府買上）を一層増加し、それによつて通貨を膨脹せしめて一般物價を吊り上げ、以て景氣を恢復せしむべしとするのである。この主張は云ふまでも無く、インフレーションの主張である。が、更に農村に於ける多数の負債者は貨幣價値の下落により、其債務が實質的に輕減せられるので、この主張に耳を傾ける。そこで農村選出議員とは容易に合流して、共同戦線を議會に張り、其主張する所を實現せしめる

ことが出来る。従つて彼等の政治的勢力は侮り難いものがあるのである。

加ふるに、銀關係者を代表する議員には、代々有力者が多かつた。多く民主黨に屬して居るので、民主黨政府時代には一層その勢力を振ふことが出来る。現在銀關係議員として有力な者は左の諸氏である。

K. Pittman	民主黨	ネヴァダ州選出	上院
F. A. Mc Carran	民主黨	ネヴァダ州選出	上院
W. E. Borah	共和黨	アイダホ州選出	上院
B. K. Wheeler	民主黨	モンタナ州選出	上院
W. H. King	民主黨	ユタ州選出	上院
E. P. Costigan	民主黨	コロラド州選出	上院
A. B. Adams	民主黨	コロラド州選出	上院
L. J. Scrugham	民主黨	ネヴァダ州選出	下院
W. L. Fiesinger	民主黨	オハイオ州選出	下院
Martin Dies	民主黨	テキサス州選出	下院
C. I. White	民主黨	アイダホ州選出	下院
T. C. Coffin	民主黨	アイダホ州選出	下院

米國に於ける銀問題は、實は今に始まつたことではない。米國が最初に貨幣法を制

米國の銀
問題の傳
統的であ
る

米國最初
の貨幣制
度

第三編 銀 政 策

定した一七九二年以來、貨幣制度の變更改定ある度に繰返されて居る所である。従つて、銀問題も、銀關係者の運動も、常に過去の問題と運動とに關聯して繼續し來つたものである。仍而、此所に簡単に過去に於ける銀問題に就て述べようと思ふ。

米國に於ける銀問題の歴史

過去に於ける銀問題は、常にその貨幣制度に關聯して起つて居る。故に、銀問題の歴史を述べることは、米國貨幣制度の沿革を語ることになる。

米國最初の貨幣法 米國最初の貨幣法は、最初の財務長官 Alexander Hamilton 氏によつて、議會に提出せられ、一七九二年四月二日に公布せられた。謂ゆる金銀複本位制で、

(一) 貨幣の單位を弗と稱し、一弗は九八二位の銀四一六グレン(純分三七二・二五グレン)とし

(二) 右銀貨と一對一五の比率に於て金貨を鑄造し、金貨は十弗金貨 Gold Eagle とし、その純分を二四七・五グレンとする。

ことを骨子とせるもの、貨幣の種類は次の通りであつた。

金貨	量目(單位グレン)	
	總量	純量
イーグル (一〇弗)	二七〇	二四七 $\frac{4}{8}$
半イーグル (五弗)	一三五	一二三 $\frac{6}{8}$
1/4イーグル (二弗半)	六七 $\frac{4}{8}$	六一 $\frac{7}{8}$
銀貨		
弗(又は單位)	四一六	三七一 $\frac{4}{6}$
半弗	二〇八	一八五 $\frac{10}{16}$
1/4弗	一〇四	九二 $\frac{18}{16}$
デイスメス	四一 $\frac{8}{5}$	三七 $\frac{2}{16}$
半デスマス	二〇 $\frac{4}{5}$	一八 $\frac{9}{16}$

金銀貨共に、其種類の如何を問はず、一切の支拂に於て合法貨幣とせられ金貨は一七九四年、銀貨は一七九五年より鑄造を開始された。

然るに、此貨幣法制定以前から、銀價は下落の傾向を有ち、貨幣法制定當時は、既に金銀比價は一對一五を屢々越へて居た。今ソエトピア氏の推算せる當時の金銀比價を見るに、次の通りである。

一七九三年	一五・〇〇	一八二〇年	一五・六二
一八〇〇年	一五・六八	一八三〇年	一五・八二
一八一〇年	一五・七七	一八四〇年	一五・六二

銀價が下落して、米國の法定比率を下廻つた結果、金貨は次第に海外へ流出した。のみならず、銀貨も亦、當時市場に流通して居た外國銀貨（多く磨損銀貨）より良質であつた爲め、次第に海外へ流出し、市場は悪質の外國銀貨で充された。而かも、金銀比價の動搖は止まず、兩貨間の比率改定の必要が迫つて來た。

金銀貨法定比率の改正　そこで一八三四年六月二十八日チエファアソン大統領の下に新法を制定公布し、金銀貨の法定比率を改正し、左の如くした。

銀貨 不變

金貨 一弗に付純金量 二二三・二グレイン（従前は二四・七五グレイン）

改正の結果、金貨は品位九一六 $\frac{2}{3}$ より略九〇〇位となり、金銀比率も一對一六・〇〇〇二になつた。改正が銀貨に及ばなかつたのは、當時の經濟界が、主として銀貨を使用して居た爲め、改正の與へる影響を顧慮した結果である。

比率改正

再度の比率改正

次で、一八三七年に、更に改正が加へられた。今回の改正は、

(一) 金銀貨の品位を共に九〇〇位としたこと

(二) 法定比率を一對一五・九八八としたこと

で、この改正により、銀貨の純分は二七一・二五グレイン、十弗金貨は純金二二二・二グレインとなつた。

然るに、其後銀價は幾分恢復し、殊に、金礦が米國濠洲等で發見採掘せられた一八五〇年からは此傾向が顯著になつた。その結果として、金が流入して、銀貨の流出を見るに至つた。

一八五三年の改正　そこで一八五三年、財務長官コーウインは貨幣法の改正を企て、

(一) 半弗以下の銀貨の品位を一弗に付三四五・六グレインとし、その鑄造は政府の必要によりてのみ行ひ

(二) 半弗以下の銀貨の強制通用力は五弗以下とした。其結果半弗以下の銀貨は比率一四・八八二となつたが、本位弗銀貨に就ては、何等改正を加へず、依然無

制限法貨とした。

一八三七年貨幣法 一八七三年には、米國は全國的に恐慌に見舞はれた。その結果として、支拂手段の不足を來し、インフレーション運動が擡頭した。此間に處して、パウトウェル財政長官により金本位を採用せんとする貨幣法の改正が企てられた。一八七三年二月十二日公布の貨幣法がそれである。同法は一八六九年 J. J. Knox 氏の立案せるもの、一八七〇年に上院に提出され、三年の長さに至つて論議せられ、幾分修正の上可決、公布を見るに至つたものである。法律の要點は、

- (一) 弗銀貨を補助貨的地位に引下げること
- (二) 金弗貨を以て本位貨たらしめること、金弗は、標準量目二五・八グレーション(純分二三・二二グレーション)とする。

(三) 本位弗銀貨の鑄造を廢すること
 を骨子とするものであつた。そして一八七四年六月二十二日の法律により、「合衆國の銀貨は、一初の支拂に際し、一回に五弗を超へざる額に於てのみ、その額面價格にて法貨たるべきもの」と定められ、本位弗銀貨は、全く補助貨的地位に下されるに至つた。

一八七三年
 貨幣法

ブランド
 アリソン
 條例

た。

併し、この頃から、謂ゆるシルヴァーメンの活動漸く見覺しくなり、この貨幣法定に當つても、その阻止に努力し、その勢力も漸次強大となつた。その結果として、有名なグリーンバック紙幣の整理問題に絡み、金本位を規定せる前記の法律を殆んど無効ならしむる立法運動が起つた。

ブランド・アリソン條例 南北戦争當時發行された謂ゆる Green Back 不換紙幣は、米國通貨史上の痼である。幾度か整理の緒に付かんとしたが常にインフレーションニストの強要に遭ふて、果さなかつた歴史を有つて居る。一八七五年一月十四日之が回収に関する條例 Resumption Act of 1875 が制定せられ、正貨に兌換する筈であつたが、當時の米國財界は非常な不況に襲はれて居たので、その回収により通貨が收縮する場合には、不況は一層深刻となるであらうとの懸念から、インフレーションニストは、寧ろ金銀兩本位制を復活せしめて、通貨の膨脹を圖るべしと稱へた。この意見は、遂に議會の多數を制し、一八七六年八月十五日銀問題に関する全般的調査及報告を爲すべき委員會が設立され、同委員の一人であつたブランド氏によつて、一八七七年十

二月に兩本位制に関する法案が議會に提出せられ、大統領の拒否を押し切つて、一八七八年二月二十八日成立を見るに至つた。これが *Brand-Allison Act* である。條例の要旨は、次の通りである。

- (1) 財務長官は、純銀三七・二五グレーンに付一弗以下の價格を以て、毎月二百萬弗乃至四百萬弗の銀を買入れ、之に對し大藏省紙幣 *Treasury notes* を發行する。
 - (2) 財務長官は其買入れた銀地金を以て、一八九一年一七月一日起毎月二百萬オンスを品位910、四二二 $\frac{1}{2}$ グレーン金銀（比價一五・九八八）の本位弗銀貨に鑄造し、之を無制限法貨とする。
- と云ふにあつた。

この法律により政府の買入れた銀は、一八七八年から一八九〇年迄に、合計二億九千百二十七萬二千餘オンスに上り、此買入價格三億八百二十七萬九千餘弗、之により鑄造された本位弗銀貨は三億五千二百萬弗であつた。そして政府は、買入れた銀を以て本位弗銀貨を鑄造し、グリーン・バック紙幣を償還して居たのである。

シャーマン條例 併し、銀關係者やインフレーションニスト、或は農民は、これを以

條例によ
る銀買上

ンシャーマ
ン條例

て満足せず、更に銀の買上を増加して通貨を膨脹せしむべしとし、又もや議會を動かして一八九〇年七月十四日に *Gold Standard Act* を制定せしめた。同條例はブランド・アリソン條例を修正するものである。要旨は

- (一) 財務長官は、銀の市場價格が本位弗銀貨の價值（一オンスに付一弗二九仙）以下である場合、毎月銀地金四百五十萬オンスを買上げ、其代價として大藏省紙幣を發行して交付すること、右紙幣は無制限法貨とし本位弗銀貨で償還するものとする。

(二) 一八九一年七月一日起、政府は毎月銀二百萬オンスを以て本位弗銀貨を鑄造すること

を主旨とした。本條例に基き政府の買上げた銀は、總計一億六千八百六十七萬四千餘オンスに上り、之に對し發行された大藏省紙幣は一億五千五百九十三萬一千弗と註された。

斯く、政府を強要して銀買上を行はしめたに拘はらず、銀價は下落する一方で政府も亦買上に伴なふ損失に堪へず、此法律は遂に一八九三年十一月一日に之を廢止する

に至つた。

一九〇〇年金本位法 合衆國の金本位は、斯の如く銀關係者の策動によつて軌道に乗らず、再び復本位類似の状態に歸つて了つたが、其後も本位制に關する論議は絶へずして、一八九六年の大統領選挙には

本位制度
で及ぶに

民主黨は金銀兩本位制を政綱の内に掲げ

共和黨は列國と協定して兩本位制實現に努力するが協調不成立の場合は金單位を
採用する

マツキン
レイン
大統領
に就任

との政綱の下に相争つた。勝利は遂に共和黨に歸し、McKinley 氏が大統領に就任するに及び、上院議員數名を歐洲に派遣して金本位制採用を各國に勸奨せしめたが、遂に其效なきを察し、一九〇〇年貨幣法（同年三月十四日公布、謂ゆる金本位制）を成立せしめ、金本位制を布いて了つた。爾來ピットマン條例の發布あるまで本位銀幣は鑄造を停止され、米國幣制は此法律により確立せられたまま、維持されて來たのであつて、銀關係者も亦、暫く沈黙を守らざるを得なかつた。一九〇〇年貨幣法の要點は次の如くである。

(一) 品位十分の九の金二五・八グレインより成る弗を以て價値の標準とする、合衆國の鑄造若は發行する一切の硬貨及紙幣は此標準と均等の價値を維持せしめること、價値の維持は財務長官の責務である。

(二) 従來發行された合衆國紙幣 United States Notes 大藏省紙幣 Treasury Notes or 1890 の償還も本位金弗を以てし、その爲め別に一億五千萬弗の金貨及地金を準備として國庫に保有すること。

(三) 既存の弗銀貨其他の貨幣は法律により既に賦與した法貨たる資格に變化は無いこと。

(四) 一八九〇年七月十四日の法律で購入した銀を以て、シヤーマン條例及一八九八年六月十三日の法律による本位弗銀貨を鑄造することを許し之に對し銀證券の發行を爲すことも認められた。

(五) 金貨及金塊を受入れ之に對し金券を發行することが出来る。

以上の如くであるが、同法は更に金銀兩本位制に關しても多少の敬意を表し、將來世界の主要商業國間の協定により、更に又永続的に維持し得る金銀比價を以て國際的

兩本位制の採用を便宜とし且つ可能ならしめたときは本法は其達成を妨げるもので無い旨をも規定して居る。

米國に於ける銀運動は、其後暫く鳴を靜めて居たかに見へたが、世界大戰が勃發し、銀貨不足が痛感せられるに及んで、再び銀關係者の運動が起り、之に政府の聯合國に對する銀供給問題が關聯して、ピットマン條例の制定となつた。同條例は近來に於ける銀政策として重要なものであるから項を改めて詳細に研究することにしよう。

(二) 歐洲大戰以來の銀政策

以上吾々は、米國に於ける貨幣制度創設時代からの主要な銀政策に就て、概略の研究を試みた。そして、吾々は之等の銀政策が、何れも貨幣制度と關係して起つて居るのを知つたのである。然るに、一九〇〇年以後にあつては、銀は殆んど總ての國家に於て本位貨としての地位から引下されて了つたので、最近に於ける銀政策は主として價格調節若くは幣給の調節に關するものとなつて了つた。只米國に於ては、從來からの銀關係者の主張として、銀の貨幣的使用を強調する理論が常に附隨して、政策の上にもそれが現はれて居るのであるが、米國政府當局者と雖も、又銀關係者と雖も何の

邊まで眞剣に銀の復位を考へて居るかは素より問題である。

米國に於ける銀政策が、特に世界經濟に大きな働をしたのは、歐洲大戰以來のことである。大戰勃發するや、各國は相次で金銀の輸出禁止を斷行し、出來得る限り金銀の流出を防止するに努めたが、戰爭の進展するにつれ、銀貨鑄造用の銀需要が、各國共に時を同じうして起つた。従つて、各國は競争的に銀を買進んだ爲め、折柄の産出額減少と相俟つて銀價は昂騰し、而かも銀の供給充分ならず、各國共に銀問題に苦しんだ。此間に在つて米國の勤めた役割は、英國と結んで銀の國家的管理を行ひ、銀に最も苦しむ印度の需要を緩和し、且つ世界の銀價を暫くの間安定せしめることであつた。それは、世界各國にとつても希まじきことであつたと共に、又米國自身の利益にも合致するものであつた。そこで米國が採つた大戰以來の銀政策は、

ピットマン條例の判定

銀貨の輸出

銀の輸出入禁止及其解除

銀最高價格の公定

第一章 北米合衆國の銀政策

等であつた。就中最重要なものは、ピットマン條例施行による銀對策であつた。
 一九二〇年三月以來、銀は落調を辿つて居る。殊に、一九二七年印度が貨幣制度を改革して、金塊本位制を布いて以來は、銀價は更に釣瓶落しに下落して、一九三〇年前後は、最も低位に落ちた。當時に於て、最も困難を感じたのは、米國の銀關係者である。従つて之等銀關係者は、遂に政府を動かして、銀對策を國策として樹立せしむる迄に成功した。一九三三年以來、ローズヴェルト大統領の採つた銀對策は、ピットマン條例に次で、最近に於ける重要政策であつた。

故に米國最近に於ける銀對策を研究するに當つてはこの二つの重要政策に就て力を注ぐこととしよう。

(A) ピットマン條例による銀政策

米國の最近に於ける、銀政策として特筆すべきは、一九一八年四月二十三日のピットマン條例 Pitman Act 發布に關聯する銀對策であつた。吾々は先づ、其條例發布に至つた経緯から研究せねばならぬ。

條例制定の理由

歐洲大戰の勃發した、一九一四年から一五年へかけては、銀價は却つて下落したが、これは素より一時的恐愕相場で、やがて戦局の進展すると共に、昂騰せざるを得なかつた。即ち倫敦紐育銀市場の相場は、

年 次	倫 敦			紐 育		
	最 高	最 低	平 均	最 高	最 低	平 均
一九一四	二七片 $\frac{3}{4}$	三三片 $\frac{1}{8}$	二五片 $\frac{3}{8}$	三九片 $\frac{1}{4}$	四七片 $\frac{5}{8}$	三九片 $\frac{11}{16}$
一九一五	二七片 $\frac{1}{4}$	三三片 $\frac{3}{8}$	二五片 $\frac{11}{16}$	三六片 $\frac{1}{2}$	四三片 $\frac{3}{4}$	三九片 $\frac{11}{16}$
一九一六	二七片 $\frac{1}{8}$	三三片 $\frac{11}{16}$	二五片 $\frac{5}{16}$	三六片 $\frac{5}{8}$	四三片 $\frac{7}{8}$	三九片 $\frac{1}{2}$
一九一七	二五片 0	三三片 $\frac{11}{16}$	二五片 $\frac{7}{8}$	三六片 $\frac{1}{2}$	四三片 $\frac{3}{4}$	三九片 $\frac{3}{8}$
一九一八	二四片 $\frac{1}{2}$	三三片 $\frac{1}{2}$	二五片 $\frac{1}{2}$	三六片 $\frac{1}{8}$	四三片 $\frac{1}{8}$	三九片 $\frac{3}{4}$

と、先づ一九一六年五月に三七片 $\frac{1}{8}$ の高値を出し、一九一七年九月に五五片となつた。紐育も亦大體倫敦と同一歩調で、一九一七年十月には一〇八仙 $\frac{1}{2}$ となつた。

斯の如く、銀貨が昂騰氣勢を辿るに至つたのは、銀の供給量が減少せるに對し需要が激増したことに基因して居る。銀の産出高は、既に説明せる如く一九一三年迄は毎年二億一、二千萬オンスに達して居たのが、一九一四年には一億七千二百餘萬オンス、

産額減少

一九一五年には一億七千三百餘萬オンス、一九一六年には一億八千餘萬オンス、一九一七年には一億八千六百萬オンス、と、戦前に比し、著しき減少を來した。この産額減少は、當然銀相場に影響し、騰貴に導く重要材料となつたが、更に此の材料に勢を與へたのは、大戦争に於ける各交戦國の銀需増加であつた。

歐洲大戦當時起つた各國の銀需要の原因、需要状態等に就ては、既に第二編に於て之を研究した。故に、再び茲に之を繰返すことを差控へるが、要するに、交戦國、中立國が戦争の影響を受け、物價騰貴による補助貨の不足、戦費として要する小額支拂の爲め、巨額の銀貨鑄造を開始せること、及戰時要品材料、其他の原料品輸入代金支拂の爲め、印度、支那等の銀貨國に對する支拂の爲め、巨額の銀輸送を必要としたが爲めであつた。

銀價昂騰、歐洲諸國の強烈なる銀需要、銀産額の減少の中に立つて、銀貨國として、交戦國の一員として、歐洲諸國に比し一層銀の必要に迫られた印度政府の、銀蒐集上の苦心は並大抵ではなかつた。ピットマン條例の制定は、實にこの印度の銀不足に基因して、之が緩和を圖ることを目的の主要なる一つとして居る關係上、茲に簡単に印

需要増加

度需要の状態を説明せねばならぬ。

印度の銀需要が、大戦勃發後愈々増加した主要原因は、次の如きものである。

- (一) 銀貨貯藏の風習が旺んとなつたこと。
- (二) メソポタミア其他東部戦線へ出征せる兵士への給料其他小額支拂に銀貨を要したること。
- (三) 印度證券支拂の爲の銀貨を要したること。

印度人の銀貯藏は、従來銀塊又は銀裝飾品の形で行はれるものが多かつたが、次第に留比銀貨を以て貯藏する風習が生じた。殊に、大戦により輸出貿易が盛んとなり、之が支拂の爲め輸入された銀が銀貨となつて市中に出るに及んで、この風習は一層多くなり、政府が一九一七年九月に、私人勘定に屬する銀の輸入を禁止した後には、銀塊の入手が困難となつた關係上、益々銀貨貯藏を盛んならしめた。この爲、政府が鑄造する銀貨は、次々に市中から姿を没する有様で、銀貨増鑄の必要は、益々加はつた。今、大戦中、幾何の留比銀貨が貯藏の爲め民間に吸收されたか。

民間の銀
吸收高

第三編 銀政策

一九一四——一五年度	六七、〇〇〇千留比
一九一五——一六年度	一〇四、〇〇〇
一九一六——一七年度	三三八、一〇〇
一九一七——一八年度	二七八、六〇〇
一九一八——一九年度	四五〇、二〇〇

歐洲大戦前は、一ケ年大約七千八百八十萬留比が吸収されつゝあつたに比すれば、格段の増加である。従つて、市中に流通すべき銀貨に不足を生じ、其補充の爲め、新に巨額の留比銀貨を鑄造せねばならなかつた。

又、メソポタミア、東亞弗利加、其他の戦線に出征せる印度兵には、留比銀貨で其給料を支拂はねばならなかつた。その爲め、印度政府は單に國內で需要する銀貨のみでなく、速く戦線へも、巨額の銀貨を送る必要が起つたのである。

更に、大戦勃發と共に、英本國其他聯合諸國から戦時用原料品の注文を受け、輸出の増進を來した爲め、巨額の受取勘定を生じた。この受取勘定は、倫敦に於て、印度省が販賣する印度省證券によつて、其決済が行はれるのであるが、印度政府は、この

印度省證券發賣高の増加

一九一四——一五年度	七、一九八、二〇五磅
一九一五——一六年度	二〇、八一〇、二五七
一九一六——一七年度	三七、六七一、五七七
一九一七——一八年度	三四、八六五、七九八

印度證券支拂準備

と云ふ額に上つた。之等印度證券の相場は一留比に付電信賣一志四片7³²、一九一七年十一月二十一日以降は一志四片15¹⁶の割合、となつて居た。従つて、其支拂額は極めて巨額に上らねばならなかつたのである。

紙幣の増發、其準備の増加

更に印度は、戦時の通貨不足を補ふ方策の一として、紙幣の流通を奨励し、巨額の政府紙幣を發行したが、紙幣に對しては金銀を準備としたので、その爲めにも亦巨額の銀を要した。

斯く、印度は戰爭中巨額の銀貨鑄造の必要に迫られたが、その供給方面は、前述の

第一章 北米合衆國の銀政策

如く産銀量の減少、歐米諸國が銀の輸出を禁止又は制限せることにより、殆んど閉塞さるるの状態で、印度の悩みは言語に絶するものがあつたが、この悩みに更に根本的な悩みを添へたのは、銀價の昂騰と銀不足とにより、同國の貨幣制度の根幹が動搖すべき惧れの生じたことである。

印度幣制の危機 當時の印度は、謂ゆる英貨爲替本位として知らるる貨幣制度を採つて居た。この制度を維持する爲めには、先づ第一に、銀の供給が充分であることが必要であつた。然るに其供給は、前述の如く極めて不十分である爲め、國內に於ける銀在高は次第に減じ、一九一八年四月二十二日現在の紙幣發行高十億千九百八十萬留比に對し、銀保有高僅々一億千六百九十餘萬留比に過ぎない状態となつた。更に必要なのは、銀の輸出入が自由であることであつたが、歐洲大戰勃發と同時に、各國は次々に銀に對し輸出禁止を斷行し、印度も亦一九一七年七月十一日、私人勘定に屬する銀の輸入を禁ずる等、銀の輸出入が各國によつて禁止された。更に最も必要なことは、留比貨の實價が其法定價格を維持することであるが、銀價は戰爭の進展と共に昂騰し、一九一七年には早くも留比銀貨の鑄造點たる四三片〇五を突破する勢で、留比銀貨は

幣制の危機

幣制の危機
救済の策

盛んに鑄造に會ふと共に、英貨との比率（一志四片）を保つことが出来なくなつて了つた。斯くして印度の幣制は之を維持することが困難になつた。

印度幣制の根幹に動搖を來すことは、印度の經濟にとり甚だ好ましくならぬ結果を招徠するものであるが、更に一層英國の經濟にとり不利益である。茲に於て、英國政府は印度事務大臣と協力し、印度幣制擁護の爲め百方手を盡すこととし、

(一) 英國に於ける印度省證券の賣出を制限し、且其賣出價格を引上げたこと、これに依つて印度に於ける同證券への支拂額が制限される。

(二) 印度民間の銀輸入を制限又は禁止すること、これによつて印度政府の銀蒐集上の支障を幾分緩和し得らる。

(三) 英國政府が米國政府と協同し、一九一八年産銀の買占を行ふこと。等を策したのである。

英國に於ける印度省證券の賣出高は、前述の如き金額に上つたが、それは決して英國國民許りの必要によつたものでなく、當時銀の輸出を禁ぜられて居た。諸國の商人が其倫敦に在る資金を以て盛んに印度省證券に買向つたこと、及印度へ私人勘定として

銀を輸出し得ざる商人が、對印度支拂の爲め、印度省證券の購入者となつたが爲であつた。茲に於て、印度省當局は一九一六年十二月十二日の公示を以て、印度證券の賣出最低價格の引上を行つて以來、度々其賣出を制限し或は價格の引上を爲し、或は定例日たる水曜日の賣出以外の賣出を中止する等の手段を盡して其制限に努めた。

英米協同
一億
の計
オンス
を一
として
購入す
る計

斯くの如くして、印度内に於て印度省證券に對する支拂に要する銀貨の増加額を、可及的少なからしむるに努めたが、尙ほ印度政府の銀購入を容易ならしむるやう、民間輸入の途を塞ぐ必要を認め、一九一七年七月十一日付の布告 *Governments of India Notification No. 1671, F.* を以て、私人勘定に於ける銀輸入を一般的に禁止し、只特許を與ふる場合のみ之を許すことにした。が、斯る手段を以てしても、印度の銀不足に伴ふ困難を到底緩和することの出来ないのを察し、遂に一九一七年十一月英米兩國政府が協同して、一九一八年産銀の内一億オンスを購入する協定を締結するに至つたのである。

一億オンスの銀は米國並に墨士哥に於ける一ヶ年の産銀の殆んど全部に等しい量である。之が購入を爲し得らるれば、假令其半を印度に輸入することゝしても同國の銀

目を付
けられた
本位弗
銀貨

不足は大に緩和せらるべき筈であつた。併し、その協定は單に協定として終り、遂に銀購入の實行に入るに至らずして止んだ。當時英國は、この銀購入價格の決定を米國政府の交渉に一任して置いたのであるが、米國政府は、産銀業者と購入の交渉を爲すに當り、一オンス當り八十五仙の價格を以て一億オンス全部の買入を爲す希望であつた。が、當業者は銀價の騰勢にあるを察して、此價格で賣り應ずることを肯せず、一オンス一弗を主張し、妥協遂に成立せずして物分れとなり、英國政府の計畫は失敗に終つたのである。

米國々庫の本位弗銀貨 斯く種々の銀對策を施したに關はらず、遂に銀不足を緩和することを得ず、印度政府の立場は益々苦境に立つたのである。茲に於て英國政府が目をつけたのは、米國政府がその銀券發行準備として國庫に保有する本位弗銀貨であつた。

この本位弗銀貨は、一八七八の年ブランド・アリソン條例並に一八九〇年のシャーマン條例に基き政府が銀を購入して鑄造したもので、國庫に保有せられた額は、一九一八年四月一日現在に於て四億九千八百餘萬弗に上つて居た。大戦中、銀が世界的に

米國側の
輿論

缺乏せる際、銀券引換の準備とは云へ斯く巨額の銀貨が使用せられず蔵置せられることに就ては、既に米國々民間に於ても論議の的とせられて居た。即ち米國の立場から云へば、米國も亦金本位を擁護する必要があるので、銀貨國特に印度に對する支拂は銀を以てし、金の流出を出来るだけ防止せねばならない。殊に米國多年の懸案である、銀證券を整理するには好個の機會であると云ふので、この國庫準備金を鑄潰して、民間の銀不足を補ひ、聯合國の銀不足による困難を救ひ、支那、印度其他の銀使用國に對する支拂に、銀を使用する途を拓き、以て金本位を強固にすべしとの議論が生じた。

茲に於て、米國政府は、英國側の交渉を承認し、遂にピットマン條例の制定を見るに至つたのである。

ピットマン條例

ピットマン條例は、米國ネヴアダ州選出上院議員 Key Pittman 氏により、一九一八年四月九日議會に提出せられ、修正、追補を加へた上、同年四月二十三日法律として實施せられた。「合衆國に於ける金の供給を維持し、合衆國に逆調なる貿易差額を

條例の名

制定の目
的

銀で決済し、又補助貨鑄造用及市場に需要する銀を供給し、合衆國の敵と交戦中の外國政府を援助する等の目的を以て、銀の價格變動を防止し、其の生産を奨励する條例」と云ふ、長い題名を有し、全文九ヶ條より成る簡単な法律である。今、その要點を摘記すれば、次の通りである。

- (一) 合衆國に於ける金の保有高を維持すること
 - (二) 合衆國の貿易差額を銀で決済すること
 - (三) 補助貨鑄造及市場需要に對し銀を供給する場合
 - (四) 聯合國政府を援助する場合
- 最後の聯合國政府援助とは、即ち英國を援けて印度に銀を供給することを意味するものである。

鑄潰銀貨
の銀證券
の消却

鑄潰の限度 鑄潰の限度は、國庫に保有し、將來保有すべき本位弗銀貨の内三億五千

賣却價格

萬弗を限り、随時に鑄造することが出来る。そして鑄造された銀貨を準備として發行して居た銀證券は、其額面價格たる一弗で償却すべきである。

賣却價格 銀地金の賣却價格は純銀一オンスに付一弗以上とする。一弗といふ標準は、生産費を考慮して定められたが、賣却後補充の爲め買上げる銀の鑄造費を考慮に入れて、一弗以上といふことにした。其條件は、財務長官が決定する。

補充買入

補充買入 前記の賣却を爲した場合、財務長官は直ちに造幣局長に命じて、鑄造の上賣却された本位弗銀貨一個毎に、純銀三七一・ $\frac{25}{100}$ グレーンを買入しめねばならぬ。

補充の爲め買入れる銀は、合衆國で採掘且精煉されたものたるを要し、造幣局の現行規定に準據し、一オンスに付一弗の一定價格により、地金の引渡は、造幣局長の選擇によつて、紐育、費府、デンヴァー、桑港に於てする。この一オンス一弗の一定價格で買上げる規定は、結果に於て銀の價格を公定したことになる、この價格は、大戦中暫く紐育銀塊相場を制肘して居たこと、屢説の通りである。

買入限度

買入の限度 再賣却される額を除いた、銀の純買入額（限度）は、本條例により鑄造賣却された本位弗銀貨と、同額の本位弗銀貨を鑄造するに必要な額に達するまで、繼

再賣却

續せねばならぬが、其額を超へてはならぬ。補填の爲め買上ぐる時期に就ては、規定が無い。

再賣却 買上げられた銀は、鑄造銀と同様、再賣却が出来る。又、補助貨鑄造用として、造幣局長に引渡した銀地金は、之を賣却又は再賣却したものと看做される。再賣却の爲め、餘分の銀を買入れた場合、その餘分の銀は、本位弗銀貨に鑄造するか、その鑄造の爲め保有せねばならぬ。又本位弗銀貨を鑄造した場合には、其額面だけの銀證券を發行せねばならぬ。この一項が設けられた爲め、多年懸案であつた銀券の整理は、不可能になつた。

銀行券の發行

銀行券の發行 通貨の收縮を補ふ爲め、聯邦準備銀行は、聯邦準備銀行券の發行が出来る。この發行は、財務長官の請求に基き、聯邦準備局の許可又は請求により、法律の規定に基き、合衆國債務證券 United States Certificates of Indebtedness 或は一ヶ年金券 One-year Gold Notes を、合衆國々庫出納官に寄託して行ふ。且、發行額は、本法により鑄造賣却された本位弗銀貨の、總額を超過してはならない。

銀行券の回收

銀行券の回收 本位弗銀貨を鑄造し、賣却する場合には、先づその本位弗を準備とし

て發行した銀券を回収しなければならぬ。その回収の爲め、通貨が收縮する恐れがあるので、之が救済の爲め聯邦準備銀行券を發行する途を拓いた。が、逆に本法により買入れた銀地金で、本位弗銀貨を鑄造した場合には、聯邦準備局は準備銀行に命じて、本法により發行した前項の銀行券を回収せしめねばならぬ。回収額は、本位弗銀貨鑄造額に達する迄であつて、此場合財務長官は、回収せられた銀行券の保證として寄託された、合衆國債務證券或は一年金券を、償還せねばならぬ。

ピットマン條例の要點は、右の如きものである。次に、右條例の實施と、その影響に就て見よう。

條例による銀の賣却

(一) 印度政府への賣却 ピットマン條例制定の、主要目的の一つは、英國を援助して、印度の銀不足を補ふことにあつた。故に、米國政府は、英國政府との協定に基き、本條例による鑄造銀の内、二億純オンスを印度政府に賣却すべく、本契約を締結した。現送は、一九一八年七月頃から開始され、一九一九年六月頃迄続いた。そして、この爲めに鑄造した本位弗銀貨の總額は、二億五千九百十二萬千五百五十四弗、鑄造

印度への賣却

造幣局長への賣却

により得たる銀地金は、二〇〇、〇三二、三二五・六四純オンスに上つた。賣却価格は、一オンスに付一弗と云はれて居る。

(二) 造幣局長への賣却 財務長官は、一九一八年九月から一九二〇年十二月迄に、總計千四百五十八萬九千七百三十オンス一三を、補助貨鑄造用として、造幣局長に引渡すことにした。其内譯は

(一) 賣却銀(本位弗銀貨鑄造による分)

年 月 日	賣却數量	銀貨本位	オンス當價	賣却價格	損失額
一九一八、九、七	七七、九七・八九 ^{オンス}	1,000,000 ^弗	一・〇 ^弗	七七、九七・八九 ^弗	三七、〇〇二・一一 ^弗
一九一九、一一、一八	七、八六、七三・二四	10,000,000 ^弗	一・二九	一〇、一一、一六・〇〇	四、六八五・九二
一九二〇、一一、六					

(二) 再賣却銀(買上銀の賣却)

一九二〇年一〇月一八日	六、〇〇〇、〇〇〇 ^{オンス}	オンス當一弗
同年三月一八日		

合計千四百五十八萬九千七百三〇オンスに、上るべき筈であつた。然るに、財務長官は一九二二年二月十一日及十二月十九日の兩度に亘つて、造幣局長への賣却を全部取消して了つた。その理由は、補助貨鑄造の必要が消滅したから、と云ふにあつたが、この事實が翌一九三三年三月末、造幣局長より公表せられると、世論は財務長官に其權限ありや否やに就き沸騰した。

銀地金の買上

鑄造銀の賣却を爲したる場合、財務長官は直ちに造幣局長に命じ、補充の爲銀地金の買入を行はしめねばならぬ。が、其時期に關しては素より規定がなかつた。只買入價格は一オンスに付一弗の定額であつたから、銀價が一弗より高價な場合には買上は出来なう。

政府が、銀價の低落を待ち、買上を行ふに至つたのは、一九二〇年五月十七日からである。買上數量は、約二億七百萬オンスと推定され、米國産銀に相當する額を超へざる限度で、外國産銀も買上げられることになつた。この公表があるまで、世間は、買入數量に對する豫想を

銀の買上
數量

印度へ賣却した 二億三萬二千餘オンス

造幣局長へ引渡した 八百五十八萬餘オンス

合計二億八百六十二萬餘オンス

と爲して居た。併し、造幣局長への引渡は取消されて居たので、結局買上は、印度へ賣却したもののみとなり、産銀業者は豫想に反する數量に、著しく困惑したと云はれて居る。

買上は、一九二〇年五月から、翌二三年六月迄續いた。その期間中、毎年の買上高は次の通りで、其總額は大體印度に賣却せる銀と等しいものであつた。

一九二〇年	六、五〇〇、五九三オンス
一九二一年	五四、二二五、一〇四
一九二二年	五六、六三六、八〇九
一九二三年	八三、二二二、五二九
計	二〇〇、五八五、〇三五

之等の買上は、必ずしも現物のみでなく、將來引渡を行ふものもあつたので、現物の

引渡は其後一ヶ半年も置いて行はれたとのことである。
條例による本位弗銀貨の鑄造

條例により、買上られた銀による本位弗銀貨の鑄造は、一九二一年二月十九日に開始せられた。鑄造される總額は、鑄造された本位弗銀の額面價格に相當すべきものであるから

銀貨の鑄造額

英國(印度)へ賣却の爲鑄造……………	二五九、一二一、五五四弗
補助貨鑄造用として……………	一一、一一一、一六八
計……………	二七〇、二三二、七二二

を推定されて居た。實際に鑄造された額も亦次の如く推定額と一致して居る。

一九二一年……………	八七、七三六、四七三弗
一九二二年……………	八四、二七五、〇〇〇
一九二三年……………	五六、六三一、〇〇〇
一九二四年……………	一三、五三九、〇〇〇
一九二五年……………	一一、八〇八、〇〇〇

平和弗

一九二六年……………	一一、二六七、七〇〇
一九二七年……………	二、九八二、九〇〇
一九二八年……………	一、九九二、六四九
計……………	二七〇、二三二、七二二

鑄造された新本位弗銀貨は、舊銀貨と様式を異にし、對獨逸平和條約を記念する意匠を施したものであつたから、之を平和弗 Peace Dollar と呼ばれて居る。ピットマン條例の目的とした所は、金本位の擁護、貿易差額の銀による決済、補助貨及市場需要に對する供給、聯合國援助、銀價の變動防止、産銀業者保護と云ふにあつた。そして結果に於て補助貨及市場需要への供給、貿易差額の銀による決済に就ては、遂に何等施す所は無かつたが爾餘の目的は充分に達せられた。

ピットマン條例と銀價

銀塊相場は、ピットマン條例による、銀買上價格に制肘せられて、一九一九年五月に至るまで、比較的安定を見て居た。更に、一九二〇年後の銀價低落時代に於ても、本條例による銀買上が行はれて居る間は、下げ足は鈍らされた。印度に對する銀供給

は印度の銀不足を緩和して、その幣制も破綻を見せることなしに済んだ。産銀業者に與へた利益は、銀價の低落を防止し得たわけでも、渺なからざるものがあつた筈であるが、更に買上によつて一層利益を収めることになつた。斯くて制定の目的を達したピットマン條例は、一九二八年、同條例による最後の本位弗銀貨鑄造が行はれた後は、又其適用を見ることが無くなつたのである。

(B) ピットマン條例によらざる本位弗銀貨の供給

一九一九年、下半期からの銀價暴騰に際し、銀貨國との貿易は、爲替採算不利に陥つた。米國政府は、聯邦準備局、及聯邦準備銀行と協議の上、銀本位國との間の爲替安定を計る目的を以て、國庫保有の本位弗銀貨を、銀貨國へ輸出することに決した。そして、一九一九年十二月より一九二〇年五月までに、合計千三百萬弗の本位銀貨を鑄造の上、又は到着後鑄造す豫定で、上海へ向け輸送した。右は一九一九年十二月九日付の、ステートメントに明示した如く、國庫保有の本位弗を他の貨幣と引換に、聯邦準備國外國爲替課に引渡し、紐育聯邦準備銀行を通じて、在東洋の米國銀行支店に送り、本國との間の爲替調節に使用せしめるものであつた。

大藏省の
幣制局の
一、其の
變動によ
る來貨の
調節

銀貨の爲
替調節の
爲め現貨
の送附

右の本位弗銀貨供給は、ピットマン條例による鑄造銀と、全然別箇のものであつて、機宜の處置として、財務長官と聯邦準備局及聯邦準備銀行との、協議の下に行はれたのである。そして此措置が講ぜられたが爲め、銀貨國との貿易決済に就ては、銀價騰貴による爲替上の損失を免かるゝことを得、取引の圓滑を期するを得たのである。

(C) 銀輸出の禁止とその解除

多くの國に於て、銀の輸出禁止若くは其の解除は、金の輸出禁止、若くは其解除に伴つて行はれて居る。米國に於ても亦然りである。

敵國に對する銀輸出禁止 一九一七年八月二十七日の輸出制限令に於て、八月三十日以降獨逸、其同盟國及殖民地、及之等諸國の軍隊が占領せる地、並に歐洲中立國及其殖民地に對する、金銀貨及金銀地金の輸出は、大統領令の定むる時期及取締制限に従はざる限り、之を許さざる旨規定した。

一般的銀輸出禁止 右制限令の發布後、更に一般的に銀の輸出禁止を斷行する必要を認め、一九一七年九月七日大統領令を以て、特許を得たる場合の外、同年九月十日以後は、金銀貨及金銀地金を海外へ輸出することを得ないこととした。が、銀に對して

一般的禁止

敵國への
輸出禁止

は、更に銀地金及銀貨の輸出申請は、關係聯邦準備銀行の意見に従つて、出來得る限り許可を與へ、加余陀銀貨の輸出は、當分無制限に許し、旅行者が成年者一人に付五千弗以下の弗銀貨、補助銀貨及銀行券を携帯する場合、大藏省は之に許可を與へることとした。

銀製品の輸出禁止 一九一八年一月八日以降、銀鍍金商品の輸出を禁止したが、同年四月十五日之を銀製品及銀含有品と改め、特許ある場合の外之が輸出を禁止した。

銀輸出禁止解除 一九一九年五月五日、米國政府は「聯邦準備局は銀地金及外國銀貨の輸出に對し自由且無制限に許可を與へる」旨公表し、銀は輸出禁止を解除されるに至つた。次で同年六月九日、聯邦準備局は、從來外國爲替取引及金銀貨、金銀地金及紙幣の輸出に行はれた管理を撤廢する、但例外として勞農露國に對する金銀貨、金銀紙幣の輸出に行はれた管理を撤廢する、但例外として勞農露國に對する金銀貨、金銀地金及紙幣の輸出及同國との爲替取引、露國留貨の輸出入、米國救濟局 Relief Administration を通じて行はる、諸地方との取引に就ては、依然之を禁止する旨公表した。更に同年六月二十六日付命令を以て、大統領は金銀の輸出禁止に關する從來の法令全部を廢止するに至つた。

(D) 銀最高價格の公定

ピットマン條例制定後、銀塊相場は、この條例による政府の銀地金買上値段、一オンスに付一弗を標準として定められて居たことは、既に屢々説明した通りである。が、紐育市場相場は、其後この買上價格より、稍もすれば上廻らんとする氣勢が見えて來た。それは、東洋諸國殊に印度が、民間の銀を買漁つたが爲めであつた。そこで米國政府は一九一八年八月十五日の布告を以て、銀の最高價格を一オンスに付一弗一仙と定めた、と同時に銀の輸出に對し、一層嚴重な制限を加へるに至つた。

茲に於て、紐育市場相場は右の最高價格に制せられ、一九一九年五月五日最高價格公定を廢止するまで、銀價は大體安定して居たのである。

(E) 産銀業者の運動

ピットマン條例の規定による銀の買上數量は、最初一般に豫想されて居た處によると、二億千四百餘萬オンスであつた。然るに一九二三年八月二十日造幣局長の發表した處によると、政府の買上は當業者が豫想して居た買上豫定數量より千四百餘萬オンス方少なく、従つて豫定より速かに買上が完了せられる豫定になつて居ることが明か

にされた。それは、造幣局長へ補助貨鑄造用として賣却したものが、其後全部取消されて、本位弗銀貨に再鑄されたことが、公表されて居なかつた爲めの見込違ひからであつた。従つて、當業者は、既に一億千四百オンスの買上あるものとの豫想の下に、精煉其他の設備を施し相當の資本を投下して、生産の増加を圖つて居たので、この公表により、意外の打撃を豫想されることになつた。

茲に於て當業者が先づ願ひ出し、遂に米國上院金銀委員會を動かし、それが中心となつて金銀業者と共に、對策を講ずることとなり、一九二三年九月四日ネヴァダ州 Reno に會議を開催し、輸出組合の設立、精煉所より大西洋岸までの運賃を戦前の標準にまで引下げることを決議し、委員を選んで其實行に取掛つた。委員は一九二三年十一月四日より三日間紐育に參集して協議したが、輸出組合の組織は成立を見ず、其後一九二四年、ソルトレーキ市に開かれた産銀業者大會に於て、輸出組合の組織を延期して、米國産銀業者組合 American Silver Producer's Association を組織するに決した。従つて今後の銀關係問題に就ては右の組合が主となつて活動する譯である。

(F) ルーズヴェルト政府の銀政策

前途の
暗澹の
たる銀
價の
下落

一九二七年印度が幣制を改革して、金本位に移つて以來、年々巨額に上つた其鑄貨用銀需要がバツクリ減じたのみならず、却つて十一億數千萬留比に上るその廢貨銀が、世界に供給せられることになり、世界の銀需要供給關係に大なる狂ひが生じた。さなきだに、各國の貨幣改鑄による過剩銀、廢貨銀供給の出現と需要減退との爲め、低落歩調にあつた銀貨は、印度の需要減と廢貨銀供給とに益々其歩調を強め、その前途は暗澹たるものがあつた。

シル
メル
ヴの
ア
活
躍

茲に於て、先づ活動を開始したのは、米國の Silver-idea 一團であつた。一方に國內に於ては議會を動かして、一九三三年農業救済法第三部、謂ゆるトーマス通貨増發法中に、銀に關する一項を挿入するに成功したのを手始めとし、次々に銀政策に關する具體案作製を政府に迫り、遂に一九三四年、銀買上法、銀の國有令等を公布せしめ、他方一九三三年の倫敦經濟會議に、米國代表委員ピットマン氏を通じて働きかけ、銀に關する決議を可決せしめ、更に右經濟會議と別箇に、右の決議に基く銀關係八ヶ國の會議を開催せしめて、印度其他の廢貨銀供給量の制限、政府の銀買上量割當等の協定を成就し、之等の諸對策によつて、遂に銀貨を吊上げること成功した。斯くて、

銀貨は漸く一九三四年下半年期から恢復の曙光を認め得るに至つた。
關係法規教書等

米國の銀對策は、一九三三年五月十二日に成立せる、農業經濟法第三部、第四十二條(b)項(2)に、金銀比價の決定及右比價に基く銀の無制限鑄造をなす權限を、大統領に賦與する一項を挿入して、金銀兩本位貨の無制限通用を爲すに至るべき素地を作つたことに出發し、一九三四年の銀買上法及其第七條に基き發せられたる銀國有令により、銀の買上、銀の強制徵收が規定せられ、其實施を見るに至つたことに終るものと云へるが、其間成立したる法規、發せられたる大統領教書等を、其發せられ或は成立を見た順序により列擧すると、次の通りである。

(一) 農業救濟法(一九三三年五月十二日) 中銀關係事項

(一) 第三部第四十三條(b)項(2) 金銀比價の決定及銀の無制限鑄造に關する權能を
大統領に賦與する件

(二) 第二部第四十五條 外國政府の合衆國に對する債務の支拂に銀を以てするこ
とを許容する權限を大統領に賦與する件

(一) 倫敦銀協定の批准に關する大統領布告(一九三三年十二月二十一日)

ハケ國協定に基き米國新産銀を一オンスに付六十四仙半にて買上ぐる件

(三) 金政策に關する一九三四年一月十五日の大統領教書

一切の金所有を政府に移し金貨の流通を廢し、金を地金の形態にて通貨の基礎たらしめ(即ち金塊本位)弗の金價値を現行價値の五〇%乃至六〇%の範圍にて改定(即ち平價切下)し、改訂益中二十億弗を以て爲替安定資金とせんとする立法を議會に勸奨した教書で、銀に關しては、其貨幣的使用を更に多からしめんとする政策の實現に付ての立法を議會に勸奨することを、暫く差控ゆる旨を述べて居る。
此教書の勸奨により一九三四年金準備法は制定せられたのである。

(四) 一九三四年金準備法中銀關係事項

第十二條別項に於て一九三三年農業救濟法第三部第四十三條(b)項末尾に追加修正を加へたもので追加せられた事項は

(一) 一般より銀を受入れ之に對し銀證券を發行すること

(二) 政府保有の自由銀に對しても銀證券を發行すること

(三) 銀貨鑄造に當り外國産銀と内國産銀との間に鑄造料手数料、及條件に差別を設けること

(四) 本位赤銀貨の純分を金弗の純分と同一割合を以て減少すること

(五) 補助貨の銀量目を變更すること
等である。

(五) 一九三四年第七十三議會に於ける各種の銀立法

第七十三議會に於ては銀に關する各種の法案が議員により提出せられたが、政府は夫等の立法運動に動かされて遂に銀買上法の提案を爲すに至つたものである。

(六) 一九三四年銀買上法

以上各種關係措置の総括りを爲したる法律とも見るべきもので、銀の政府買上を中心とせる立法である。

右の諸法令、教書の内、農業救済法中の銀關係事項は、米國に對する聯合國政府の戰爭による債務元利拂を、銀で受けることを許容する權能を大統領に與へたものを除いては何等銀政策に關する具體案を示すものではなかつた。謂はゞ、銀政策に關し議

會が政府の意嚮を探らんとする、前哨たりしに過ぎないものである。そして、政府の政策が愈々具體化して來たのは、一九三三年の銀協定の批准に關する大統領布告以後のことである。

農業救済法の銀關係條項

農業救済法に於ける銀關係條項は、第三部第四十三條(b)項の(2)及第四十五條(a)項(d)項及(c)項である。右の第三部は謂ゆるトーマス通貨増發法であつて、元來金鑄造に關し現行量目を減少せしめることを目的とする修正條項で、銀に關しても次に示す如く無制限法貨として自由鑄造を許すべき權限を大統領に與へて、金銀兩本位制を實現し得べき素地を作らんとしたのである。勿論右の修正條項は、其條文が示す如く、政府を強制するものでなく、其權限を行使すると否とは一に大統領の裁量に一任されて居たのである。

金に關する條項は大統領の容るゝ所となり、一九三四年の金準備法の制定に結果した。銀に關しては、大統領は右の條正條項に含まれた主旨を諒とはしたが、金準備法を制定する當時迄は、何等具體案を考慮せず、金準備法の立法を勸與する議會への教

書中に述べて

併しながら余は倫敦協定の結果及我が其他の通貨政策の結果を考察する必要ありと信ずが故に銀の貨幣的使用を更に擴張すべく此際議會に勸奨することを差控へる旨を附記して、巧に立法勸奨を避けたのである。

この農業救済法に就ては、金準備法審議に際し上院議員ピットマン氏より追加修正の案が提出せられ金準備法第十二條別項として成立を見たが、其の内容に就ては前掲關係法規教書等の第四號に於て擧げられた事項だけで充分と思ふから、茲に再記することを省略する。

農業救済法中銀關係條項

(A) 第三部第四十三條(1)項の(2)

金銀比價の決定及銀の無制限鑄造の權限を大統領に賦與する件

國內に於ける物價を安定し、低落した外國通貨により受ける不利益から外國貿易を保護する爲め、大統領は布告を以て、その必要と思惟する量目に於て品位十分の九の金弗の量目を定め、品位十分の九の銀弗の量目を右金弗に對し確定比率にて定め、

金銀弗の
確定比率

斯くして定められた比率の下に無制限に金及銀の鑄造を爲し、若くは合衆國政府が他の一政府及多數の政府と協定し、合衆國及夫等の諸國の通貨と金の價值との間に一定比率が定められた場合には、大統領は其の協定により定められた比率により金弗の量目を定めることを得る。

右の如くして量目の定められた金弗を以て價值の標準單位とし、合衆國により發行若くは鑄造せられる他の一切の貨幣は、この標準に對し平價を維持すべく、その維持を以て財務長官の義務とする。

但、如何なる場合に於ても、現行の量目を五〇%以上減少せしむるやう金弗の量目を定むることを得ない。

(B) 第三部第四十五條(a)項、(d)項、(e)項

合衆國に對する外國政府の債務の支拂を銀にて受領する權限を大統領に賦與する件

(1)本法通過の日より向ふ六ヶ月間に支拂期限の到來する外國政府の合衆國に對する債務の支拂につき、大統領は本法通過の日より向ふ六ヶ月間を限り其元利金の全部

又は一部を銀にて受領することを得る。

受領せらるべき銀は一オンスに付五〇仙の價格を越ゆるを得ず、又本條に基き受領せらるべき銀の總額は二億弗を越ゆることを得ない。(四十五條(a))

(2) 財務長官は債務の支拂として受領した前記の銀の總額に對し、其適當と認める券面額の銀證券を發行する。

右の銀證券は合衆國金庫局長によつて合衆國の一切の債務支拂に使用せられる。(第四十五條(d))

(3) 本條により受領せられた銀は、財務長官の裁量に依り本位弗銀貨及補助銀貨に鑄造せられ、本條の規定に基き發行せられた銀證券の償還に充てられる。

本條により受領せられた銀は、本條の規定により鑄造せられたものを除き、現行法に規定する銀證券の平價を維持する爲め國庫に保有せらる。銀證券が國庫に提出せられたときは、其所持人の選擇により本位弗銀貨若くは補助銀貨を以て償還する。

但、本條により發行した銀證券の償還に就ては財務長官は其支拂ふべき硬貨の内三

分の一を超へざる部分を補助貨で殘額を本位弗銀貨で支拂ふことを得る。(第四十五條(e))

銀の買上策

一 倫敦八ヶ國銀協定 倫敦經濟會議に於ける銀に関する決議、並に右決議に基き經濟會議と別箇に開かれた八ヶ國銀協定の内容に就ては、第二編第一章の(二)鑄造銀並に貯藏銀の供給の項に於て、銀處分に関する八ヶ國協定を説明する際、之を掲記して置いたから茲に再録することを差控へる。

一九三三年六月倫敦に開かれた世界經濟會議に於ては、米國代表委員ピットマン氏によつて銀に関する一つの提案が爲された。右の提案は、銀貨の吊上を目的とするもので、廢貨銀賣却の防止、政府による銀の買上、銀の貨幣的使用の増加、中央銀行の兌換準備の二〇%までを任意に金又は銀にて保有すること等を含んだものであつたが、其審議が分科會に移されるに及んで、幾多の反對意見が續出し、小委員を設けて決議の立案を爲さしめ、或は銀關係國より成る特別委員會を設けて、協定の可能性を研究せしむる等、幾多の曲折を経て遂に一の決議案を作製し、これを本會議に報告し

八ヶ國銀
協定

八ヶ國銀
協定によ
る米國の
買上義務

て、倫敦會議休會の直前其承認を得たものである。(決議は前同様第二編第一章参照) 而して、右決議を基礎とし、經濟會議とは別箇に、一九三三年七月二十二日銀生産國並に銀保有國八ヶ國間に、銀の賣却制限並に政府買上に関する協定が成立した。協定の内容は、之又第二編第一章に之を掲記したが、其要點は、米國、濠洲、加奈陀、墨士哥及秘露の銀生産國は右協定存続中、銀の賣却を行はず、且一九三四年より向ふ四ヶ年間、毎年各國産銀の内より合計三千五百萬オンスを買上ぐる事、及印度、支那、西班牙の銀保有國は協定存続中、其保有する銀の賣却を制限し、印度は毎年平均約三千五百萬オンス、西班牙は五百萬オンスの限度にて賣却を爲し、支那は全く賣却を中止すると云ふにあつた。そして、この協定成立後、米國政府の買上ぐべき數量は、一ヶ年二千四百四十二萬四千四百十オンスと定められたのである。

この協定は、各國共に批准した。米國大統領は、一九三三年十二月二十一日、此協定を批准する布告中に於て、

(一) 造幣局長に命じ、批准の日以後國內で産出された銀を買入れしめ、本位弗銀貨の鑄造に充て

(二) 受入れた銀地金の五〇%は鑄造料として徴收し

(三) 残余の五〇%(六四仙六四五になる)を本位弗銀貨に鑄造して銀納入者に交付する

(四) 造幣局に徴收した銀は地金のまゝ保有し、一九三七年十二月二十一日迄は、合衆國貨幣に鑄造する外之を處分しない

旨を述べて居る。

而して右の批准に関する布告に基き、銀の買上は間もなく開始された。

二 議會に於ける立法競争 銀政策に関するローズヴェルト大統領の態度は、幾多銀關係者の運動があつたにも拘らず、比較的冷靜であつて、何等積極的に提案を爲すに至らず、金準備法制度の勸奨を爲した一九三四年一月十五日の教書に就て見ても、銀の貨幣的使用を擴張することには、寧ろ反對の意嚮を有する如く思はれた。其實際に施行した處を見ても、曩に聯合國の米國に對する債務元利拂に銀を以てすることを許容したこと、及前記の八ヶ國協定に基く國內産銀の買上を實施したに過ぎずして、一九三四年に開催された第七十三回議會に對しては、幾多重要な提案が爲されて居た

冷靜なる
大統領の
態度

他足らぬ
銀關係議

にも拘はらず、銀政策の片鱗をなす何等の政府案を見ることが無かつた。斯る冷静なる政府の態度に對しては、銀關係の議員として無論默止する筈はなかつた。即ち、一九三四年の第七十三回議會に於ては、上院に於ても下院に於ても、各種の銀關係法案が議員から提出せられ、それが通過に關し躍起の運動が行はれるに至つた。

下院の提
出案

(一) ダイス *Diess* 案 (下院提出) 米國の過剩農産物を購入する外國に對しては銀貨又は銀塊による支拂を許し、支拂銀の價值は市價より二五%以内だけ高價に受入れることを許し、高價に受け入れる爲めの損失は一ケ年四億迄とすることを根幹とする法案

(二) フィーシニング *Frishberg* 案 (下院提出) 大蔵省は最高十五億オンスを限度として銀の買上を行ひ、右の買上は銀純分三七・二五%に對し金純分二三・二二%グリーンが同一價格(即ち金銀比價一對十六)となるまで引續いて行ふと云ふ法案

上院の提
出案

(三) ホイラー *Wheeler* 案 (上院提出) 金銀比價が一對十六に達するまで政府に對

し毎月五千萬オンスの銀を買上げる權能を與へ、買上限度は十億オンスとする法案

(四) トーマス修正案 (上院提出) 前掲ダイス案に修正を加へるもので、財務長官の定める價格で國內の銀ストックを買上げ、銀の國有を實現せんとする修正等が主要なるものであつた。之等の法案は、何れも銀の政府買上を終局の目的とするもので、夫々下院或は上院を通過し、ダイス案の如きは上院に於てトーマス氏の修正を加へ、既に下院に廻附され法律として議會の協賛を得べき形勢となつた。茲に於て政府も遽に問題を重大視し、議會銀プロットとの間に交渉を開始し、その結果政府より新たに銀買上に關する法案を提出することとなつて妥協成立し、政府は從來の冷淡な態度を改め、急遽銀買上法案を作製して、一九三四年五月二十二日大統領が「銀に關する立法を勸奨する教書」を議會に對し送ると同時に提案せられた。

大統領が議會に與へた教書の要旨は、

- 一、國庫の貨幣準備中、銀を以てする額を増加し、總額の四分の一迄を限度として許容すること。
- 二、其爲め大統領に銀の買入を爲す權能を賦與すること。

大統領が
議會に要
求せらるる
要旨

三、必要ある場合、工業用以外の國內通利銀を正當な補償の下に國家に徵收し、貨幣銀の輸出入取締を爲す權能を政府に與ふること。

四、銀取引により生ずる利益に對し、少くともその五〇%を課税すること。

にある。即ち銀プロッタの要求は容れられた譯で、大統領はこの敎書を議會に送ると同時に、政府の作成した「銀買上法案」を提出した。

三 銀買上法 法案は直ちに審議せられ、修正を施した上六月十三日兩院を通過し同月十九日大統領の認可を得て公布せられた。法律の大意は次の通りである。(意譯)

財務長官に銀を買上げ證券を發行する權限を與へ

及其他の目的の爲めの法律

第一條 本法は一九三四年銀買上法と略稱する。

第二條 合衆國の貨幣ストック中、貨幣價值に於て四分の一を銀にて保有し且維持することを結局の目的として、金に對する銀の割合を増加するを以て合衆國の方針とすることを茲に宣言する。

第三條 財務長官は合衆國の貨幣ストック中金に對する銀の割合が該ストックの貨

國庫準備
中の銀保
有程度

財務長官
の權限

買上價格

銀の賣却

銀證券の
發行

幣價值の四分の一以下の場合に於ては、何時にても國內若くは海外に於て、現物若くは先物にて、合衆國公債、硬貨、紙幣又は他に用途の決定せざる國庫餘裕金を以て、財務長官が公共の爲め妥當且最有利なりと思惟する相場、時期、及其他の條件の下に銀の買上を爲す權限を賦與せられ且買上ぐることを命ぜられる。但買入價格は銀の貨幣價值を超ゆることを得ない。

一九三四年五月一日現在に於て合衆國に存する銀の買上價格は純分一オンスに付五十仙を超ゆることを得ない。

第四條 銀の市價が其貨幣價值を超へ、又は銀ストックの貨幣價值が金及銀のストックの貨幣價值の二割五分を超ゆる場合に於ては、財務長官は何時にても大統領の同意を得、且本法第五條の規定に従ひ、本法による權能に基き徵收せる銀を國內若くは海外に於て、現物若くは先物にて、財務長官が公共の爲妥當且最有利なりと思惟する相場、時期及其他の條件に於て賣却し得る。

第五章 財務長官は第三條により買上たる銀の原價 Cost より尠なからざる額面價格 Face Amount に相當する銀證券 Silver Certificate を隨時に定める券面額 Deno-

mintionにて發行する權能を賦與せられ且つ命令せられる。該證券は實際に流通せしめられる。

既發の銀證券及今後發行すべき銀證券はその擔保 Security としてその銀證券の額面金額に相當する貨幣價值の銀地金及本位銀券 Standard Silver Dollar を以て國庫に保有せねばならぬ。既發行及今後發行せらるべき銀證券は、一切の公私債務、租稅、公課等の支拂に於て法貨たるべく且合衆國々庫に於て要求次第本位銀券を以て償還せらるゝものとする。

財務長官は右償還の爲め本位銀券を鑄造する職權を有する。

第六條 財務長官は本法の政策を有效ならしむる爲め必要なりと認めるときは、大統領の同意を得、特許其他の方法により、銀の取得、輸入、輸出若くは運送、夫れに關する契約其他の事項を、調査し、取締り、若くは禁止し、及び夫れに關する報告の提出を要求する職權を有する。

本條の職權による特許、命令、規則の規定に、故意に違反したる者は一萬弗以下の罰金に處し、自然人なる場合には十年以下の禁錮若くは兩者を併科し、法人の役員、

本位銀券の鑄造

銀に對する政策の實施

銀強制徵收の權

重役若くは其代理者にして情を知りて之に關與したる者は同様の罰金禁錮若くは兩者を併科する。

第七條 大統領は本法の政策を有效ならしむる爲め必要なりと認むる場合には、行政命令を以て何人の所有若くは占有たるを問はず、一切の銀を合衆國造幣局に引渡 delivery すやう要求することを得る。引渡を受けた銀は、大統領の決定により本位銀券に鑄造し、若くは他の方法にて合衆國の貨幣ストック中に加へられる。引渡を受けた銀に對しては、引渡された銀の貨幣價值の内より、財務長官が大統領の同意を得て決定したる鑄造料及其他の手数料 Seigniorage, brassage, coinage and other mint charge を引去りたるものを、本位銀券若くは其他の合衆國硬貨又は紙幣を以て交附する。但、如何なる場合に於ても引渡銀に對して交附せらるゝ價值は、銀の引渡命令が發せられた時期に於ける公正なる價值 Fair Value を下ることを得ない。公正なる價值は該命令の發せられた時期以前に於て相當期間に於ける市場價格により之を定めねばならぬ。

財務長官は斯かる銀、本位銀券、硬貨及紙幣の輸送に必要な一切の費用（保險料、